

沖縄県立芸術大学給排水設備・電気設備改修工事

図 面 目 録

建築図			電気設備図			機械設備図		
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-01	特記仕様書 (1)	—	E-01	特記仕様書 (1)	—	M-01	特記仕様書 (1)	—
A-02	特記仕様書 (2)	—	E-02	特記仕様書 (2)	—	M-02	特記仕様書 (2)	—
A-03	特記仕様書 (3)	—	E-03	特記仕様書 (3)	—	M-03	特記仕様書 (3)	—
A-04	特記仕様書 (4)	—	E-04	地下1階幹線改修配線図	1/250	M-04	特記仕様書 (4)	—
A-05	仕上表	—	E-05	1階幹線改修配線図	1/250	M-05	給排水系統図 (改修)	—
A-06	トイレ平面図 (改修前・改修後)	1/50	E-06	2階幹線改修配線図	1/250	M-06	地下1階給排水設備改修図-1	1/250
A-07	展開図 (改修後)	1/50	E-07	3階幹線改修配線図	1/250	M-07	地下1階給排水設備改修図-2	1/100
A-08	建具表 (改修前・改修後)	1/50	E-08	屋上階幹線改修配線図	1/250	M-08	1階給排水設備改修図-1	1/250
A-09	トイレ屋上防水改修図	1/50	E-09	地下1階幹線撤去配線図	1/250	M-09	1階給排水設備改修図-2	1/150
A-10	地下1階雨水配管図	1/250	E-10	1階幹線撤去配線図	1/250	M-10	2階給排水設備改修図	1/250
A-11	1階雨水配管図	1/250	E-11	2階幹線撤去配線図	1/250	M-11	3階給排水設備改修図	1/250
			E-12	3階幹線撤去配線図	1/250	M-12	屋上階給排水設備改修図	1/250
			E-13	屋上階幹線撤去配線図	1/250	M-13	給排水系統図 (撤去)	—
			E-14	照明器具表【撤去・改修】	—	M-14	地下1階給排水設備撤去図-1	1/250
			E-15	地下1階電灯設備図【撤去・改修】	1/250	M-15	地下1階給排水設備撤去図-2	1/100
			E-16	1階電灯設備図【撤去・改修】	1/250	M-16	1階給排水設備撤去図-1	1/250
			E-17	2階電灯設備図【撤去・改修】	1/250	M-17	1階給排水設備撤去図-2	1/150
			E-18	3階電灯設備図【撤去・改修】	1/250	M-18	2階給排水設備撤去図	1/250
						M-19	3階給排水設備撤去図	1/250
						M-20	屋上階給排水設備撤去図	1/250
						M-21	共用トイレ排水改修平面図	1/100
						M-22	共用トイレ給水・給湯管改修平面図	1/100
						M-23	共用トイレ排水改修平面図	1/100
						M-24	共用トイレ給水・給湯管撤去平面図	1/100
						M-25	機械設備器具・機器表	—

令和4年度 沖縄県立芸術大学

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事						工事年度	令和4年度	
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4						図面名称	表紙	
発注機関	沖縄県立芸術大学						縮尺	(A1) S=1: — (A3) S=1: —	
適要							図面番号	A-00	
審査	課長	(副参事)	(設備事業監)	班長	主幹	担当者	名称	株式会社 ワールド設計	
							資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
							登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
							所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部		章	項目	特記事項
令和2年2月改定版		1 一般共通事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> 建築改修工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 敷地調査共通仕様書(平成27年10月)国土交通省・国営整第173号 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和元年版)(一社)公共建築協会 営繕工事写真撮影要領(平成31年版) 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部 構造計画・施工計画の留意事項(平成25年4月)沖縄県土木建築部
1 工事概要 (1) 工事名： 県立芸術大学給排水・電気設備改修工事 (2) 工事場所： 那覇市首里当蔵町1-4(地域地区等：) (3) 敷地面積： ㎡ (4) 工事種目： 改修工事			② 工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
2 本工事の設計時期 本工事の設計書は、令和 4年 2月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。			③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
3 建築工事仕様 (1) 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)〔平成31年版〕(以下「標準仕様書」という。)による。 (2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。 「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。 「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の(参 . . .)は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)〔平成31年版〕巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。			4 工事の余裕期間	・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。
4 その他 (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。 (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に係る事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。 (3) ワンデーレスポンスの実施 ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。 ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。 エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。			5 概成工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。
			6 品質計画等(1.2.2)	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速・V0= m/s (平12建告第1454号第2) (2) 地表面粗度区分： (3.5.4)(3.9.3)(5.13.5)(9.3.4)
			⑦ 施工図等(1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。
			⑧ 電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
			9 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約 ・ 無し ・ 有り【 ・ 現場説明書による ・ 図示 ・ 工事車両の駐車場所 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ 資材、機材置場 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ 建設発生土の仮置場 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ その他の施工条件 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ 】
			⑩ 交通安全管理(1.3.9)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日 沖縄県公安委員会告示第36号)
		⑪ 発生材の処理等(1.3.12)	(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類 発注者に引き渡すもの 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法 フレキシブルボード 現場において再利用を図るもの (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいぐる材の認定を受けた施設又はゆいぐる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyoseibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する産業廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。	
工事名称 県立芸術大学給排水・電気設備改修工事		工事年度	令和 4 年度	
工事場所 那覇市首里当蔵町1-4		図面名称	建築改修工事特記仕様書(その1)	
発注機関 公立大学法人 沖縄県立芸術大学		縮 尺	NO SCALE	
摘 要		図面番号	A-01	
検 印		名 称	株式会社 ワールド設計	
		資格者氏名	金城 昌樹 第 3663113 号	
		登録番号	第 126-694 号	
		所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

5 建具 改修 工事 へ 続 き ↓	5 樹脂製建具 (5.3.2) (表5.3.1) (表5.3.2) (表5.3.3) (5.3.4) (5.3.5)	(1) 外部に面する樹脂製建具の性能等級等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット (3) 表面色: (4) 水切り及びびせん板等の加工及び組立は、図示による。	(表6.5.4)	(3) 製材 【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材 ・広葉樹製材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理・難燃処理 (4) 造作用集成材 【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】 【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材 ・化粧ばり構造用集成材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ (5) 造作用単板積層材 【・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 (6) 床張り用合板等【・普通合板 ・構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等 (7) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性 (8) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級	8 カーペット敷き (6.9.3)(6.9.4) (表6.9.1) (表6.9.2)	(3) 特殊機能床材の適用: 【・帯電防止床シート又は床タイル ・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート ・防滑性床シート又は床タイル】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等 施工箇所 カーペットの種類・種別 厚さ バイル形状等 工法 ・グリッパー ・全面接着 ・グリッパー ・全面接着 (1) 帯電性の適用【・有り ・無し】 (2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。	2 材料及び品質 (8.2.1) (8.3.4)(8.4.2) (表8.3.4) (8.4.2)(8.4.3) (8.3.8) (8.2.2) (8.2.4) (8.1.3)(8.9.1) (表8.1.1) (表8.9.1) (8.1.4)(表8.1.4) (8.7.8) (8.2.18) (8.2.8)(表8.2.7) (8.17.4) (8.18.2)(8.18.3) (8.2.14) (8.2.9)(8.13.2) (8.14.2)	(1) 鉄筋 ア 鉄筋の種類等 種類の記号 呼び名(mm) 備考 イ 鉄筋の継手 施工部位 継手の種類 備考(重ね継手の長さ等) ウ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。 ・ 図示】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。 ・ 図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う ・行わない】 ク 機械式継手の種類: 図示 (2) 溶接金網 網目の形状 寸法 鉄線の径 備考 (3) あと施工アンカー ア あと施工アンカーの材料 種類 引張耐力 セン断耐力 径・埋込み深さ アンカー及び接合筋 確認強度 金属系 接着系 イ アンカー筋の新設壁内への定着長さ:【 図示】 ウ あと施工アンカーの性能確認試験: 【・実施する ・実施しない】 エ 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。 (4) コンクリート ア コンクリートの種類等 気乾単位容積 種類等 設計基準強度 (Fc) 施工部位 質量による種類 ・普通コンクリート ※I類 ・軽量コンクリート ・II類 ・普通コンクリート ※I類 ・軽量コンクリート ・II類 ・普通コンクリート ※I類 ・軽量コンクリート ・II類 イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。 ウ セメントの種類: 【※普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントB種 ・ 図示】 エ フライアッシュセメントB種の適用箇所:【・ 図示 ・ 図示】 オ 骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・ B カ コンクリート打直し仕上げの種類等 仕上げの種類 打増し厚さ 施工部位 備考 キ 軽量コンクリート 施工部位 種類 気乾単位容積質量 ・1種 ・2種 ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所: ・ 図示 ・ 図示】 ケ コンクリートの打込み工法:【・流込み工法 ・圧入工法】 (5) 鋼材 ア 鋼材の種類等 記号の種類 適用箇所 備考 形状及び寸法は、図示による。 イ 錆止め塗料の種類:【・A種 ・B種】 ウ 耐火被覆の種類及び性能 種類 所要性能及び摘要箇所 エ 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験: (6) 高力ボルト ア 高力ボルトの種類等 種類 径 緑端距離 間隔 ゲージ 備考 すべり係数試験 :【・実施する ・実施しない】 試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・ 図示 ・ 図示】																																	
	6 鋼製建具 (5.4.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等) (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット (3) 鋼板の種類:【・ JIS G 3302 ・ JIS G 3317】		(3) 土壌の防蟻処理 (1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。	9 合成樹脂塗床 (6.10.3)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類: 施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)		10 フローリング張り	11 フローリングボードの特殊張り	12 畳敷き (6.12.2)	(1) 畳の種類【・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別:)】 (2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。	13 せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2)(6.13.3) (表6.13.5)	(1) せっこうボード 規格名称 種類 記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 (2) 合板の種類 合板の名称 施工箇所 その他の仕様 ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。 (3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材: 【・ 図示】 品質及び防火性能:【 図示】	14 壁紙張り (6.14.2)	15 モルタル塗り (6.15.3)(6.15.6)	(1) 既製目地材の適用及び形状: (2) 床の目地の設置及び工法:	16 タイル張り (6.16.2)(6.16.3) (6.16.5) (表6.16.4)	(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。 (2) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考 (3) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】 (4) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】 (5) 壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等	17 セルフレベリング材塗り (6.17.2)(6.17.3) (表6.17.1)	(1) セルフレベリング材の種類:【・せっこう系 ・セメント系】 (2) セルフレベリング材の塗厚:	18 その他 既設資材の処理及び処分方法:	7 塗装改修工事 1 塗装の種類及び種別 (7.1.4)(7.2.2)~(7.14.2) 2 保証 (1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【 図示】年間とする。 3 その他 既設資材の処理及び処分方法:	8 耐震改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)																		
	7 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.3)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット (3) ビニル被覆鋼板:【・使用する ・使用しない】 (4) カラー鋼板の適用:【・使用する ・使用しない】		4 防蟻・防蟻・防虫処理(6.5.5) (1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。 (3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。 ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。	5 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証 (1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	6 軽量鉄骨天井下地 (6.6.3)(6.6.4) (1) 屋外の軽量鉄骨天井下地 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 野縁の間隔 備考 (2) 既存の埋込みインサート:【・使用する ・使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ・行わない】 (4) 各補強の方法は、図示による。		7 ビニル床シート等 (6.8.2)(6.8.3) (1) ビニル床シートの材料及び工法 施工箇所 種類の記号 色柄 厚さ 熱溶接工法の適用 ・有り ・無し ・有り ・無し (2) ビニル床タイル、ゴム床タイル 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等 男女トイレ 2mm	8 耐震改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)																																
	8 ステンレス製建具 (5.6.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等) (2) 表面仕上げ:【※HL ・バイブレーション ・鏡面 ・ 図示】		5 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証 (1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	9 建具用金物 (5.7.2) (5.7.3) (表5.7.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 形式 金物の種類 見え掛り部の材質 備考 (2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。		10 鍵 (5.7.4)	(1) マスターキー:【・製作する ・製作しない】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。	11 自動ドア開閉装置 (5.8.3)(表5.8.4)	(1) 戸の開閉方法:【・引戸 ・開き戸 ・折戸】 (2) センサーの種類:	12 シャッター (5.10.2)(5.11.2) (5.11.4)	(1) シャッターの種類:【・重量() ・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【・設ける ・設けない】 (4) スラットの形状: 【・インターロッキング形 ・オーバーラッピング型】	13 オーバーヘッドドア (5.12.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バラン式 ・チェーン式 ・電動式】 (3) 収納形式による区分:	14 ガラス (5.13.2)(5.13.4) (5.13.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等 ガラスの種類 厚さ等 備考 (2) ガラス留め材 建具の種類 材種 (3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形状 呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧カバー (5) ガラスブロック積みを用いる化粧目地モルタルの色:	15 その他 既設資材の処理及び処分方法:	9 内装改修工事 1 既存床の撤去等 既存床仕上材 工法 備考 2 木下地等 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1) (表6.5.2) (表6.5.3) (1) 見え掛り面の表面仕上げの程度 施工箇所 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・H種 ・A種 ・B種 ・C種 ・H種 (2) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種 木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種																						
	9 内装改修工事	1 既存床の撤去等 既存床仕上材 工法 備考 2 木下地等 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1) (表6.5.2) (表6.5.3) (1) 見え掛り面の表面仕上げの程度 施工箇所 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・H種 ・A種 ・B種 ・C種 ・H種 (2) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種 木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種		7 ビニル床シート等 (6.8.2)(6.8.3) (1) ビニル床シートの材料及び工法 施工箇所 種類の記号 色柄 厚さ 熱溶接工法の適用 ・有り ・無し ・有り ・無し (2) ビニル床タイル、ゴム床タイル 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等 男女トイレ 2mm	8 耐震改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	9 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)		10 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	11 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	12 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	13 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	14 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	15 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	16 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	17 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	18 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	19 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	20 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	21 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	22 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	23 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	24 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	25 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	26 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	27 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	28 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	29 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	30 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	31 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	32 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	33 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	34 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	35 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	36 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	37 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	38 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	39 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	40 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	41 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	42 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	43 内装改修工事 1 既存部分の撤去等 (1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10

8 耐震 改修 工事 へ 続 き ▼	(8.15.3) (8.15.4)(8.15.7) (8.15.12)	(7) 溶接 ア 技能資格者の技能付加試験:【 ・行方 ・行わない 】 イ 開先の形状等 開先の形状 エンドタブの有・無及び適用箇所 スカラップの形状 溶接部の試験
	(8.17.4) (8.18.2)(8.18.3)	ウ 錆止め塗料の種類:【 ・A種 ・B種 】 エ 耐火被覆の種類及び性能 種類 所要性能及び概要箇所
	(8.20.5)	オ 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:【 ・プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法: 】
	(8.2.6) (8.2.13)	(8) モルタル及びグラウト材 ア モルタルの圧縮強度及びフロー値: (9) 連続繊維補強材 材料 工法 引張り強度 ヤング係数 備考
		ア 強度試験の実施:【 ・引張強度試験 ・付着強度試験 (試験数量:)】
	3 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 (8.21.8)(8.21.10) (8.3.7)	(1) コンクリートの打込み及び仕上げ 打込み工法の種類 増設工事後の仕上げ 備考
	4 鉄骨ブレース設置工事 (8.13.10)(8.22.9)	(1) 仮組:【 ・実施する ・実施しない 】 (2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。
	5 柱補強工事 (8.23.5)(8.23.6) (8.23.7)(8.24.7)	工法 補強後の仕上げ その他(打込み工法、面取りの大きさ等)
	6 耐震スリット新設工事 (8.25.2)	スリット 耐火材 遮音材 幅 深さ 使用箇所 仕様 使用箇所 仕様
	7 免震・制震改修工事 (8.26.7)(8.26.10) (8.26.13)(8.27.4) (8.27.6)(8.27.8) (8.26.7)(8.27.4) (8.26.16)(8.27.9) (8.26.15)	(1) 支承材又は減衰材 材質 諸元 防錆処置 寸法許容差 設置後の仕上げ (2) 性能確認試験の項目及び数量:【 】 (3) 製品検査 項目 内容 判定基準 検査頻度等 (4) 支承材の耐火被覆の適用:【 ・有り(仕様:) ・なし】 (5) 検査の項目及び数量:【 】 (6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。
8 既存杭の撤去等 (8.28.2)	(1) 撤去範囲及び撤去方法:図示による。 既設資材の処理及び処分方法:	
9 その他		

5 断熱アスファルト防水改修工事 (9.2.3)	改修工法の種類及び工程 工法 種別 施工箇所 備考
6 外断熱改修工事 (9.3.2)	断熱材 外装材 備考 種類 厚さ 種類 防火性能
(9.3.3)(9.3.4)	既存外壁仕上材撤去 下地面清掃 下地欠損部改修方法 通気層の有無・厚さ
7 ガラス改修工事 (9.4.2)	材料板ガラスの種類 材料板ガラスの厚さ 複層ガラスの厚さ 備考
8 断熱・防露改修工事	工法 断熱材の種類 厚さ
9 屋上緑化改修工事 (9.6.2)(9.6.3)	芝等の種類 見切り材等 かん水装置 既存保護層等の撤去 ※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。
10 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.7.3)	(1) 既存舗装の撤去: (2) 路床 盛土の材料 フィルター層材料・厚さ 路床安定処理 実施する試験 (3) ジオテキスタイルの適用及び品質: (4) 路盤、舗装 路盤の厚さ 舗装の厚さ 開粒度アスファルト混合物抽出試験 備考 (5) 構成及び厚さ:【 ・図示による(A-) ・ 】
⑩ 建具改修工事	・ 建具シーリングに含有していないことを確認すること。 含有している場合は、適切な処理を講ずること。 ※ アスベスト調査費は本工事に含む。
10 その他	1 県産瓦葺 (1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 【 ・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】

⑨ 環 境 配 慮 工 事	1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)	(1) 石綿含有建材除去後の仕上げ工事:天井内装 (2) 調査範囲: 図示による。 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与: ・有り ・無し (3) 石綿粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 測定時期 測定場所 測定点数 備考 処理作業中 セキュリティゾーン入口 1点 空気の流れを確認 負圧・除じん装置の排出口 1点 除じん装置の性能確認 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 処理作業後(隔離シート除去前) 処理作業室内 2点 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点
	2 石綿含有吹付け材の除去 (9.1.3)	(1) 除去工法: (2) 飛散防止措置: ・湿潤化 ・固形化 (3) 処分方法:
	3 石綿含有保温材等の除去 (9.1.4)	(1) 除去工法: (2) 飛散防止措置: ・湿潤化 ・固形化 (3) 処分方法:
	4 石綿含有成形板の除去(9.1.5)	(1) 処分方法:原型のまま手ばらし

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その4)
発注機関	公立大学法人 沖縄県立芸術大学	縮尺	NO SCALE
摘要	図面番号 A-04		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	株式会社 ワールド設計
		資格者氏名	金城 昌樹 第 3663113 号
		登録番号	第 126-694 号
		所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F

外部仕上表

	改修前	改修後
屋根	コンクリート直均しの上赤瓦葺き	既設のまま
外壁	コンクリート打放仕上げ	既設のまま
軒裏	コンクリート打放仕上げ 一部軒天仕上げ	既設のまま
ベランダ	コンクリート打放仕上げ	既設のまま
犬走り	床：コンクリート直均し仕上げ 一部磁器質タイル仕上げ	既設のまま

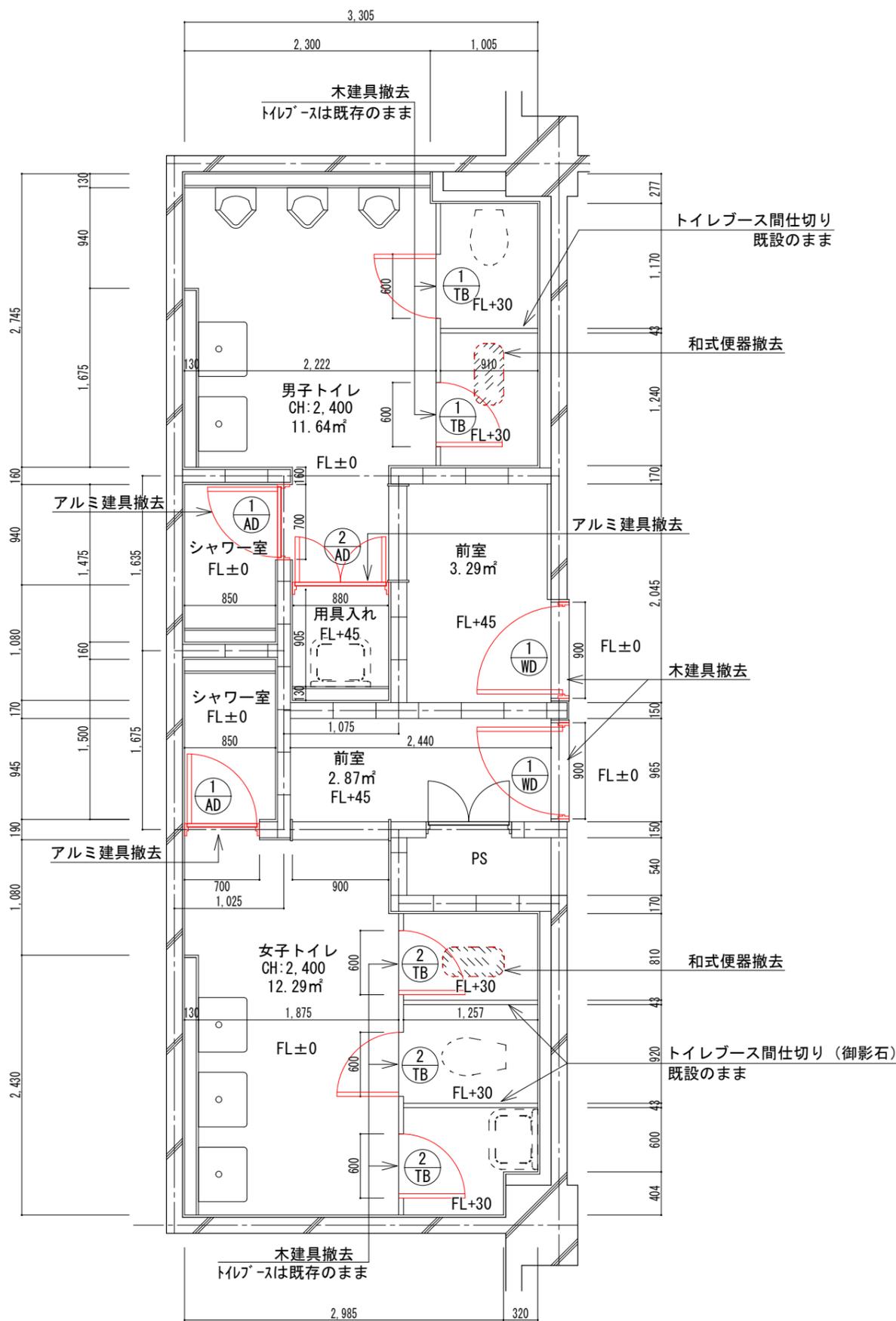
特記事項

1、改修工事中の破損・キズ等は現状復旧とする
2、改修工事中の養生・清掃等はすべて工事に含む
3、改修工事中の数量の増については、監督職員との協議により、実施数量にて変更する事とする。
4、トイレの床タイル改修は、既設床タイルの上樹脂モルタル塗りの上長尺シート張り仕上げとする。 a) 既設タイルの打診調査・不陸調査を行い不具合部については補修を行う。
5、既設天井軽量鉄骨材の吊り材利用する部位については、強度確認を行い監督員との承諾を得ること

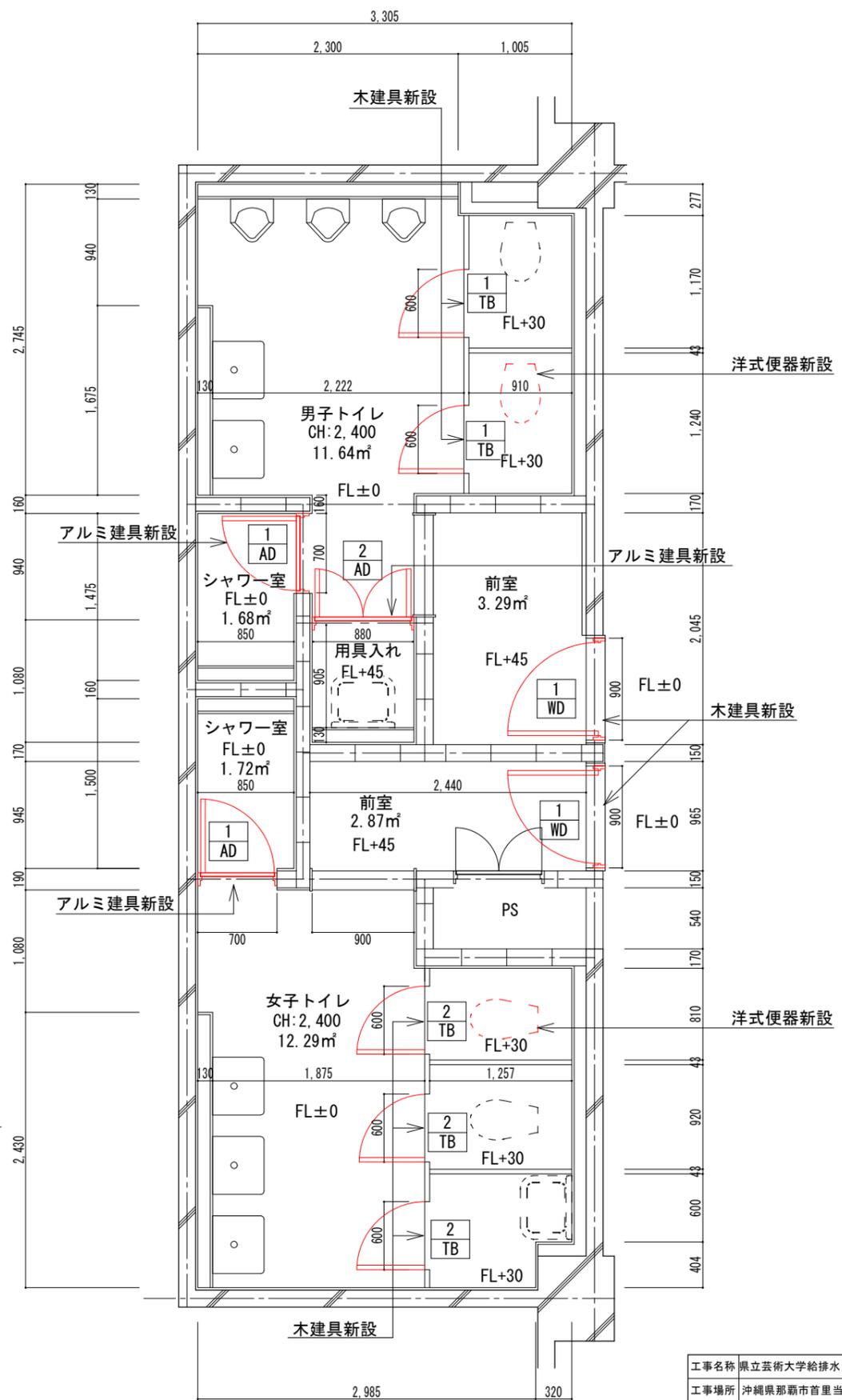
内部仕上表

階数	室名	床	床高 1FL基準	巾木	壁	廻り縁	天井	天井高	備考	
1階	男子トイレ	改修前	モルタル下地の上 モザイクタイル貼り	±0	—	モルタル下地 100角タイル張り仕上げ	塩ビ製廻り縁	軽量天井鉄骨下地 化粧ケイカル板張り	2.400	トイレブース内床高FL+30 トップライトは既設のまま
		改修後	既設タイル貼り下地調整の上 厚2mm複層ビニル床シート（抗菌仕様）	±0	—	既設タイル貼り下地調整の上、 化粧ケイカル板張り	既設のまま	既設のまま	2.400	トイレブース（御影石製）は既設のまま
	男子トイレ 前室	改修前	モルタル下地の上 100角タイル貼り	+45	コンクリート打放の上 磁器質巾木 (H=60)	コンクリート打放の上 複層塗材仕上げ	塩ビ製廻り縁	軽量天井鉄骨下地 化粧ケイカル板張り	2.355	
		改修後	既設のまま	+45	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	2.355	前室内床高FL+45 建具のみ改修 ※養生・清掃を行うこと
	男子トイレ シャワー室	改修前	モルタル下地の上 モザイクタイル貼り	±0	—	モルタル下地 100角タイル張り仕上げ	塩ビ製廻り縁	軽量天井鉄骨下地 化粧ケイカル板張り	2.400	
		改修後	既設のまま	±0	—	既設のまま	既設のまま	既設のまま	2.400	※養生・清掃を行うこと
	女子トイレ	改修前	モルタル下地の上 モザイクタイル貼り	±0	—	モルタル下地 100角タイル張り仕上げ	塩ビ製廻り縁	軽量天井鉄骨下地 化粧ケイカル板張り	2.400	トイレブース内床高FL+30 トップライトは既設のまま
		改修後	既設タイル貼り下地調整の上 厚2mm複層ビニル床シート（抗菌仕様）	±0	—	既設タイル貼り下地調整の上、 化粧ケイカル板張り仕上げ	既設のまま	既設のまま	2.400	トイレブース（御影石製）は既設のまま
	女子トイレ 前室	改修前	モルタル下地の上 100角タイル貼り	+45	コンクリート打放の上 磁器質巾木 (H=60)	コンクリート打放の上 複層塗材仕上げ	塩ビ製廻り縁	軽量天井鉄骨下地 化粧ケイカル板張り	2.355	
		改修後	既設のまま	+45	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	2.355	前室内床高FL+45 建具のみ改修 ※養生・清掃を行うこと
	女子トイレ シャワー室	改修前	モルタル下地の上 モザイクタイル貼り	±0	—	モルタル下地 100角タイル張り仕上げ	塩ビ製廻り縁	軽量天井鉄骨下地 化粧ケイカル板張り	2.400	
		改修後	既設のまま	±0	—	既設のまま	既設のまま	既設のまま	2.400	※養生・清掃を行うこと

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	仕上表【撤去・新設】
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1:— (A3) S=1:—
適要		図面番号	A-05
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

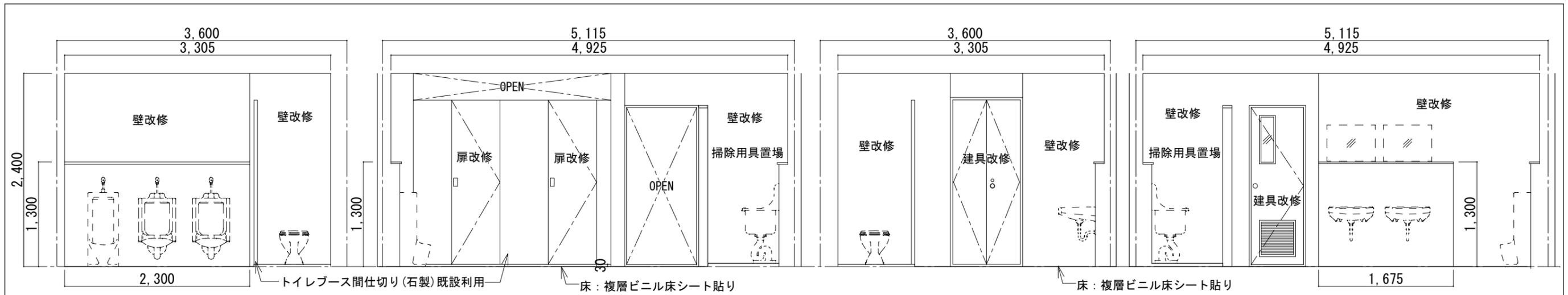


平面図 (改修前)
(1階・2階共通)

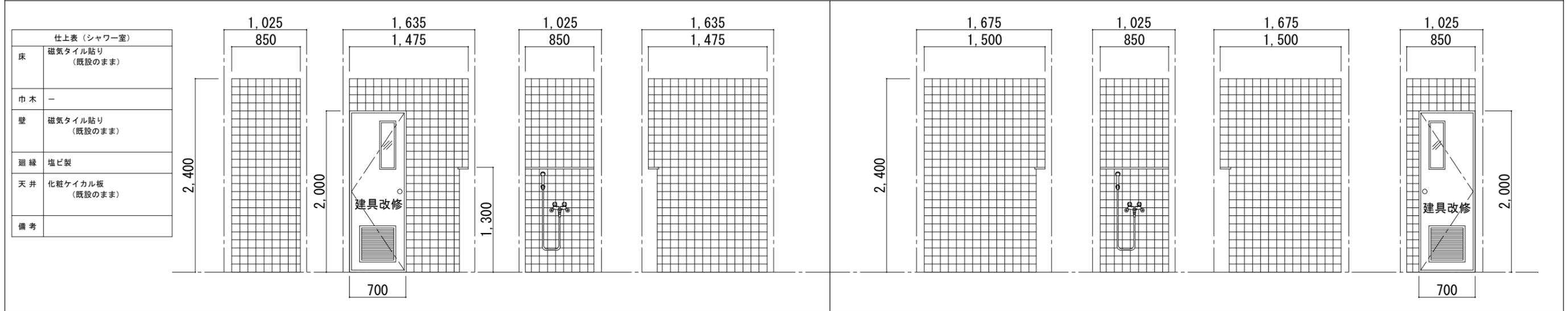


平面図 (改修後)
(1階・2階共通)

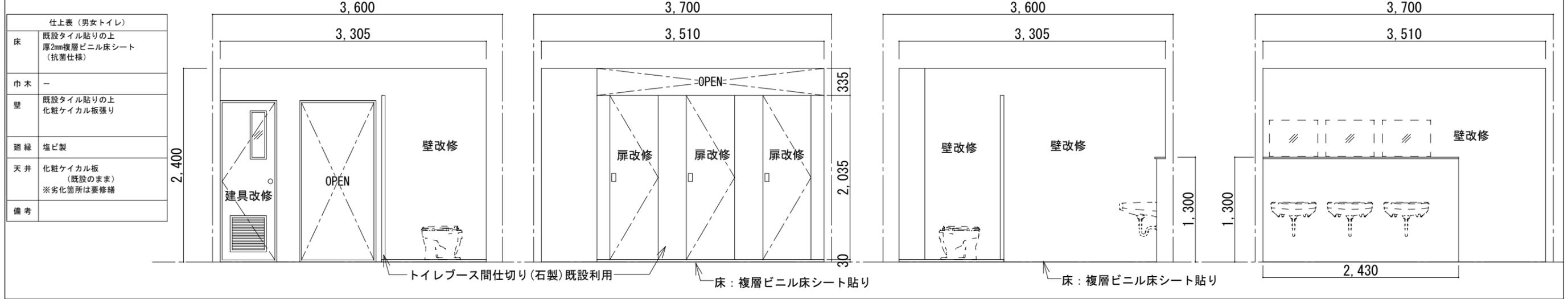
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	トイレ平面図 (改修前・改修後)
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 25 (A3) S=1: 50
適要		図面番号	A-06
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



男子トイレ A B C D



シャワー室 (男) A B C D シャワー室 (女) A B C D



女子トイレ A B C D

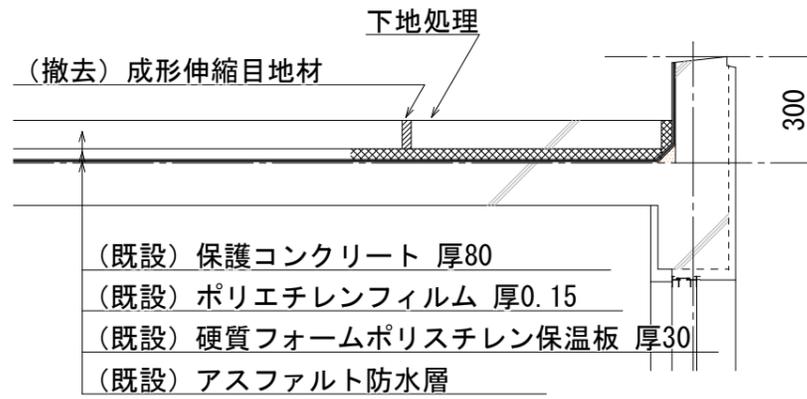
	工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
	工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	展開図(改修)
	発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 25 (A3) S=1: 50
	適要		図面番号	A-07
検印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 ワールド設計	
		資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
		登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
		所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

改修前 (1階・2階トイレ)					
符号・場所・数量	①WD 男子トイレ・女子トイレ 4カ所	①TB 男子トイレ 2カ所	②TB 女子トイレ 2カ所	①AD 男子トイレ・女子トイレ 4カ所	②AD 男子トイレ 2カ所
姿 図					
	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照
名称・見込	木製片開きフラッシュドア (三方枠) 40	トイレブース用木製片開きフラッシュドア 40	トイレブース用木製片開きフラッシュドア 40	アルミ製片開きフラッシュドア (四方枠) 40	アルミ製両開きフラッシュドア (四方枠) 40
材料・仕上	塗装仕上げ			塗装仕上げ	塗装仕上げ
ガラス				厚5.0mm摺りガラス	
金 物					ケースハンドル錠
備 考	標準付属金物一式	標準付属金物一式	標準付属金物一式	アルミガラリ、標準付属金物一式	標準付属金物一式

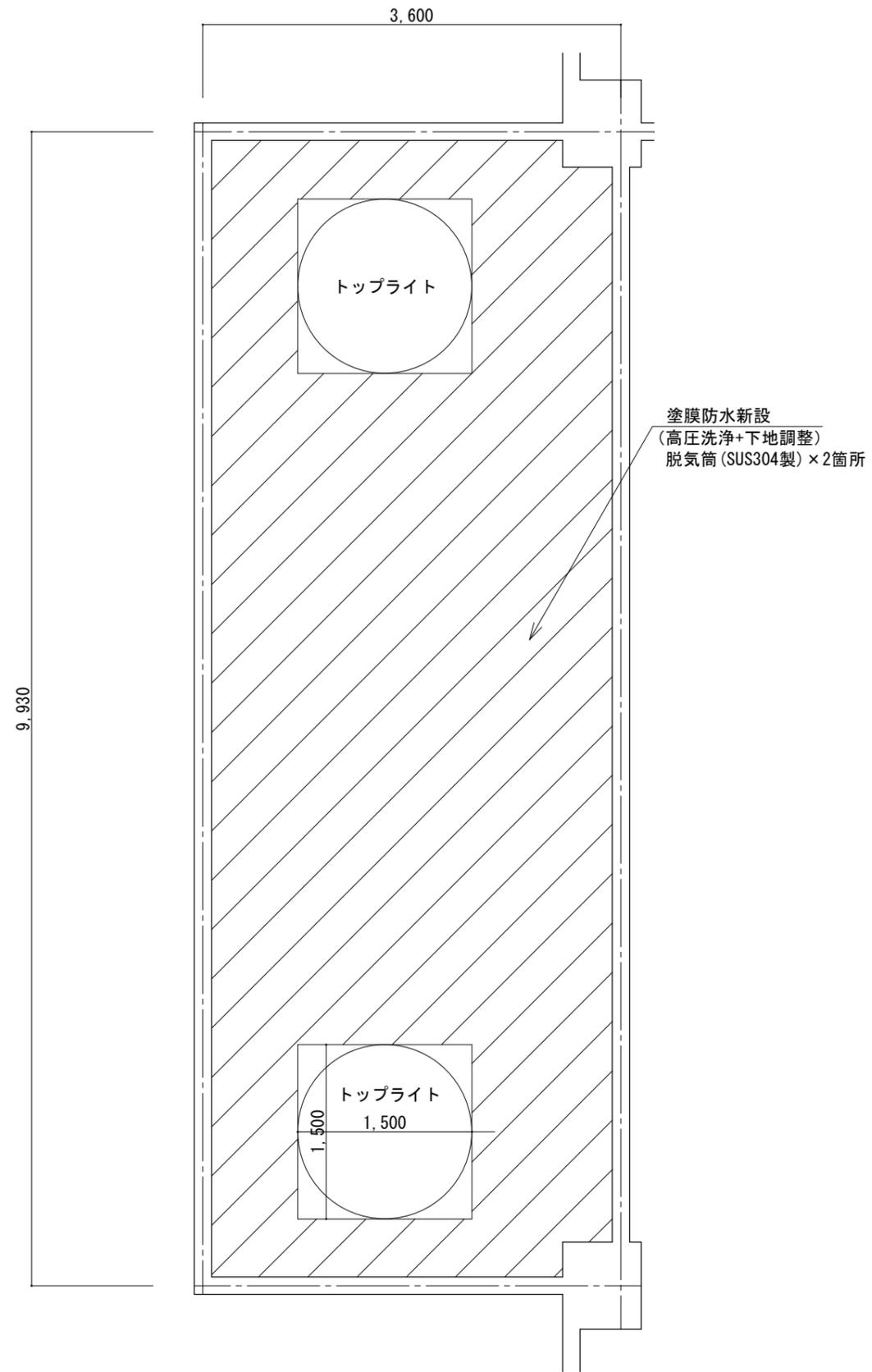
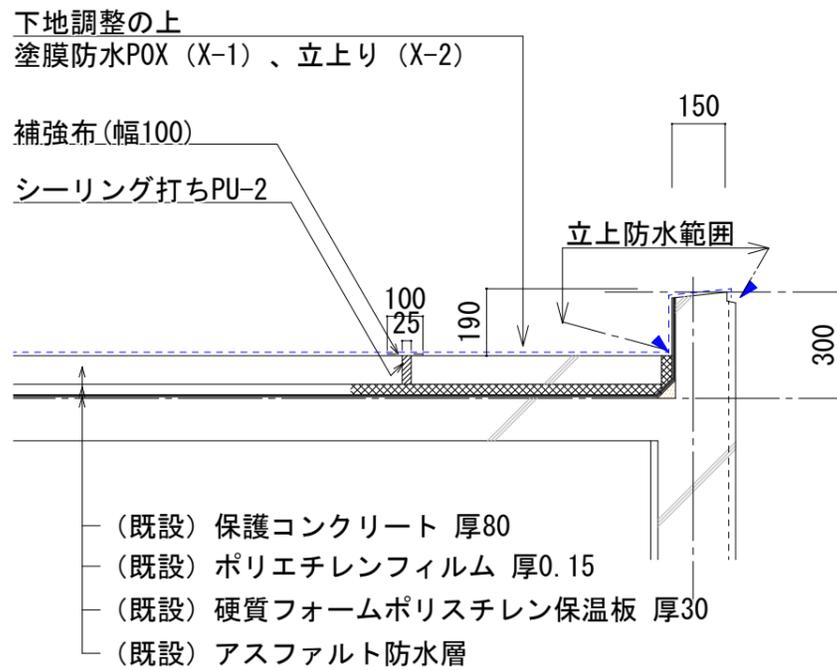
改修後 (1階・2階トイレ)					
符号・場所・数量	①WD 男子トイレ・女子トイレ 4カ所	①TB 男子トイレ 2カ所	②TB 女子トイレ 2カ所	①AD 男子トイレ・女子トイレ 4カ所	②AD 男子トイレ 2カ所
姿 図					
	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照	※ドア開き方向は平面図参照
名称・見込	木製片開きフラッシュドア (三方枠) 40	トイレブース用木製片開きフラッシュドア 40	トイレブース用木製片開きフラッシュドア 40	アルミ製片開きフラッシュドア (四方枠) 70	アルミ製両開きフラッシュドア (四方枠) 70
材料・仕上	塗装仕上げ	メラミン化粧合板	メラミン化粧合板	焼付塗装仕上げ	焼付塗装仕上げ
ガラス				厚5.0mm摺りガラス	
金 物		回転表示錠 (非常開錠) ステンレス丁番 (ヘアライン)	回転表示錠 (非常開錠) ステンレス丁番 (ヘアライン)	ステンレス丁番、レバーハンドル錠、 ドアクローザー、戸当り、アルミガラリ	ケースハンドル錠、ステンレス丁番
備 考	標準付属金物一式	標準付属金物一式	標準付属金物一式	標準付属金物一式	標準付属金物一式

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度	
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	建具表【撤去・新設】	
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮 尺	(A1) S=1: 25 (A3) S=1: 50	
適 要		図面番号	A-08	
検 印	管理建築士	設 計	名 称	株式会社 ワールド設計
			資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹
			登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号
			所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F

<改修前> S=1/20

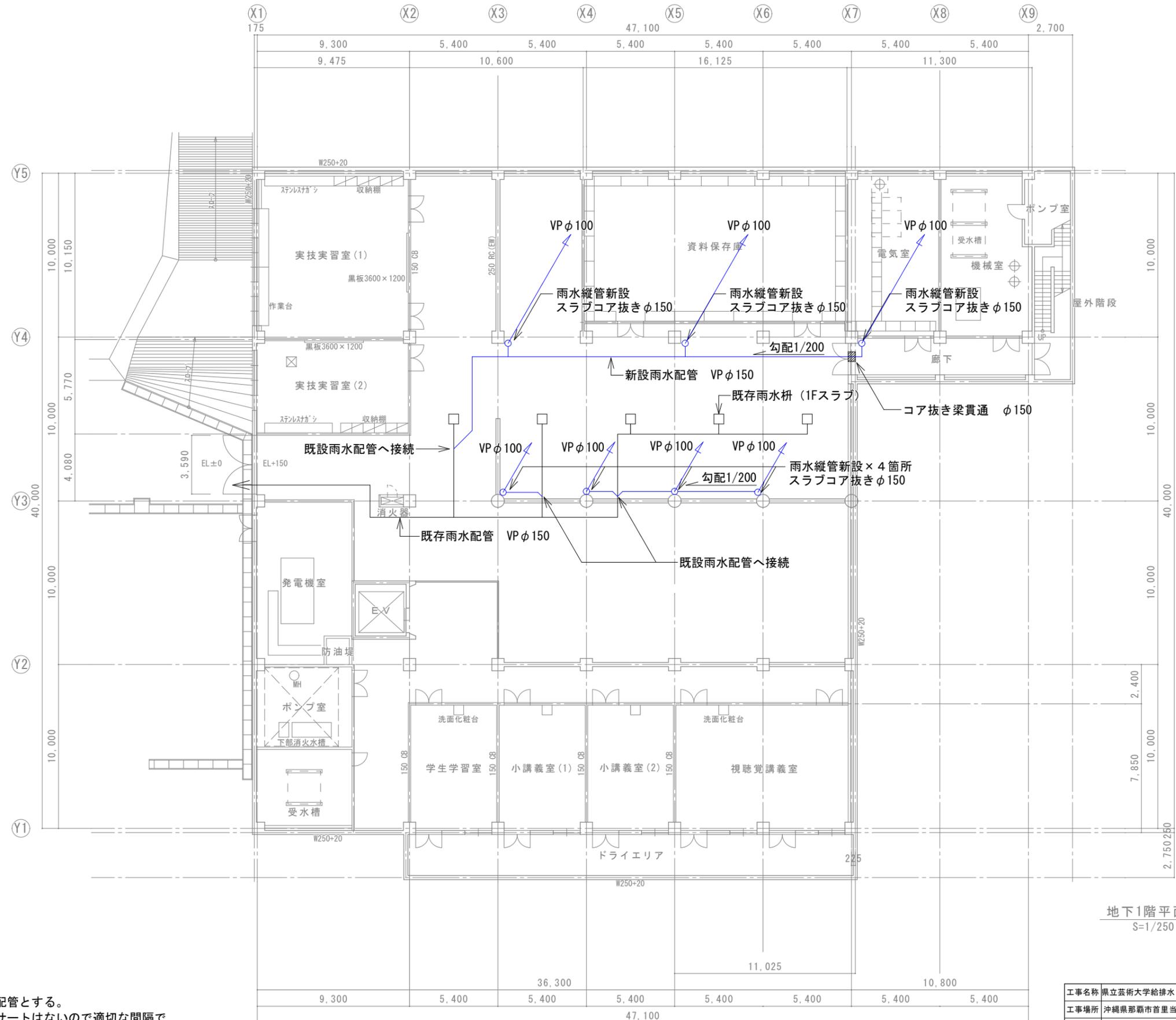


<改修後> S=1/20



屋上平面図 S=1/50

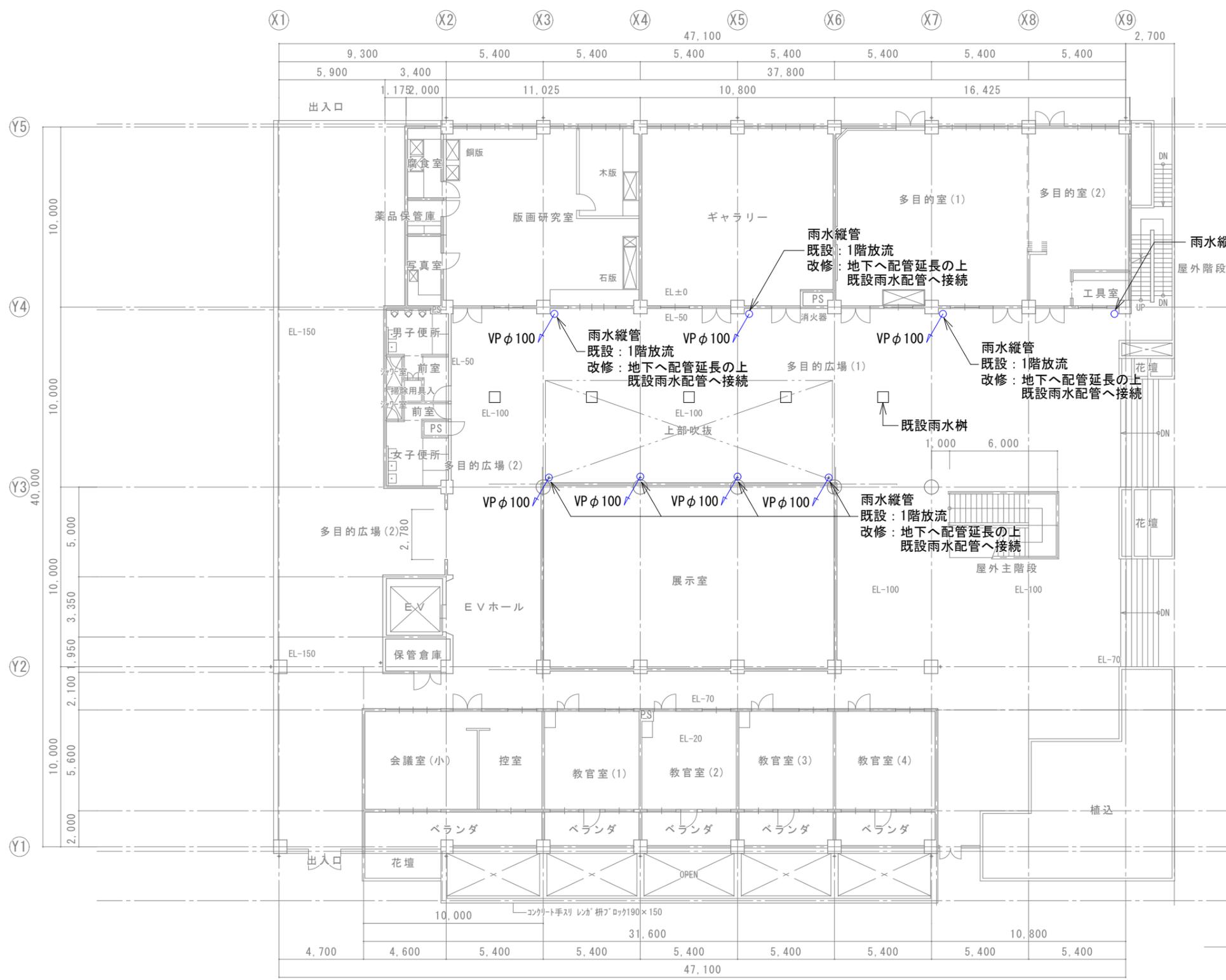
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	トイレ屋上防水改修図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 25 (A3) S=1: 50
適要		図面番号	A-09
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



地下1階平面図
S=1/250

特記事項
 ※雨水配管はスラブ吊配管とする。
 既設利用できるインサートはないので適切な間隔で
 新設インサートを設けること。
 ※既設雨水管へ接続のため、事前に配管レベルを確認すること。

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階雨水配管改修図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	A-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



1階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	1階雨水配管改修図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	A-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和3年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 : 県立芸術大学給排水・電気設備改修工事
- (2) 工事場所 : 沖縄県那覇市首里当蔵町1-4
- (3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m ²)	用途区分
			消防法施行令別表第一
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	屋内	屋外	
電灯設備	○	○	
動力設備			
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備			
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備			
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備			
中央監視制御設備			
構内配電線路			
構内通信線路			
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理	○	○	
撤去工事	○	○	
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和4年2月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和4年2月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、すべて官庁管轄関係統一基準の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準仕様書」という。）、 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準図」という。）による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の（ . . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

- イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監督業務の一部委託

ア 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第9条に基づく監督員（以下「監督員」という。）が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のも（以下「管理技術者等」という。）が監督業務の一部を実施する。

イ 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等（以下「現場代理人等」という。）は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通じて関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工所用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害するものないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入り込むものないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

解体工事特記仕様（電気設備）

1 一般事項

- 本特記仕様書は沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟改修工事に適用する。施工にあたっては以下の法規類、指針等を遵守すること。
 - ・建築リサイクルガイドライン（国土交通省）、廃棄物処理法、資源有効利用促進法
 - ・PCB特別措置法
 - ・建築解体工事共通仕様書（平成31年版）

2 調査・事前措置

2-1 施工前調査

- 1) 設計図書と解体現場との整合性を調査
- 2) PCB使用機器の有無など、有害物質に関する調査。
- 3) 解体方針および副産物の再利用、再資源化する方法をとりまとめた施工計画書を作成すること。
- 4) 上記1)、2)、3)をまとめて報告書作成

2-2 事前措置

- ・特別管理産業廃棄物等がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具对的な処理計画、改修計画を定め施工計画書に記載する。
- ・建築物等の解体に伴い周辺環境に対して影響が予想される場合には対策方法について監督員と協議すること。
- ・コンデンサーなどは、残留電荷を確認し必要に応じて放電する。

3 建設物の解体手順

3-1 解体手順

- 解体手順は、次の 1) から 7) による。
 - 1) 建築設備
 - 2) 内・外装材
 - 3) 屋根瓦材等
 - 4) 躯体
 - 5) 基礎・杭その他
 - 6) 構内舗装等
 - 7) 地下埋設物、埋設配管

4 設備機器の処分方法

4-1 分別解体

電気設備は、次の1) から6) に分別解体する。ただし技術的理由により、これにより難がたい場合には、監督員と協議の上施工方法を変更すること。

- 1) 蛍光灯ランプ・HIDランプ
- 2) 小形二次電池
- 3) 分電盤などの機器類
- 4) ケーブル類
- 5) 配管材及びダクト
- 6) その他の電気設備

4-2 再資源化

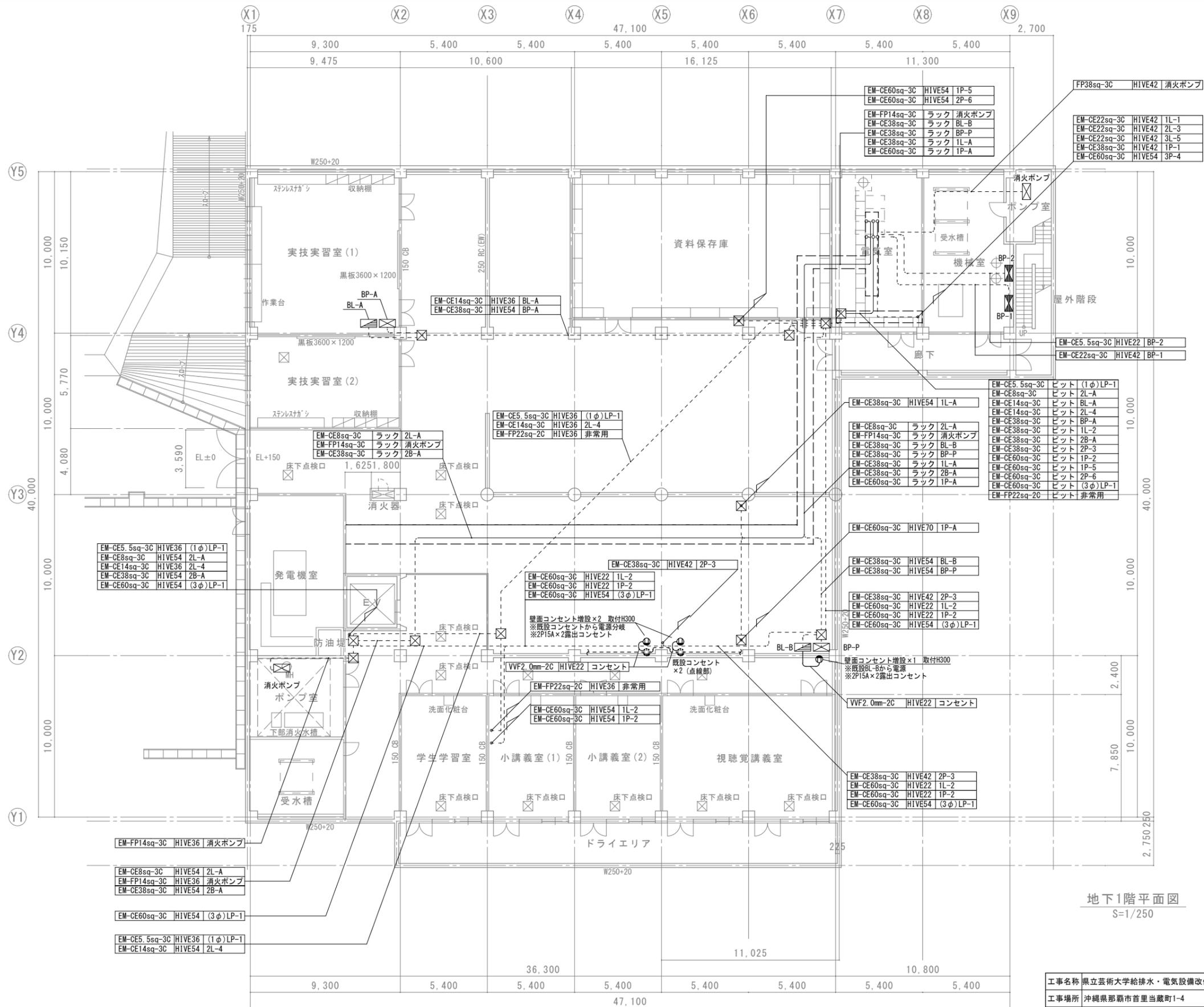
下記の項目については、再資源化を行うものとする。

- 1) 蛍光灯ランプ・HIDランプ
- 2) 小形二次電池
- 3) 機器・配管等の金属類
- 4) 電線・ケーブル類

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度	
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	電気設備特記仕様書(1)	
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N,S	
摘要		図面番号	E-01	
検 印	管理建築士	設	計	製 図
		設 計 者	名 称	株式会社 ワールド設計
			資格者氏名	金城 昌樹 第363113号
			登録番号	第126-694号
			所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F

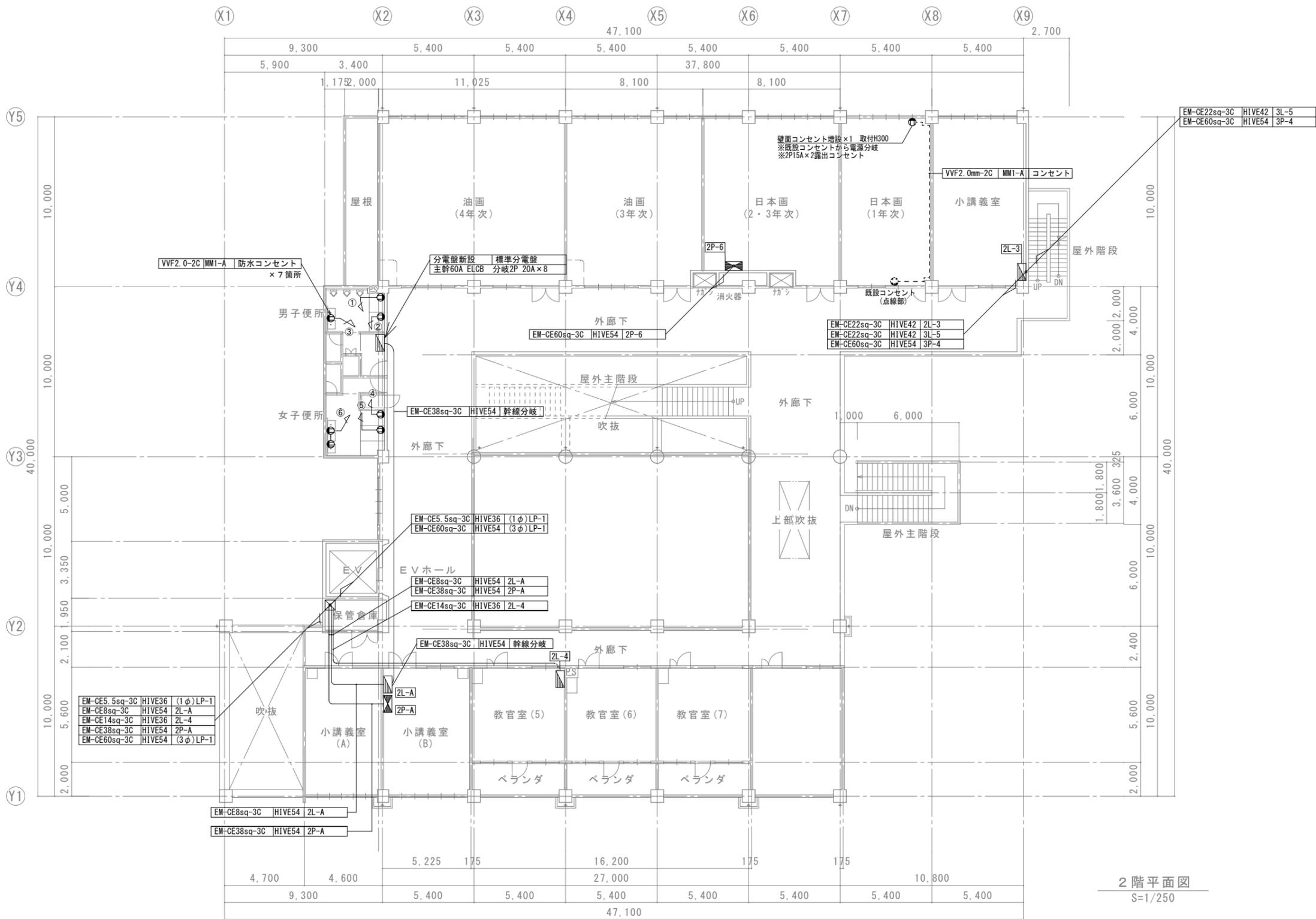
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																									
一般共通事項																																														
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。		※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。																																											
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（平成31年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和元年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和2年1月版） （一般社団法人公共建築協会）		イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。																																											
3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。																																											
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 10 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。																																											
5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものである。 (5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	11 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）	※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。																																											
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	○ 12 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()																																											
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	○ 13 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（平成27年4月3日沖縄県公安委員会告示第36号）																																											
○ 8 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	14 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン	○ 16 工事の保険等																																										
○ 9 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	○ 15 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。																																											
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発生材の種類及び処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引渡しを要するもの</td> <td>○無 ・有（図示）</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物</td> <td>○無 ・有（図示） ※現場調査を行う</td> </tr> <tr> <td>再利用を図るもの</td> <td>○無 ・有（図示）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。</p> <p>(3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」（コプリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPIに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/si/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する廃棄物に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>(7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。</p> <p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p>	発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	○無 ・有（図示）	特別管理産業廃棄物	○無 ・有（図示） ※現場調査を行う	再利用を図るもの	○無 ・有（図示）																																	
発生材の種類及び処理方法																																														
引渡しを要するもの	○無 ・有（図示）																																													
特別管理産業廃棄物	○無 ・有（図示） ※現場調査を行う																																													
再利用を図るもの	○無 ・有（図示）																																													
					<table border="1"> <tbody> <tr> <td>工事名称</td> <td>県立芸術大学給排水・電気設備改修工事</td> <td>工事年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>沖縄県那覇市首里当蔵町1-4</td> <td>図面名称</td> <td>電気設備特記仕様書(2)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>沖縄県立芸術大学</td> <td>縮尺</td> <td>N,S</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="3">図面番号 E-02</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>製</td> <td>図</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計者</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 ワールド設計</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td>金城 昌樹 第363113号</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>第126-694号</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>那覇市古島1丁目15番地、1F</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度	工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	電気設備特記仕様書(2)	発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N,S	摘要	図面番号 E-02			検印	管理建築士	設	計		製	図									設計者	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 ワールド設計</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td>金城 昌樹 第363113号</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>第126-694号</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>那覇市古島1丁目15番地、1F</td> </tr> </tbody> </table>	名称	株式会社 ワールド設計	資格者氏名	金城 昌樹 第363113号	登録番号	第126-694号	所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度																																											
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	電気設備特記仕様書(2)																																											
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N,S																																											
摘要	図面番号 E-02																																													
検印	管理建築士	設	計																																											
		製	図																																											
		設計者	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 ワールド設計</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td>金城 昌樹 第363113号</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>第126-694号</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>那覇市古島1丁目15番地、1F</td> </tr> </tbody> </table>	名称	株式会社 ワールド設計	資格者氏名	金城 昌樹 第363113号	登録番号	第126-694号	所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F																																			
名称	株式会社 ワールド設計																																													
資格者氏名	金城 昌樹 第363113号																																													
登録番号	第126-694号																																													
所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F																																													

項目	特記事項	項目	特記事項	特記事項																																																				
○ 17 ゆいくる材について	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p> <p>(1) ゆいくる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいくる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	○ 22 情報共有システムの使用	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。</p>	別表ー1（関連工事との取り合い）																																																				
○ 18 機材の品質等 (1.4.2)	<p>※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。）</p> <p>※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>※</p>	○ 23 墜落制止用器具	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。</p> <p>また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>電気配管配線</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>建築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の基礎</td> <td>屋内設置（架台、アンカーボルトを除く） 屋上設置（架台、アンカーボルトを除く） 屋外設置（架台、アンカーボルトを除く） 架台、アンカーボルト</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>貫通スリーブ（はり、床、壁）</td> <td>スリーブ 補強鉄筋 スリーブの穴埋め</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>箱入れ（はり、床、壁）</td> <td>箱入れ 補強鉄筋 型枠の穴埋め</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>天井、壁の切り込み</td> <td>墨出し 下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具、スピーカー等)</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>開口部補強</td> <td>軽量鉄骨天井、壁下地</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>インサート</td> <td>インサート</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気扇の取付枠</td> <td>換気扇の取付枠</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>電気配管配線</td> <td>機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線 機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線 天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管 上記の配線 パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管 上記の配線 電極棒及びフロートスイッチの本体 上記の配管、配線</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>自動制御</td> <td>電気配管 電気配線 電源供給</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽</td> <td>操作盤までの1次側電気工事 操作盤以降の2次側電気工事</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>建具類駆動装置</td> <td>建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ 上記の配管</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>自動閉鎖装置</td> <td>自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強 上記の配管、配線</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配線は接続を含むものとする。</p>	電気配管配線	電気	機械	建築	機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く） 屋上設置（架台、アンカーボルトを除く） 屋外設置（架台、アンカーボルトを除く） 架台、アンカーボルト	※	※	貫通スリーブ（はり、床、壁）	スリーブ 補強鉄筋 スリーブの穴埋め	※	※	箱入れ（はり、床、壁）	箱入れ 補強鉄筋 型枠の穴埋め	※	※	天井、壁の切り込み	墨出し 下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具、スピーカー等)		※	開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地		※	インサート	インサート	※		換気扇の取付枠	換気扇の取付枠		※	電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線 機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線 天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管 上記の配線 パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管 上記の配線 電極棒及びフロートスイッチの本体 上記の配管、配線	※	※	自動制御	電気配管 電気配線 電源供給			浄化槽	操作盤までの1次側電気工事 操作盤以降の2次側電気工事	※	※	建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ 上記の配管	※	※	自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強 上記の配管、配線	※	※
電気配管配線	電気	機械	建築																																																					
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く） 屋上設置（架台、アンカーボルトを除く） 屋外設置（架台、アンカーボルトを除く） 架台、アンカーボルト	※	※																																																					
貫通スリーブ（はり、床、壁）	スリーブ 補強鉄筋 スリーブの穴埋め	※	※																																																					
箱入れ（はり、床、壁）	箱入れ 補強鉄筋 型枠の穴埋め	※	※																																																					
天井、壁の切り込み	墨出し 下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具、スピーカー等)		※																																																					
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地		※																																																					
インサート	インサート	※																																																						
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠		※																																																					
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線 機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線 天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管 上記の配線 パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管 上記の配線 電極棒及びフロートスイッチの本体 上記の配管、配線	※	※																																																					
自動制御	電気配管 電気配線 電源供給																																																							
浄化槽	操作盤までの1次側電気工事 操作盤以降の2次側電気工事	※	※																																																					
建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ 上記の配管	※	※																																																					
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強 上記の配管、配線	※	※																																																					
19 化学物質の濃度測定 (1.5.7)	<p>(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号平成24年4月5日） 「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号平成15年7月4日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	備考										○ 24 仮設工事 (2.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。</p> <p>監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量													<p>1) 承諾図を提出する際に必ず設計図面と照らし合わせながらチェックマーク（✓）を記入したものを提出する事。</p> <p>又、配管・配線等は使用する名称にカラーマーカーで示して下さい。</p> <p>2) 図面内のメーカー用製品番号は参考程度とする。</p> <p>3) 空調機器等他工事の電源供給は選定されたメーカーの電源仕様を確認する事。</p> <p>4) 図面どおりに施工しましたでは、通用しません。（現場代理人及び主任技術者は、図面の不具合は現場にて修正する事。）</p> <p>5) 既設建物への幹線・弱電配線の接続等有る場合は、必ず着事前に事前調査を行い問題が無いかを報告する事。</p>																								
測定対象室	測定箇所数	備考																																																						
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																					
20 技術検査 (1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。（ ）</p>	○ 25 土工事 (2.2.1)	<p>残土処分は（※構外適切処分 ○構内敷ならし）とする。</p>																																																					
○ 21 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。</p> <p>工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいくる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいくる材出荷量証明書</p> <p>(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	○ 26 塗装工事 (2.7.1)	<p>金属管（金属製位置ボックス等を含む。）の塗装は図示によるほか、（・屋内露出・屋外露出）箇所に塗装を施す。</p>																																																					
		○ 27 機材	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>																																																					
		○ 28 施工	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>																																																					
		○ 29 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 <p>(2) 建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p>																																																					
		30 磁気探査	<p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。</p>																																																					
		○ 31 その他	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力引込に係る負担金（ 円） ※ <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置ボックスは（・金属製 ○合成樹脂製 ・ ）とする。 フラッシュプレートは（○樹脂製 ・ステンレス製 ・黄銅WB製 ○新金属 ）とする。 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。 																																																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <td>興立芸術大学給排水・電気設備改修工事</td> <th>工事年度</th> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <td>沖縄県那覇市首里当蔵町1-4</td> <th>図面名称</th> <td>電気設備特記仕様書(3)</td> </tr> <tr> <th>発注機関</th> <td>沖縄県立芸術大学</td> <th>縮尺</th> <td>N,S</td> </tr> <tr> <th>摘要</th> <td colspan="3">図面番号 E-03</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">検印</th> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th rowspan="4">設計者</th> <td>名称</td> <td colspan="2">株式会社 ワールド設計</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td colspan="2">金城 昌樹 第363113号</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td colspan="2">第126-694号</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">那覇市古島1丁目15番地、1F</td> </tr> </thead> </table>	工事名称	興立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度	工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	電気設備特記仕様書(3)	発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N,S	摘要	図面番号 E-03			検印	管理建築士	設計	製図										設計者	名称	株式会社 ワールド設計		資格者氏名	金城 昌樹 第363113号		登録番号	第126-694号		所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F											
工事名称	興立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度																																																					
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	電気設備特記仕様書(3)																																																					
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N,S																																																					
摘要	図面番号 E-03																																																							
検印	管理建築士	設計	製図																																																					
設計者	名称	株式会社 ワールド設計																																																						
	資格者氏名	金城 昌樹 第363113号																																																						
	登録番号	第126-694号																																																						
	所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F																																																						

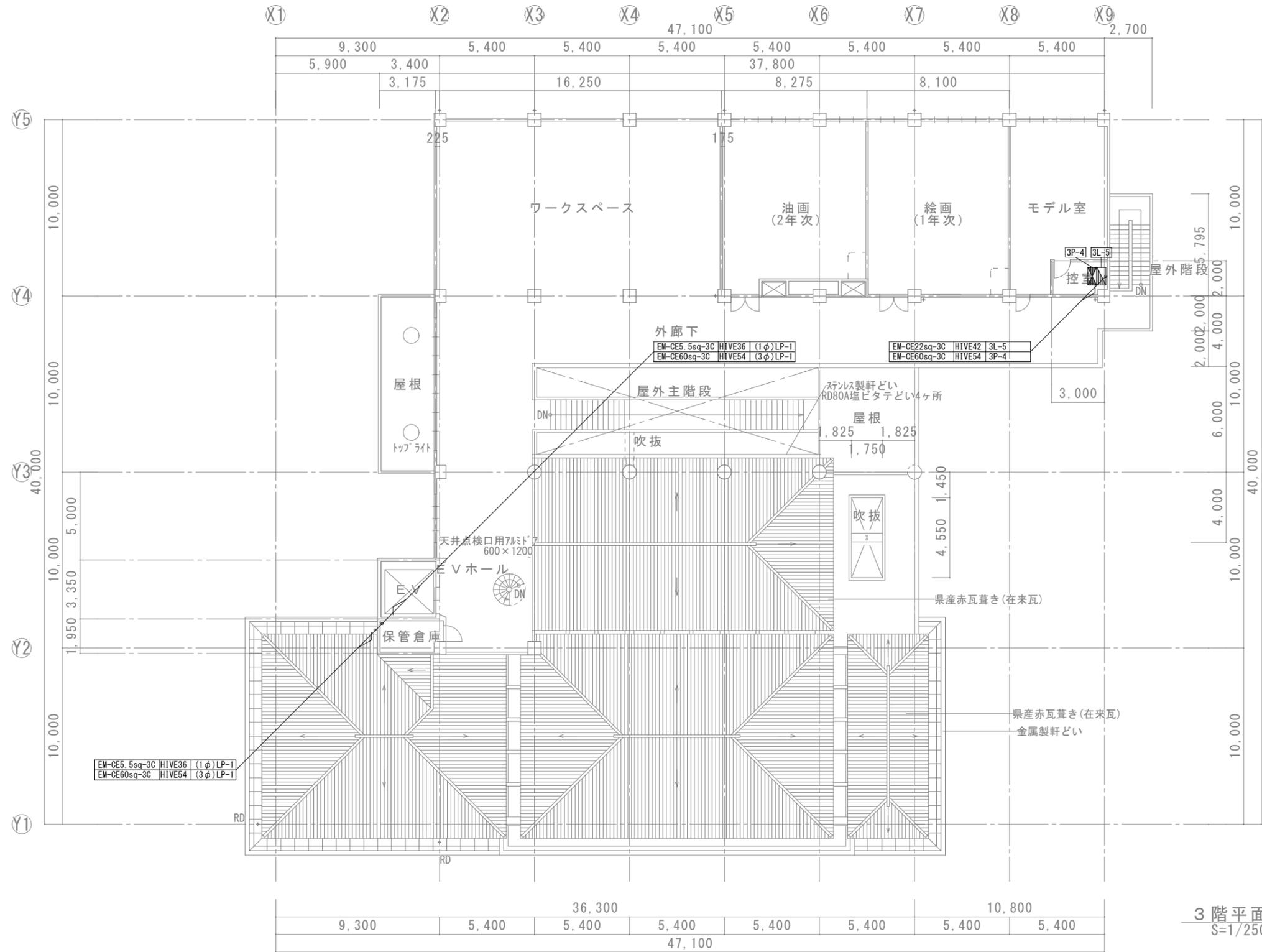


地下1階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階幹線配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-04
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

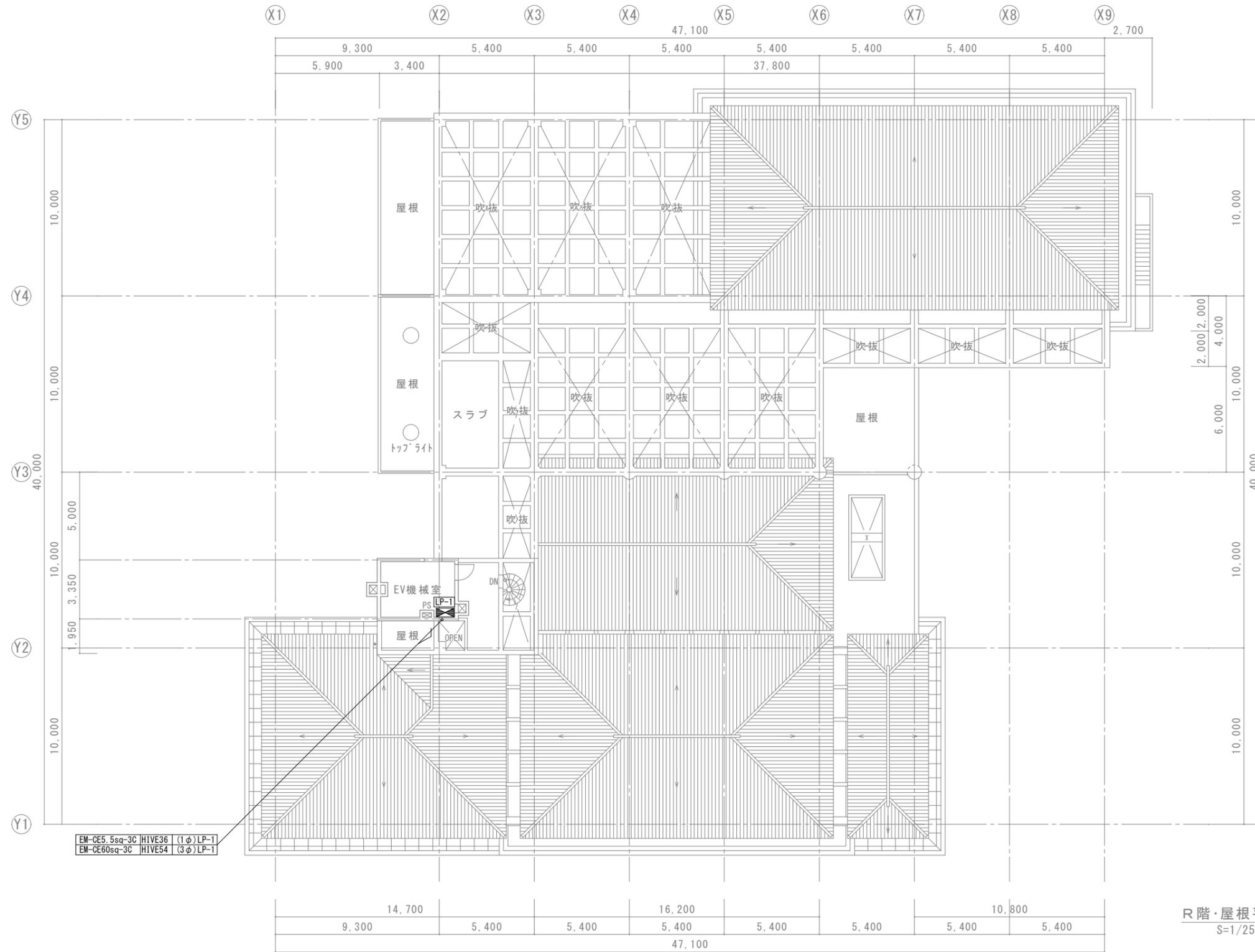


工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	2階幹線改修配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-06
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



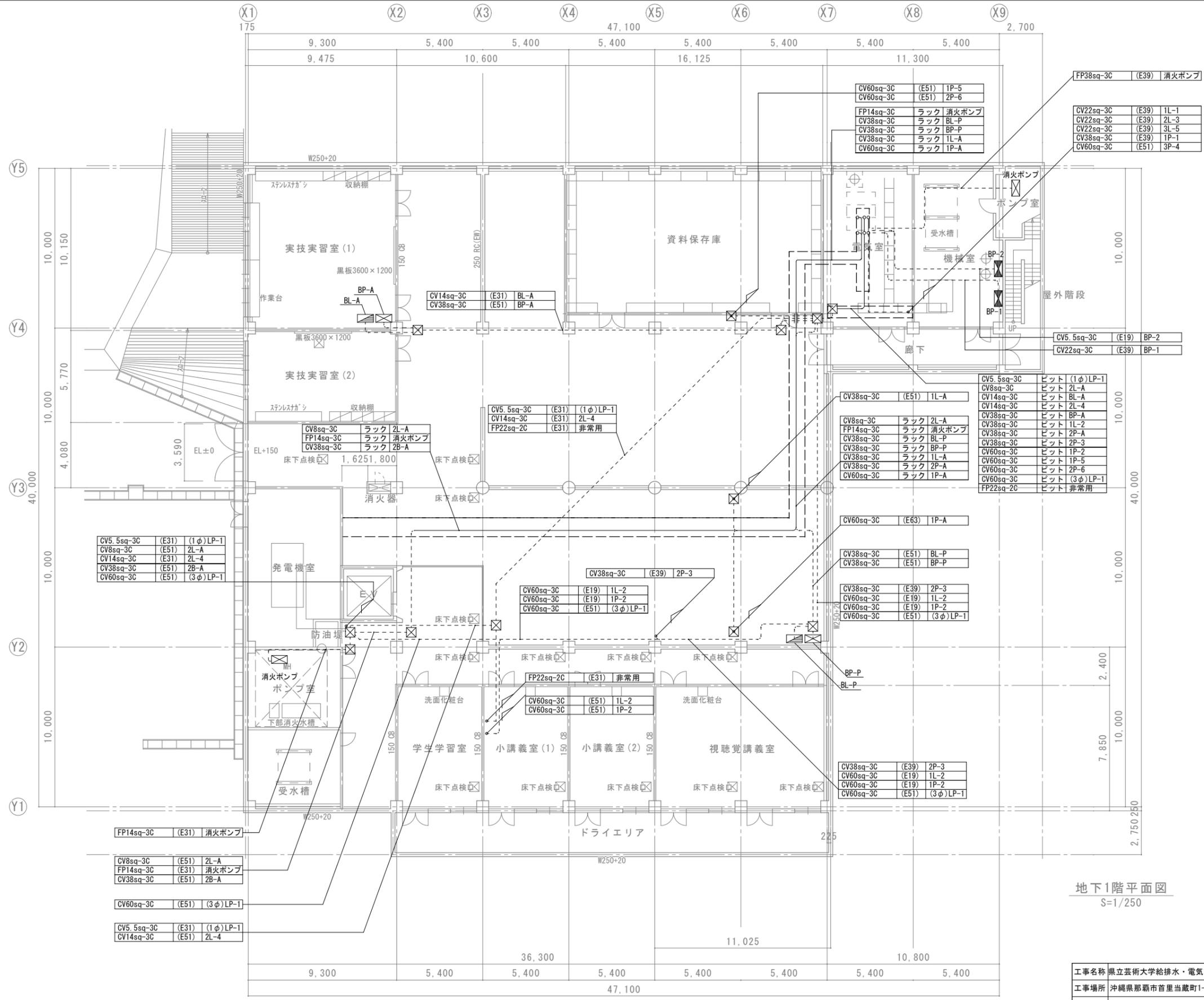
3階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	3階幹線改修配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1:125 (A3) S=1:250
適要		図面番号	E-07
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



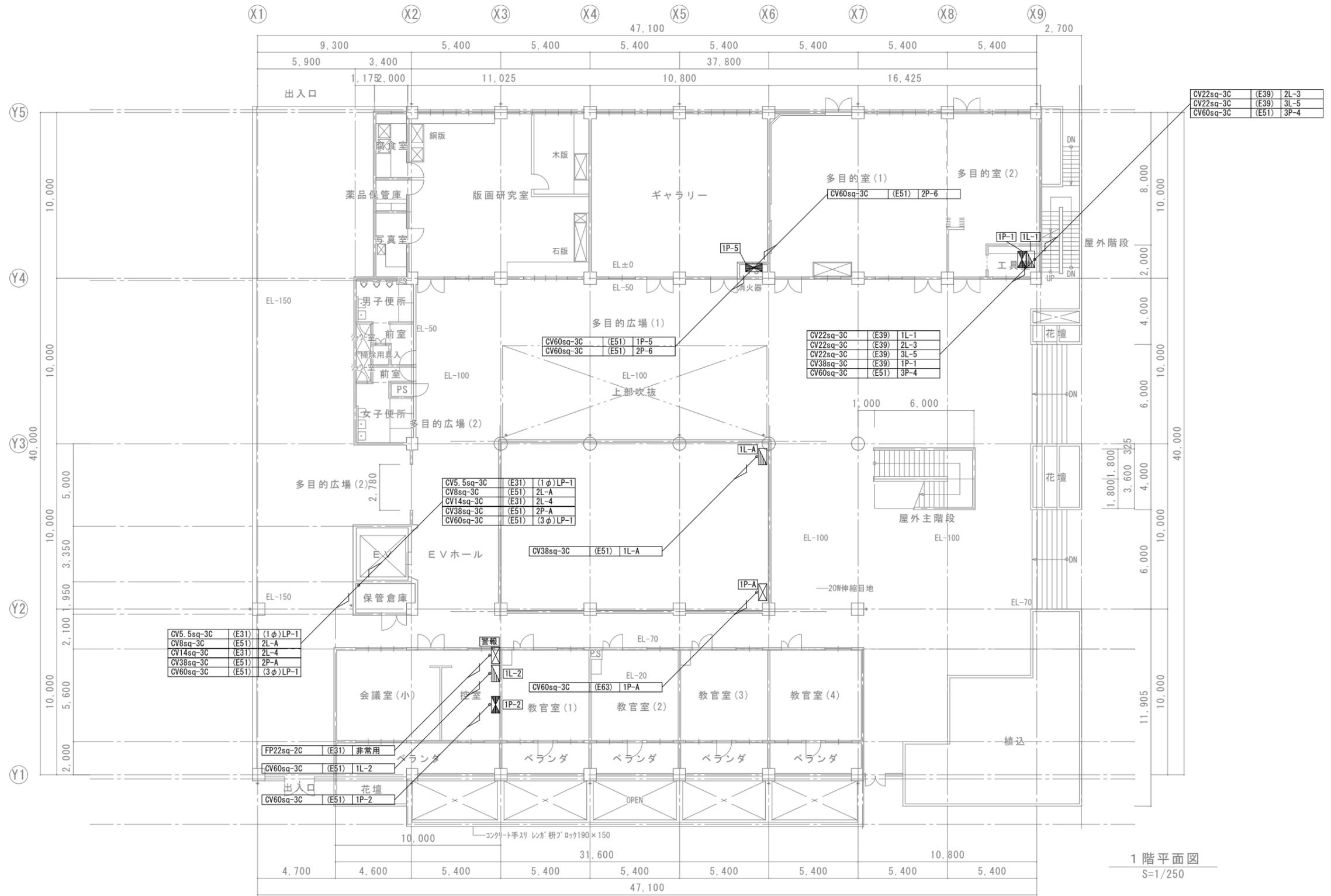
R階・屋根平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	屋上階幹線改修配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-08
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

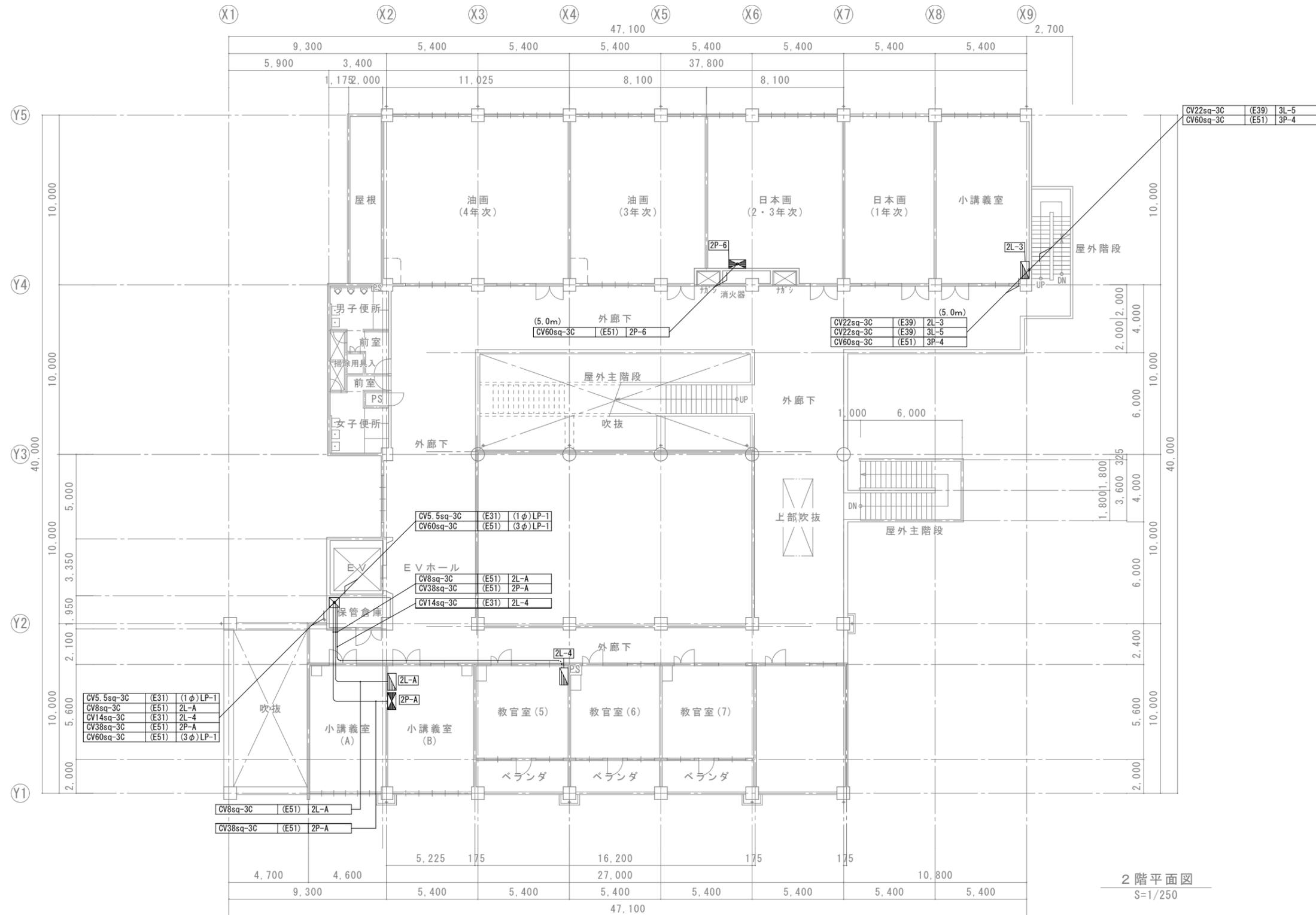


地下1階平面図
S=1/250

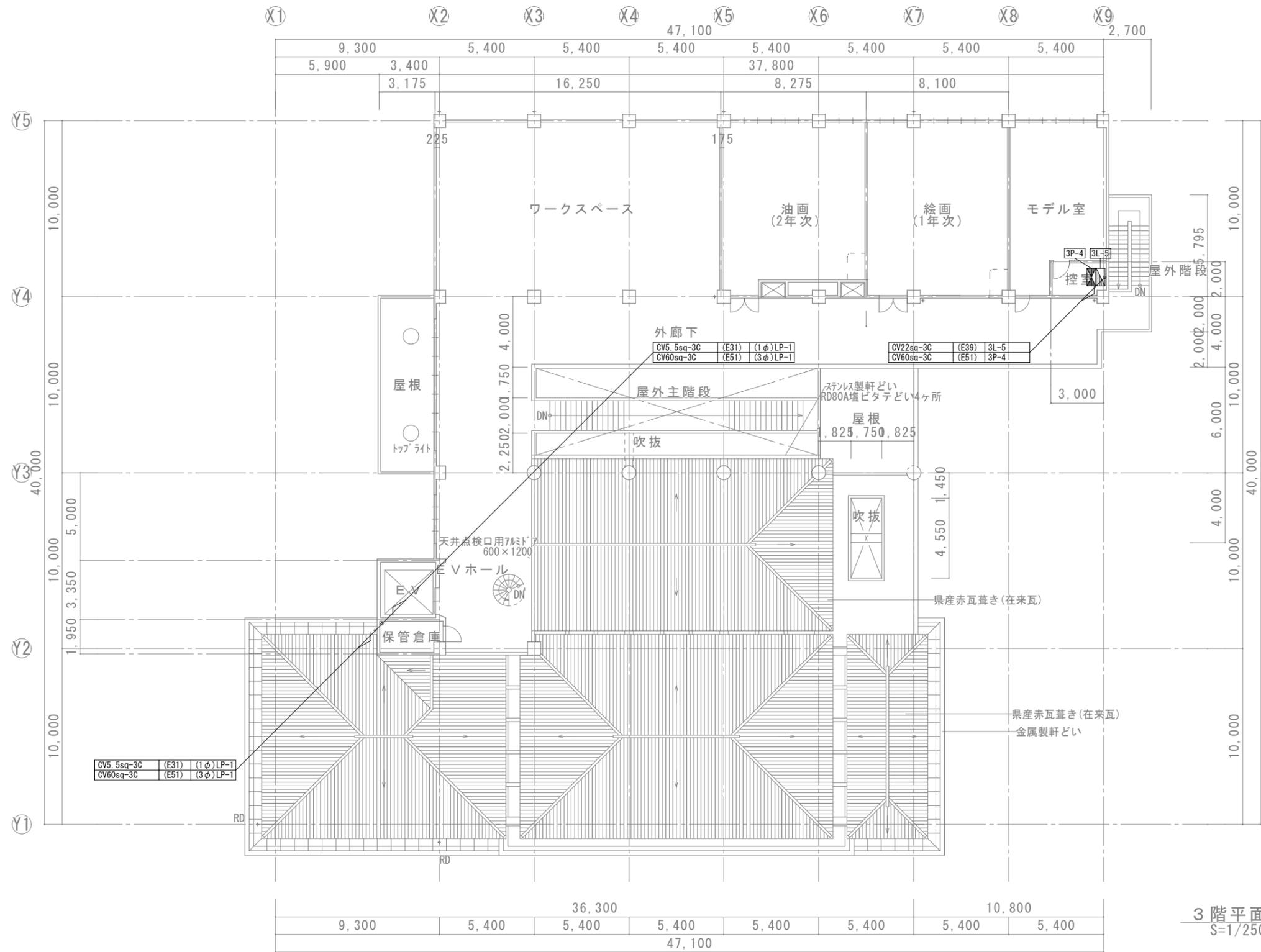
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階幹線撤去配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-09
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	1階幹線撤去配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1:125 (A3) S=1:250
適要		図面番号	E-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

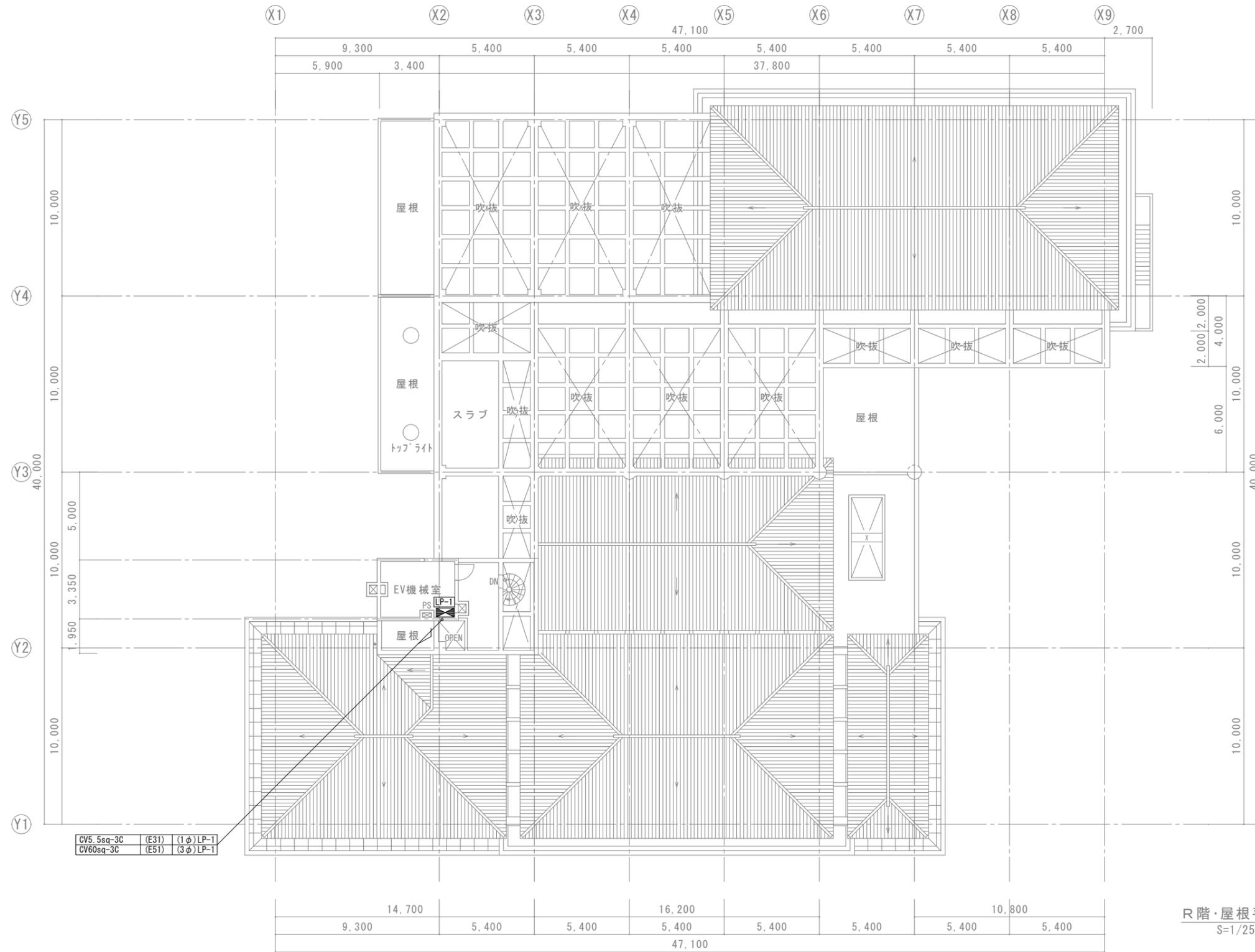


工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	2階幹線撤去配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



3階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	3階幹線撤去配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-12
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



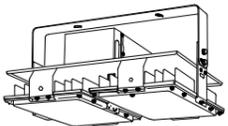
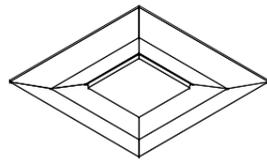
R階・屋根平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	屋上階幹線撤去配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

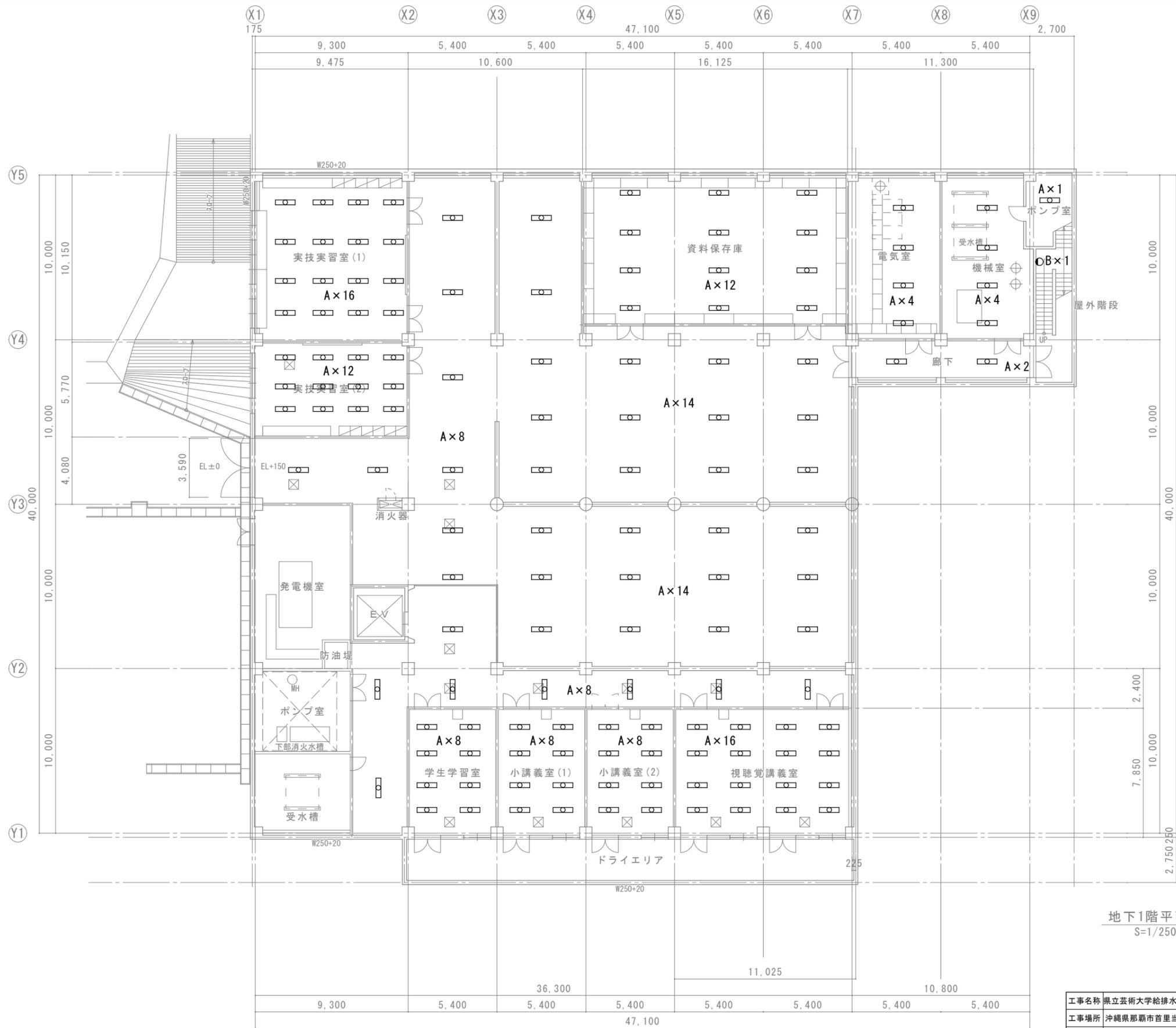
撤去照明器具表

器具A	FSS4-402	ベースライト
器具B		屋外用シーリングライト (40W) 防湿・防雨型
器具C	HID-400W	高天井用照明
器具D	FSF2-205	ベースライト (スクエア型)
器具E	FBC2-401	ブラケットライト 40W

改修照明器具表

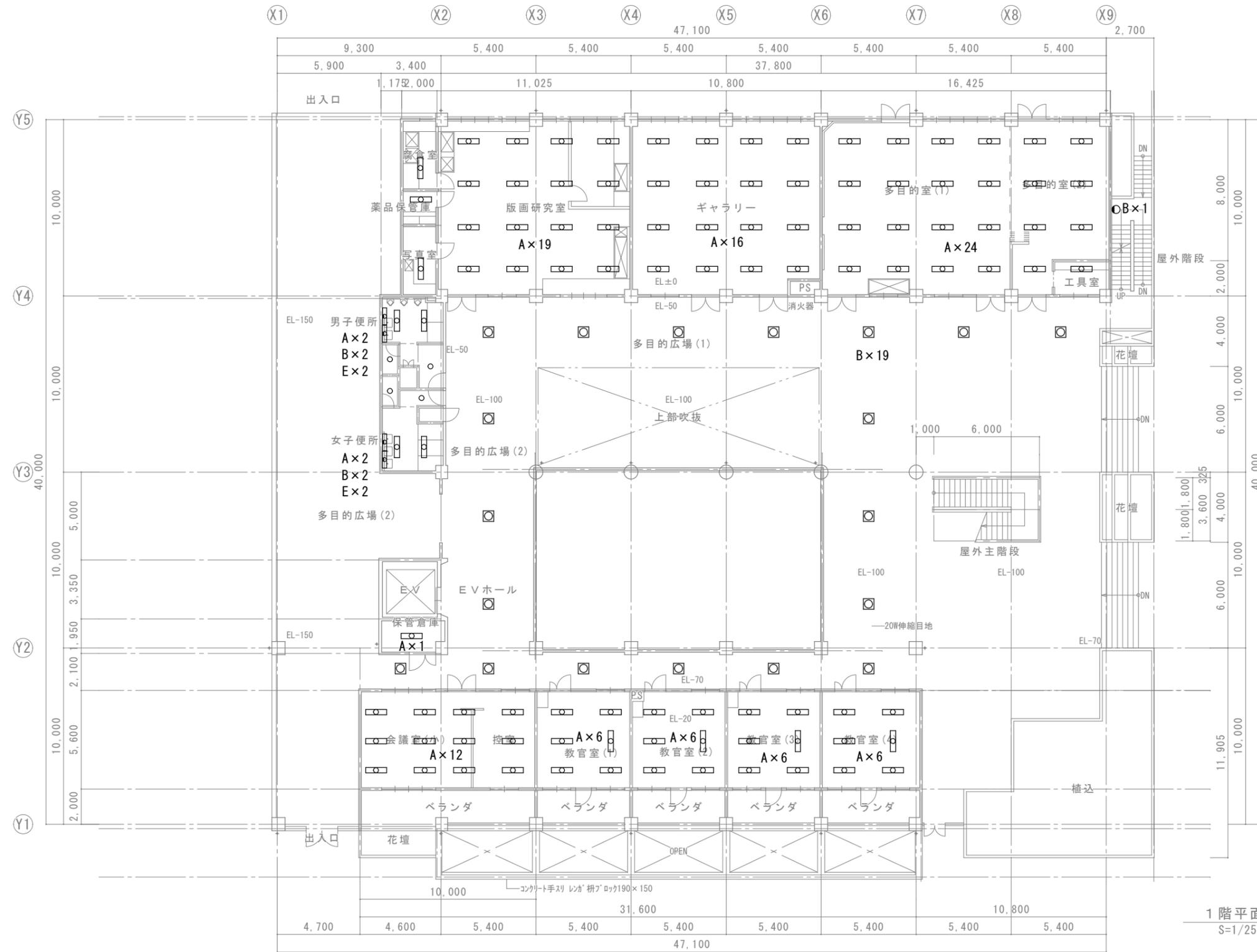
<p>A LEDベースライト LSS1-4-65</p>	<p>B LEDダウンライト</p>	<p>C LED高天井用照明 LSR2M-400</p>
 <p>一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型、電圧100~242V 本体：鋼板 (白色粉体塗装) ライトバー (カバー)：ポリカーボネート (乳白) 光源寿命40000時間 (光束維持率85%) 昼白色 (5000K)、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 参考品番：XLX460NENPLE9</p>	 <p>昼白色 (5000K)、Ra83 器具光束965lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック (ホワイト) カバー：アクリル (乳白) 参考品番：LGW51704WCF1</p>	 <p>光束42300lm、消費電力230.2W、 電圧200~242V 昼白色、5000K、Ra70、中角タイプ、直付型 光源寿命60000時間 (光束維持率85%)、電源内蔵型 本体：アルミ、パネル：ポリカーボネート (透明) アーム：亜鉛鋼板 約5~85%連続調光初期照度補正型、落下防止ワイヤー付 器具本体 (4.2kg) 参考品番：NYM20115ZLZ2</p>
<p>D LEDベースライト (スクエア型) LSS15-7-58</p>	<p>E LEDブラケットライト LBF3MP/RP-2-13</p>	
 <p>スクエア光源タイプ、一般光源ユニット、6500lmタイプ 消費電力41.5W、電圧100~242V 本体：鋼板 (高反射白色粉体塗装)、 枠：鋼板 (高反射白色粉体塗装) 点灯ユニット (カバー)：ポリカーボネート (乳白) 光源寿命40000時間 (光束維持率85%) 昼白色 (5000K)、Ra83 参考品番：直付XLX160DENJLA9</p>	 <p>LED内蔵、電源ユニット内蔵 防湿型・防雨型 5000K、Ra83、光源寿命40000時間 (光束維持率85%) 器具光束1480lm、消費電力14.9W、 電圧100~242V 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート (乳白) 天井直付型・壁直付型、保護等級：IP23 参考品番：NNFW21810CLE9</p>	

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	照明器具表【撤去・改修】
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: - (A3) S=1: -
適要		図面番号	E-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



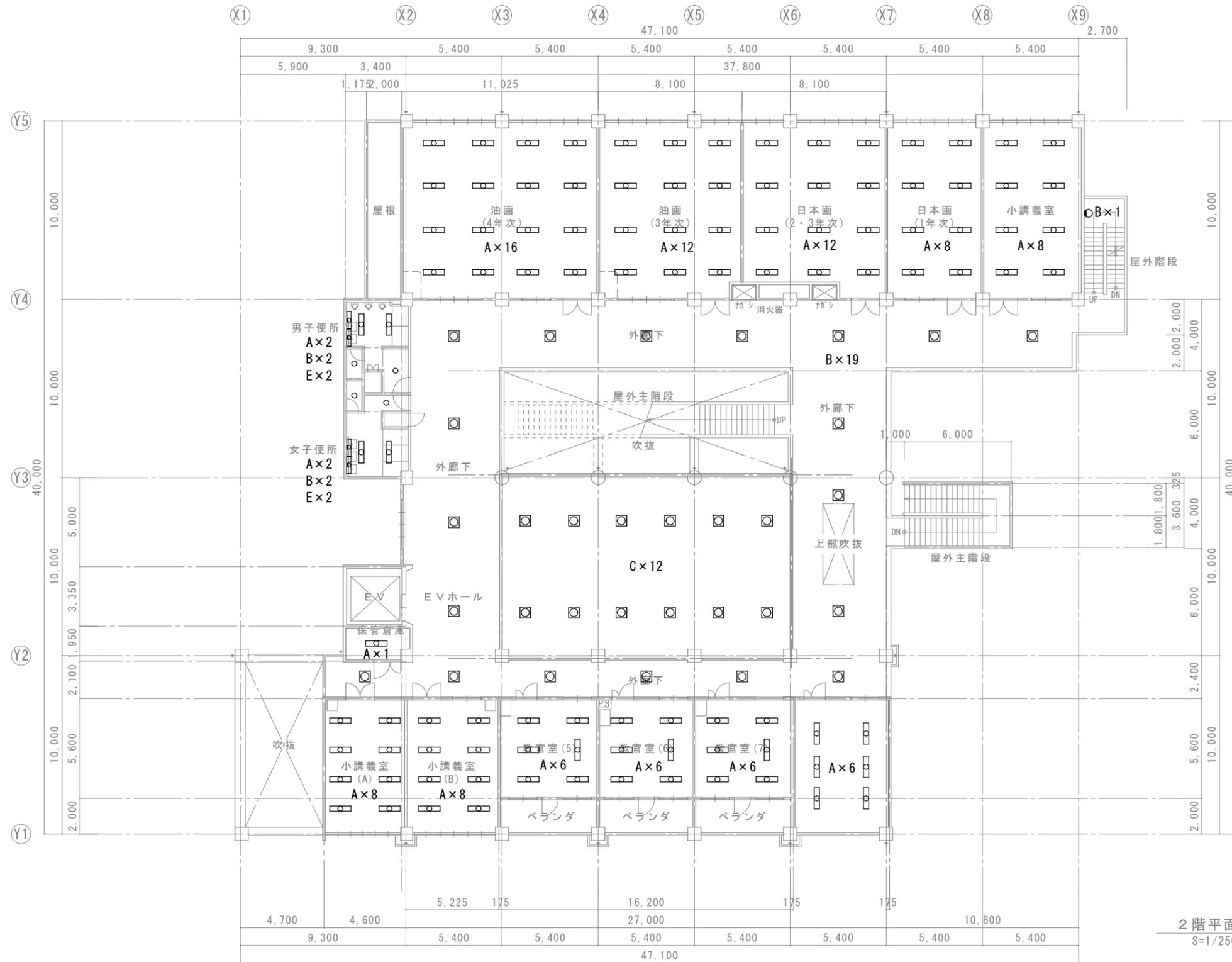
地下1階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階電灯設備図【撤去・改修】
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



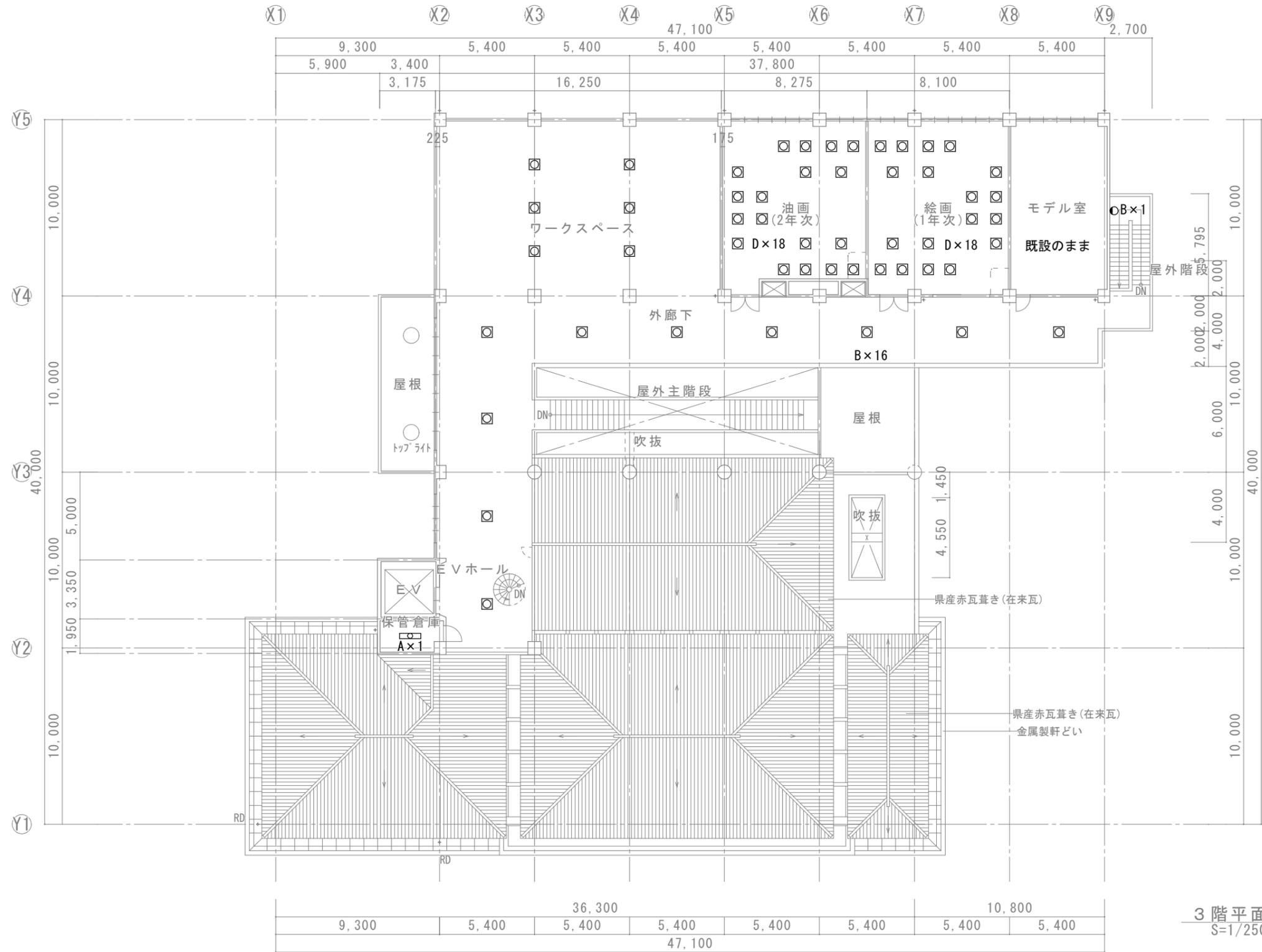
1階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	1階幹線改修配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1:125 (A3) S=1:250
適要		図面番号	E-16
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



2階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	2階幹線改修配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-17
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



3階平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	3階幹線改修配線図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	E-18
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																	
一般共通事項																																						
○ 1 工実績情報の登録 (1. 1. 4)	工実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																																					
○ 2 適用図書等 (1. 1. 6)	※公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(平成31年版)(国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(平成31年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(国土交通大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿(建築材料等・設備機材等)評価名簿(平成30年版)(一般社団法人公共建築協会) ※																																					
○ 3 別契約の関連工事 (1. 1. 7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。																																					
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1. 1. 9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。																																					
5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとす。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	○ 10 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。																																			
6 概成工期 (1. 2. 1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	1 1 電気保安技術者 (1. 3. 2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。																																			
○ 7 施工図等 (1. 2. 3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	○ 12 施工条件 (1. 3. 3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()																																			
○ 8 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	○ 13 交通安全管理 (1. 3. 6)	国道5路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成18年12月1日沖縄県公安委員会告示第163号)	○ 16 工事の保険等																																		
○ 9 施工管理体制 (1. 3. 1)	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手す	1 4 施工中の環境保全等 (1. 3. 8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施設第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発電発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン																																			
		○ 15 発生材の処理等 (1. 3. 9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ・無 ・有(図示) 特別管理産業廃棄物 ・無 ・有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・無 ・有(図示)																																			
					(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下、「COBRIS」(コプリス)という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐるの材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐるの材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいぐるの材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。 (1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※ (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。																																	
					<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>県立芸術大学給排水・電気設備改修工事</td> <td>工事年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>沖縄県那覇市首里当蔵町1-4</td> <td>図面名称</td> <td>機械設備特記仕様書(2)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>沖縄県立芸術大学</td> <td>縮尺</td> <td>N.S</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>M-02</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名称</td> <td>株式会社 ワールド設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td>金城 昌樹 第363113号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録番号</td> <td>第126-694号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td>那覇市古島1丁目15番地、1F</td> <td></td> </tr> </table>	工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度	工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	機械設備特記仕様書(2)	発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N.S	摘要		図面番号	M-02	検印	管理建築士	設計	製図		名称	株式会社 ワールド設計		資格者氏名	金城 昌樹 第363113号		登録番号	第126-694号		所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F	
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度																																			
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	機械設備特記仕様書(2)																																			
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N.S																																			
摘要		図面番号	M-02																																			
検印	管理建築士	設計	製図																																			
		名称	株式会社 ワールド設計																																			
		資格者氏名	金城 昌樹 第363113号																																			
		登録番号	第126-694号																																			
	所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F																																				

特記事項				
別表－１（関連工事との取り合い）				
工事内容	本工事		別途工事	
	機械	電気	建築	
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※		・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※		・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・		※
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※		・
	上記の配線	※		・
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	※		・
	上記の配線	※		・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※		・
自動制御	上記の配管、配線	・		※
	電気配管	※		・
	電気配線	※		・
浄化槽	電源供給	・		※
	コンクリート躯体	※		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	※		・
	土止め工事	※		・
	保護砂	※		・
	湧水処理	※		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの1次側電気工事	・		※
	操作盤以降の2次側電気工事	※		・
	樋	ルーフトレイン及び立て樋	・	
立て樋接続用埋設横引管		・		※
台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）		・		※
流し類	上記の配管接続	※		・
	化粧鏡	・		※
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※		・
身障者用手すり	衛生器具回り	※		・
	その他手すり	・		※
※配線は接続を含むものとする。				

特記事項		
別表－２（管材）		
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
高温水管	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
油管	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
ブライン管	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
冷媒管	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
給水管	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	耐衝撃性硬質塩ビ管(HIVP)
	地中配管	耐衝撃性硬質塩ビ管(HIVP)
	機械室・便所配管	耐衝撃性硬質塩ビ管(HIVP)
	屋内一般配管	耐衝撃性硬質塩ビ管(HIVP)
給湯管	地中配管	・一般給水 ・消火栓給水
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	機械室・便所配管	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管(HTVP)
	屋内一般配管	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管(HTVP)
消火管	地中配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	機械室・便所配管	
	屋内一般配管	
排水管	地中配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	機械室・便所配管	
	屋内一般配管	
通気管	地中配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	機械室・便所配管	
	屋内一般配管	
ガス管	地中配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	機械室・便所配管	
	屋内一般配管	
特記事項		

特記事項																																																													
※該当するのは、下記事項による。																																																													
<ol style="list-style-type: none"> 膨張管、逃し管、ドレン管（機器廻り）は、主配管材と同等とする。 防火区画を貫通する塩ビ管（65A以上）は、施工令129条2の5第1項七号構造とする。（国交省認定品の防火テープ巻き仕上げとする） 火を使用する排気ダクトにジャバラ式は使用しない。 延焼のおそれのある部分における換気孔については、100C㎡を超えるものは防火ダンパー、100C㎡以下のものは防火覆いを設ける。 防火区画を貫通する配管は、施工令129条の2の5、1項7号の規定を遵守する。 換気ダクトは不燃材を使用する（令129条の2の5・1項6号） 配管等が防火区画を貫通する場合は、当該管と防火区画との隙間を不燃材料で埋める（令112条15項・16項） レンジフードから10cm未満は全て熱伝導の無い不燃材とし、吊り戸棚は、国土交通大臣の不燃使用の認定を受けた製品を使用する。 ガス漏れ感知器に関しては、告示1099号に適合させる。 居室の換気は、24時間換気システムとし、換気回数を0.3回/時間以上確保する。開き扉は、アンダーカット又は換気ガラリを設ける。 各教室の界壁は全て15cmのコンクリートで小屋浦又は、天井裏に達するようにする。なお、界壁等を貫通する配管設備については、上記4の事項に準ずる。 給水工事においては、施工前に南部水道企業団と事前調整を行うこと。 																																																													
<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>県立芸術大学給排水・電気設備改修工事</td> <td>工事年度</td> <td colspan="2">令和3年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>沖縄県那覇市首里当蔵町1-4</td> <td>図面名称</td> <td colspan="2">機械設備特記仕様書(4)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>沖縄県立芸術大学</td> <td>縮尺</td> <td colspan="2">N.S</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td colspan="2">M-04</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>名称</td> <td colspan="2">株式会社 ワールド設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td colspan="2">金城 昌樹 第363113号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td colspan="2">第126-694号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="2">那覇市古島1丁目15番地、1F</td> </tr> </table>					工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度		工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	機械設備特記仕様書(4)		発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N.S		摘要		図面番号	M-04		検印	管理建築士	設計	製図																名称	株式会社 ワールド設計				資格者氏名	金城 昌樹 第363113号				登録番号	第126-694号				所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F	
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和3年度																																																										
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	機械設備特記仕様書(4)																																																										
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	N.S																																																										
摘要		図面番号	M-04																																																										
検印	管理建築士	設計	製図																																																										
		名称	株式会社 ワールド設計																																																										
		資格者氏名	金城 昌樹 第363113号																																																										
		登録番号	第126-694号																																																										
		所在地	那覇市古島1丁目15番地、1F																																																										

PH1

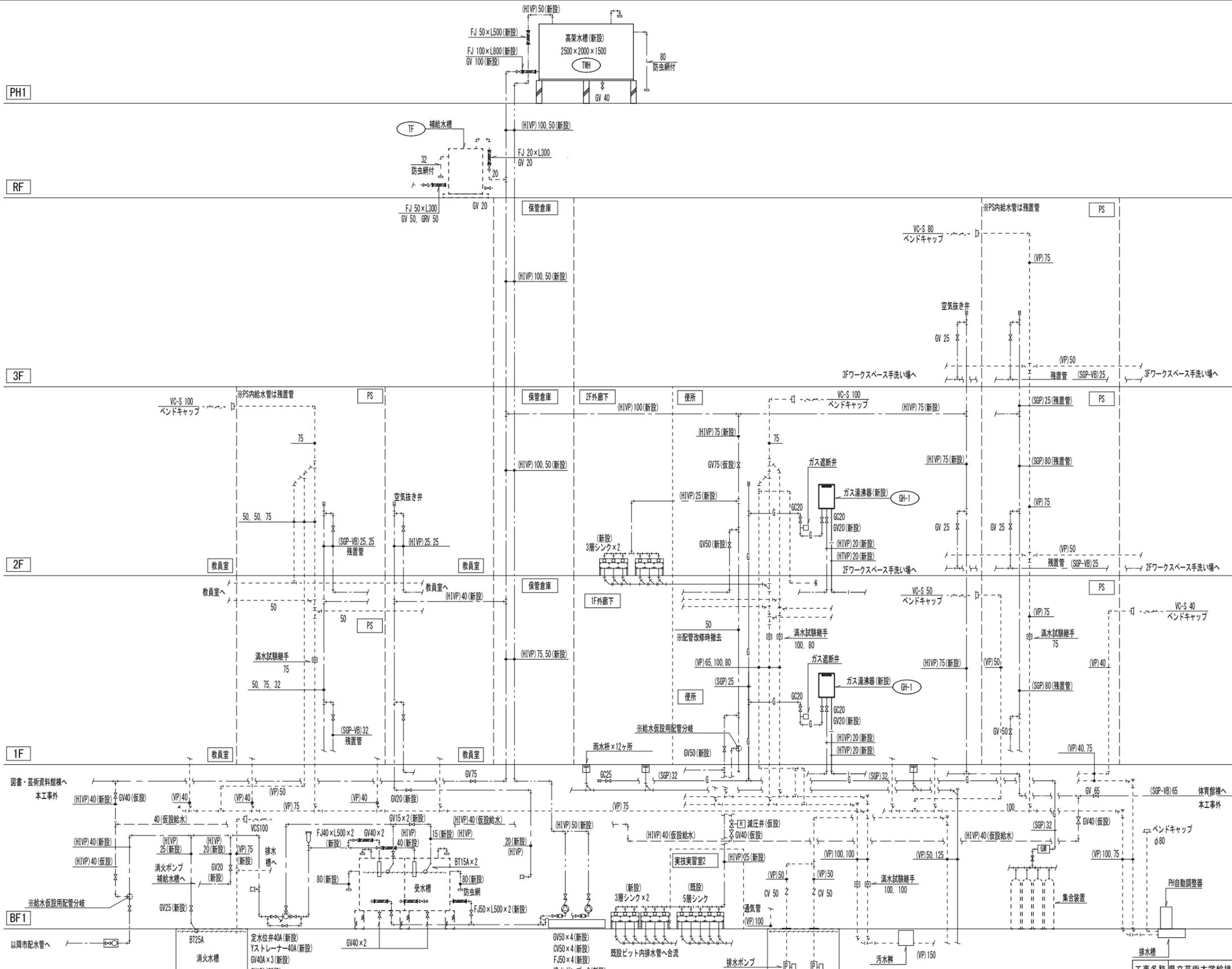
RF

3F

2F

1F

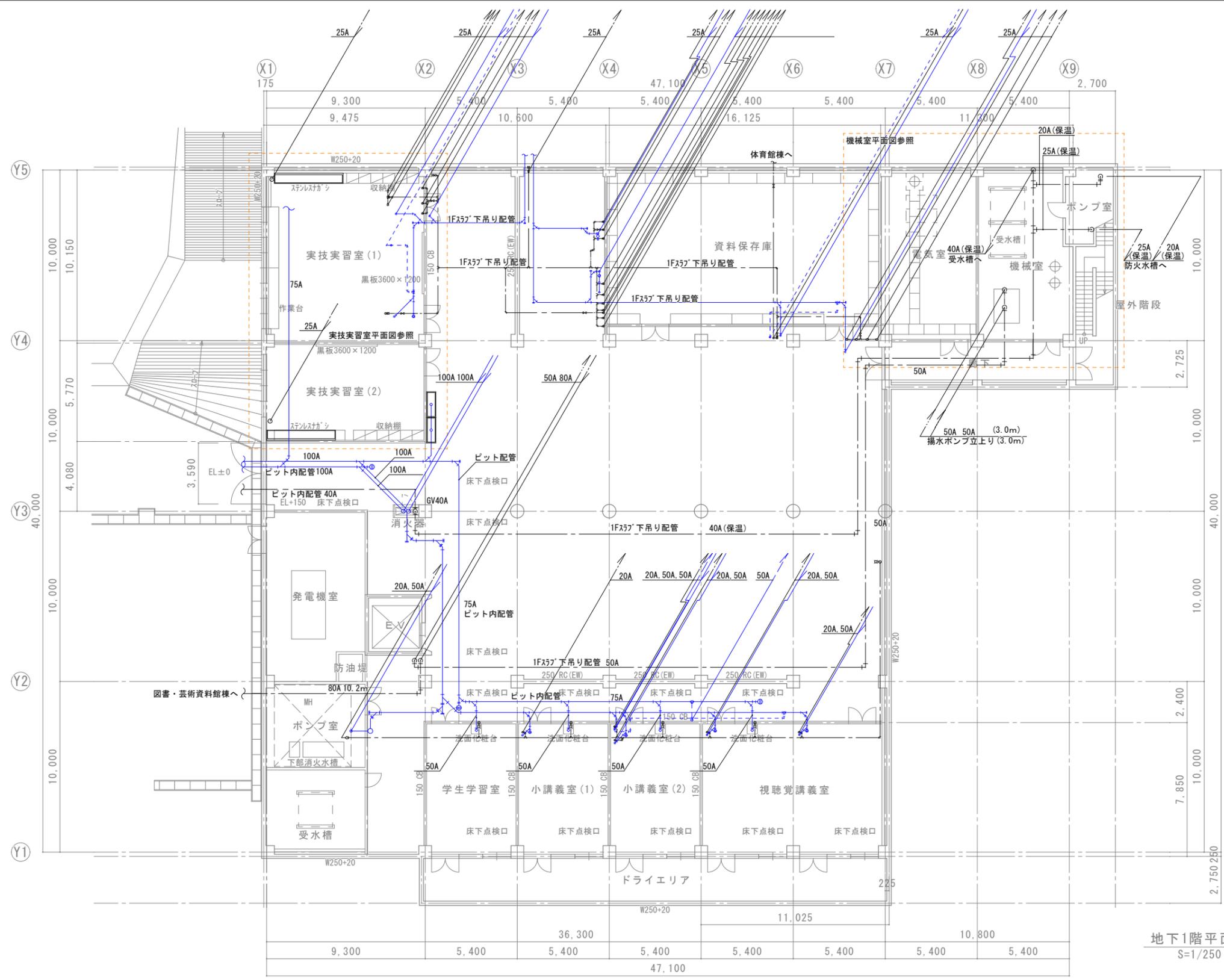
BF1



凡例
 新設
 - - - - - 既設のまま

※給水管の更新が完了後仮設給水管撤去
 ※排水管については特段の劣化が無い限り既存利用とする

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	給排水系統図(改修)
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: - (A3) S=1: -
適要		図面番号	M-05
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

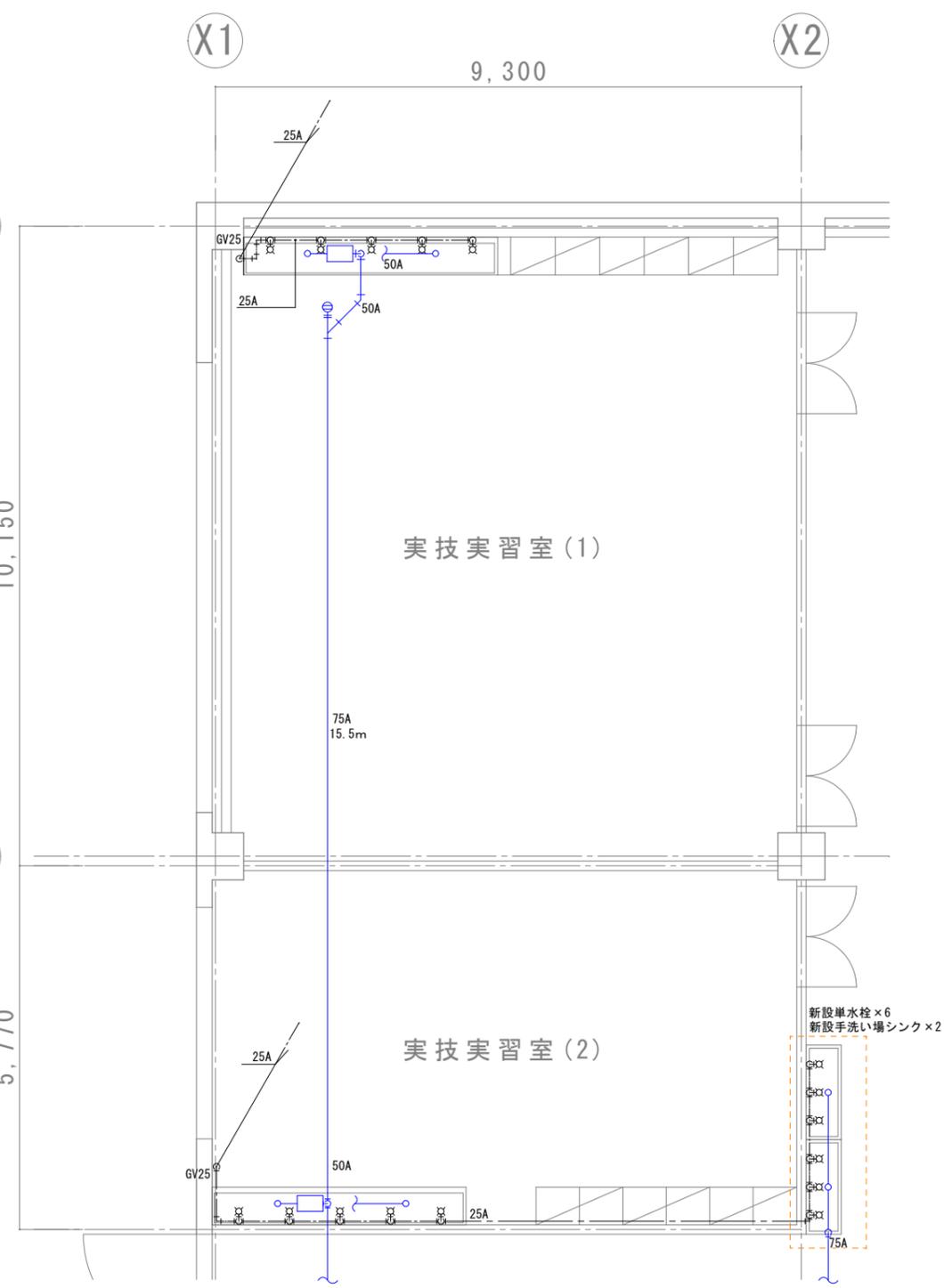
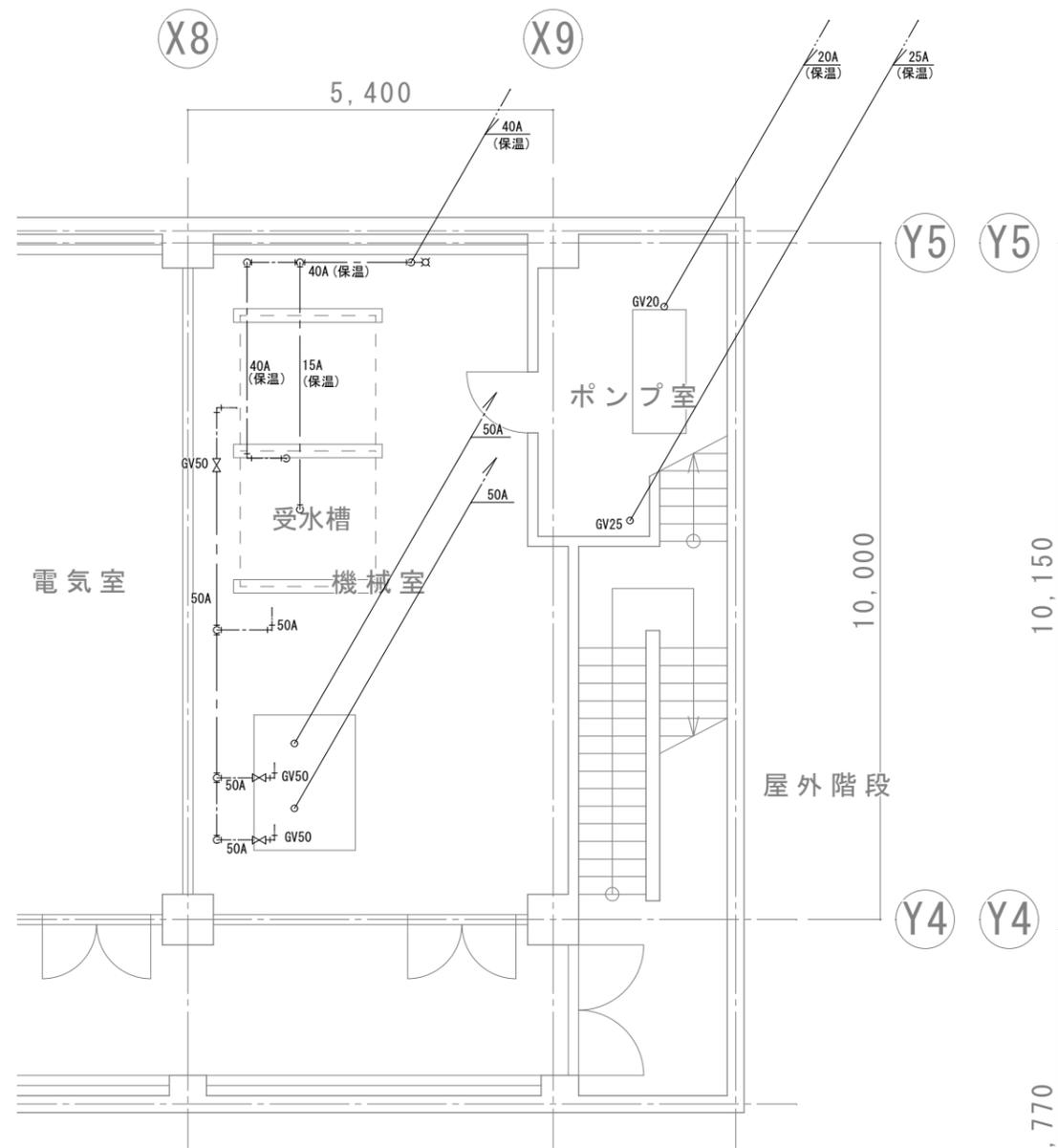


凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▶	シャワー
○	排水目皿
⊕	掃除口
⊗	ガス湯沸器
---	給水管 (SGP-VB) (送り側)
---	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管 (被覆銅管)
---	給水管 (VP)
---	通気管 (VP)

地下1階平面図
S=1/250

地下平面図

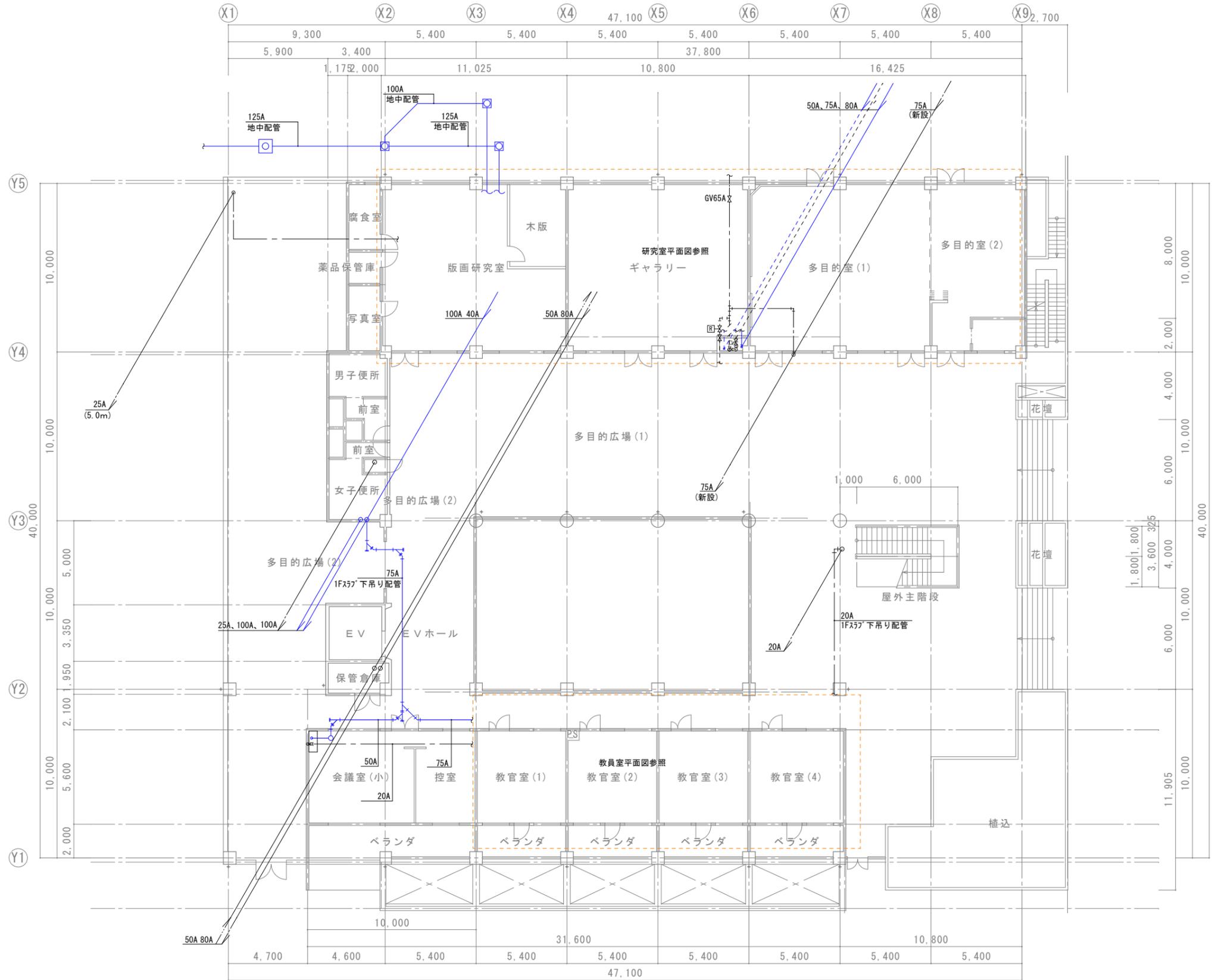
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階給排水設備改修図-1
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	M-06
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694号 一級建築士登録 第 363113号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▶	シャワー
○	排水目皿
⊖	掃除口
⊗	ガス湯沸器
---	給水管(SGP-VB)(送り側)
---	給水管(SGP-VB)(送り側)(保温有)
---	給湯管(被覆銅管)
---	排水管(VP)
---	通気管(VP)

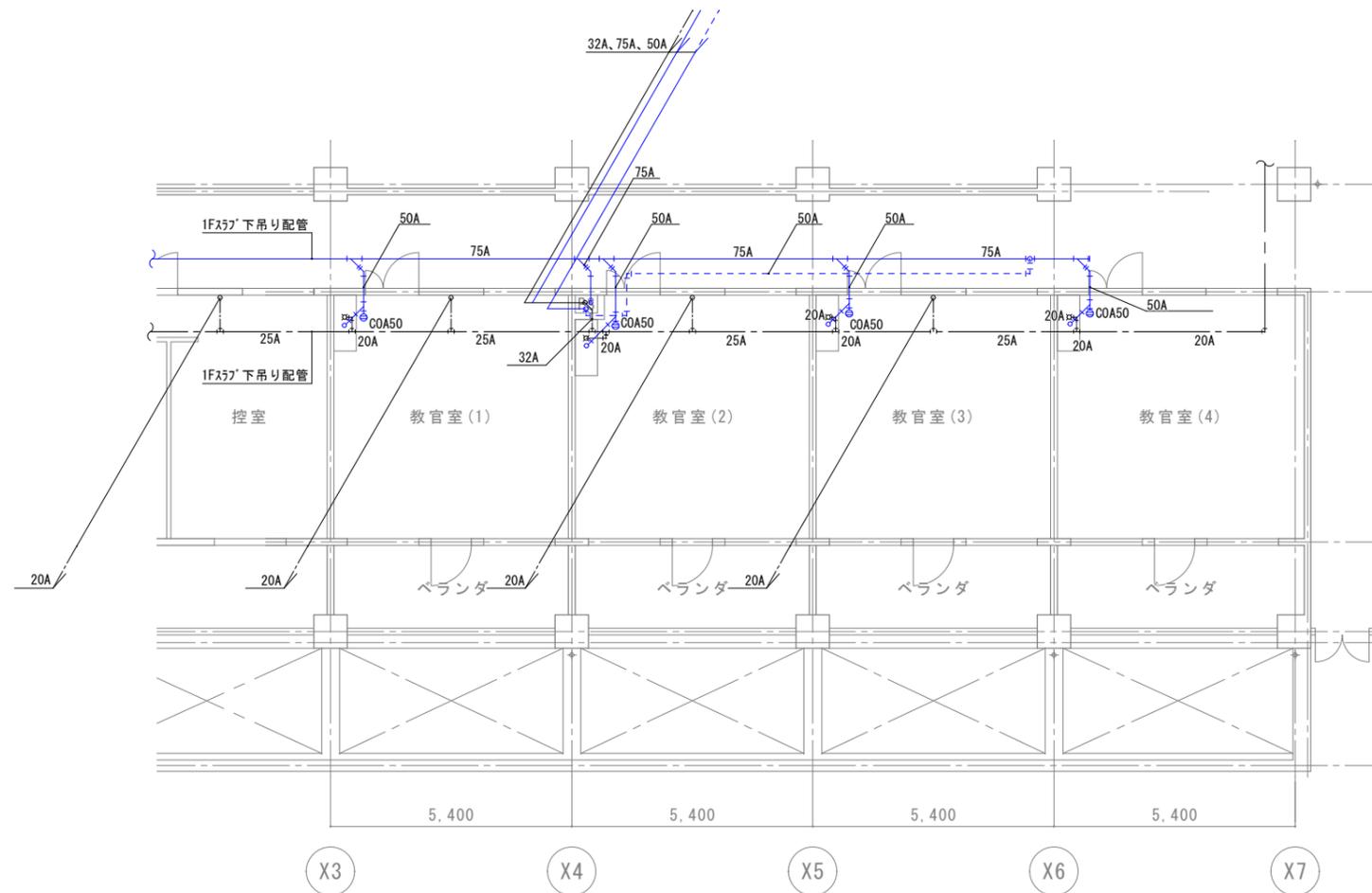
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階給排水設備改修図-2
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100
適要		図面番号	M-07
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▲	シャワー
○	排水目皿
⊕	掃除口
⊗	ガス湯沸器
---	給水管 (SGP-VB) (送り側)
---	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管 (被覆銅管)
---	排水管 (VP)
---	通気管 (VP)

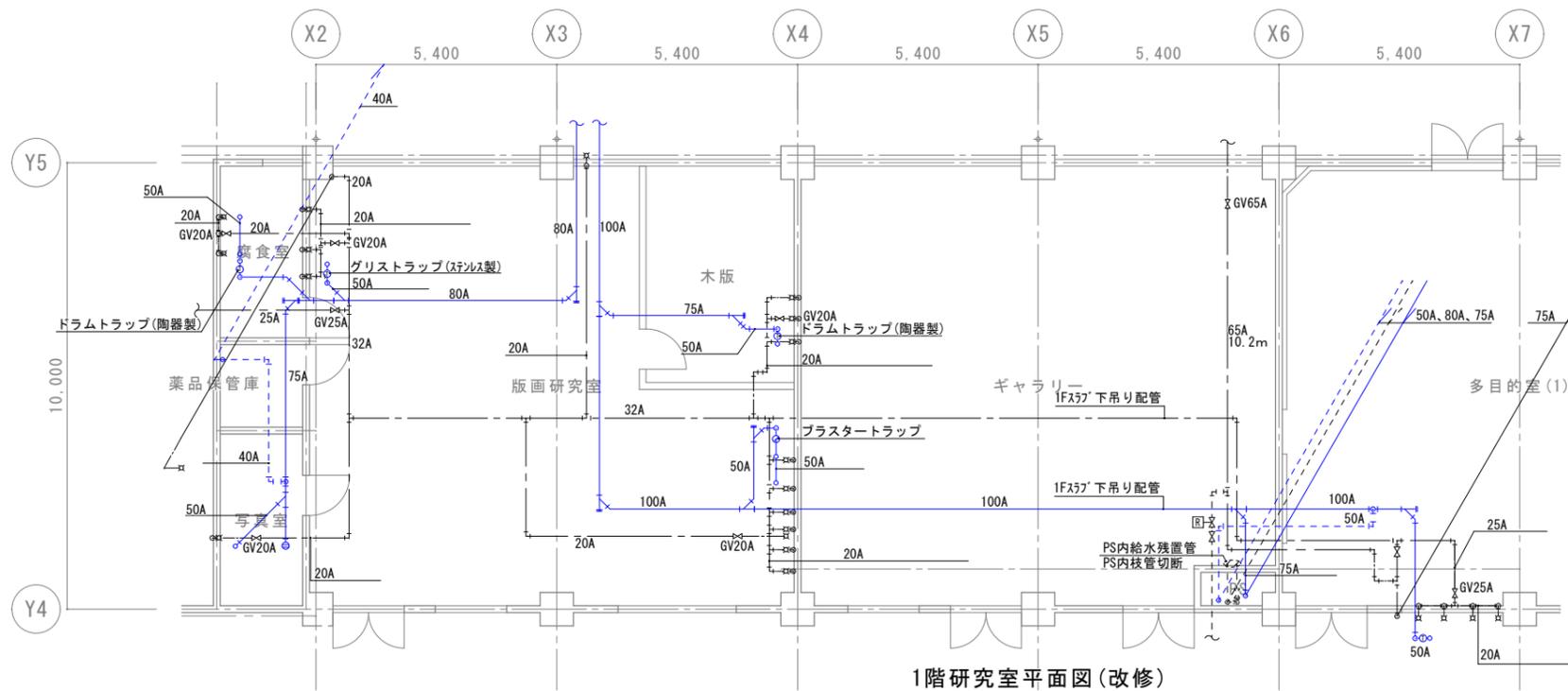


1階給排水管撤去平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	1階給排水設備改修図-1
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	M-08
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



1階教員室平面図(改修)
S=1/150

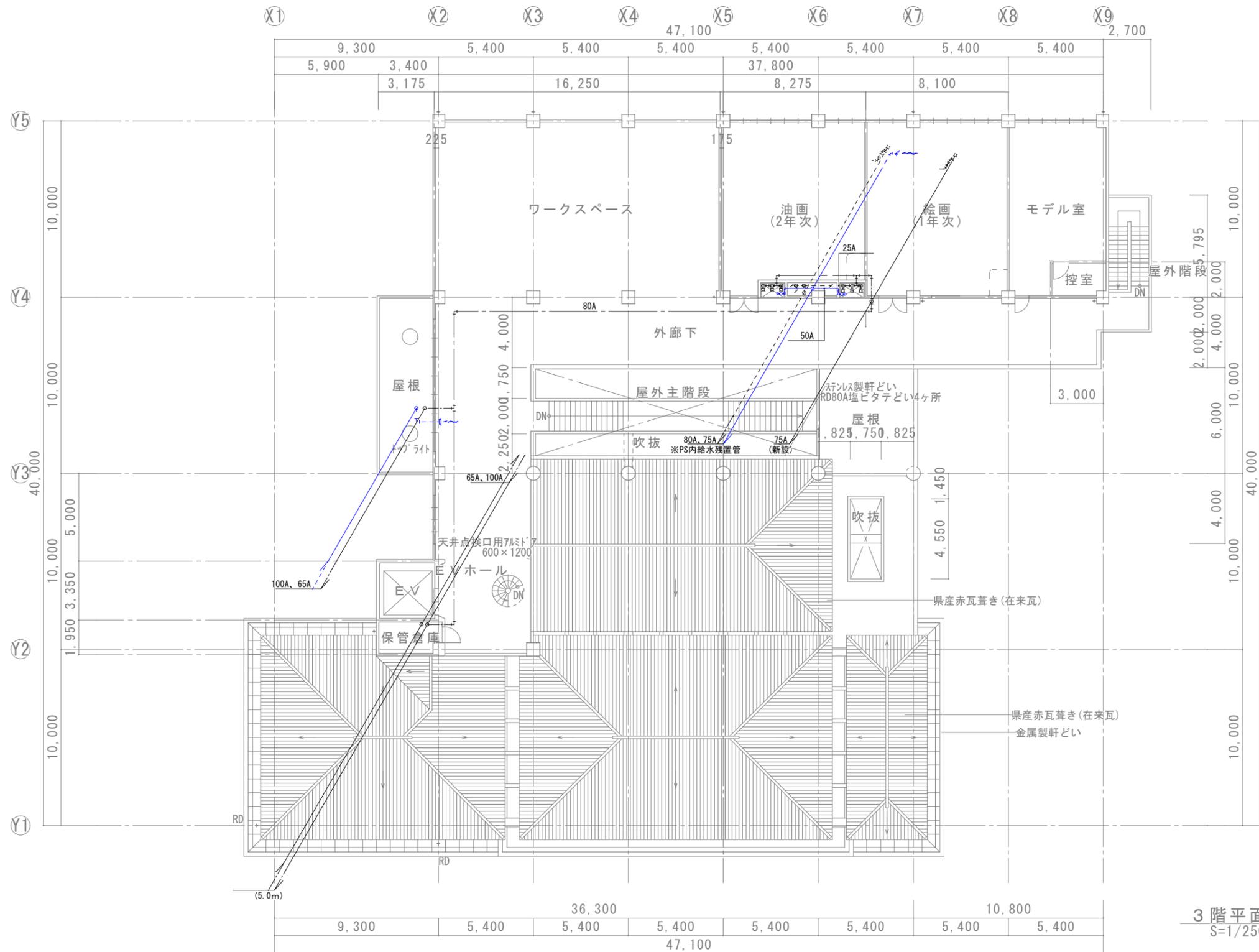


1階研究室平面図(改修)
S=1/150

凡 例	
□	単水栓
■	混合水栓
▶	シャワー
○	排水目皿
⊕	掃除口
⊗	ガス湯沸器
---	給水管(SGP-VB)(返り側)
---	給水管(SGP-VB)(送り側)(保温有)
---	給湯管(被覆鋼管)
---	排水管(VP)
---	通気管(VP)

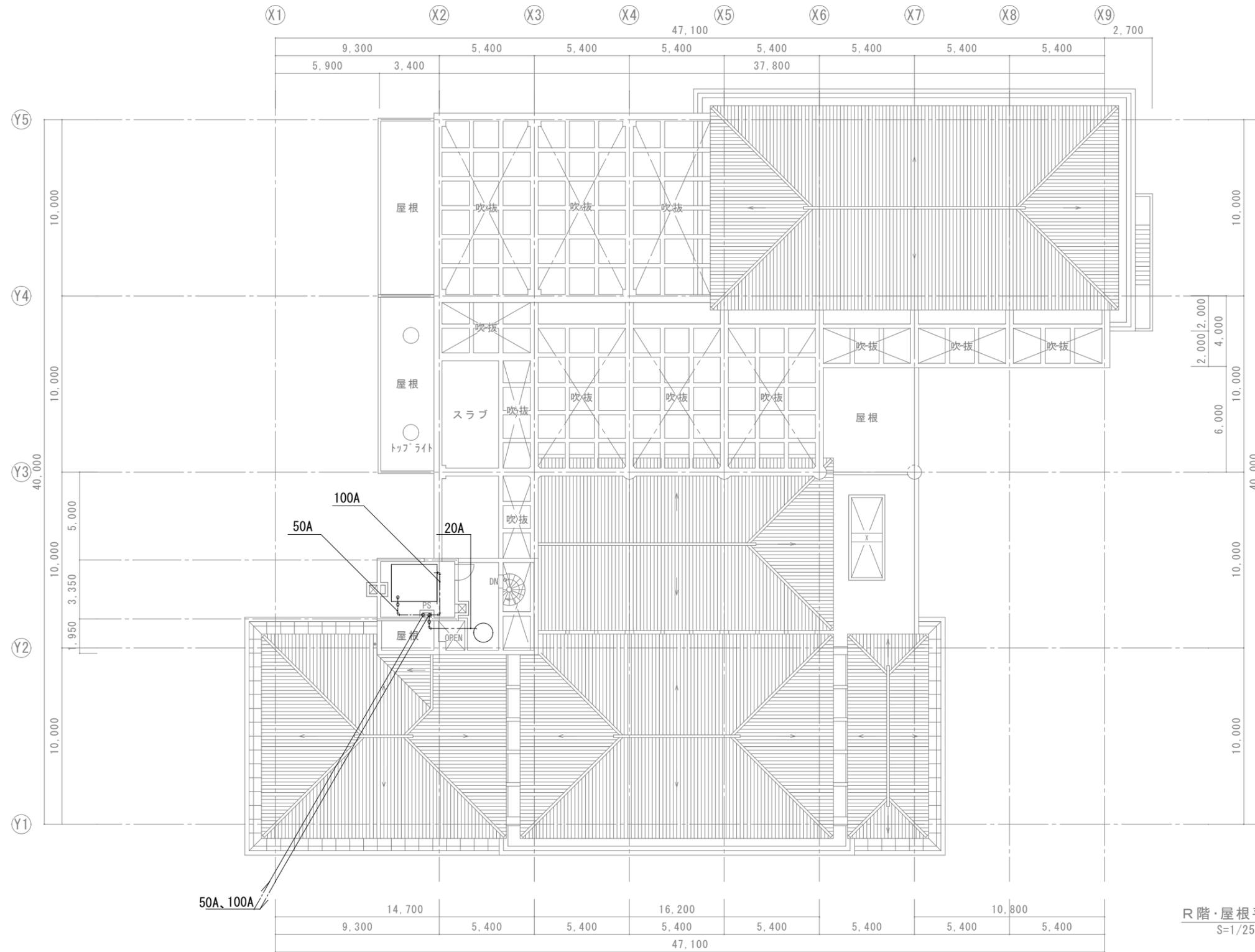
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	1階給排水設備改修図-2
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮 尺	(A1) S=1: 75 (A3) S=1: 150
適 要		図面番号	M-09
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▼	シャワー
○	排水目皿
⊖	掃除口
⊕	ガス湯沸器
—	給水管 (SGP-VB) (送り側)
---	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管 (被覆銅管)
—	排水管 (VP)
---	通気管 (VP)



3階平面図
S=1/250

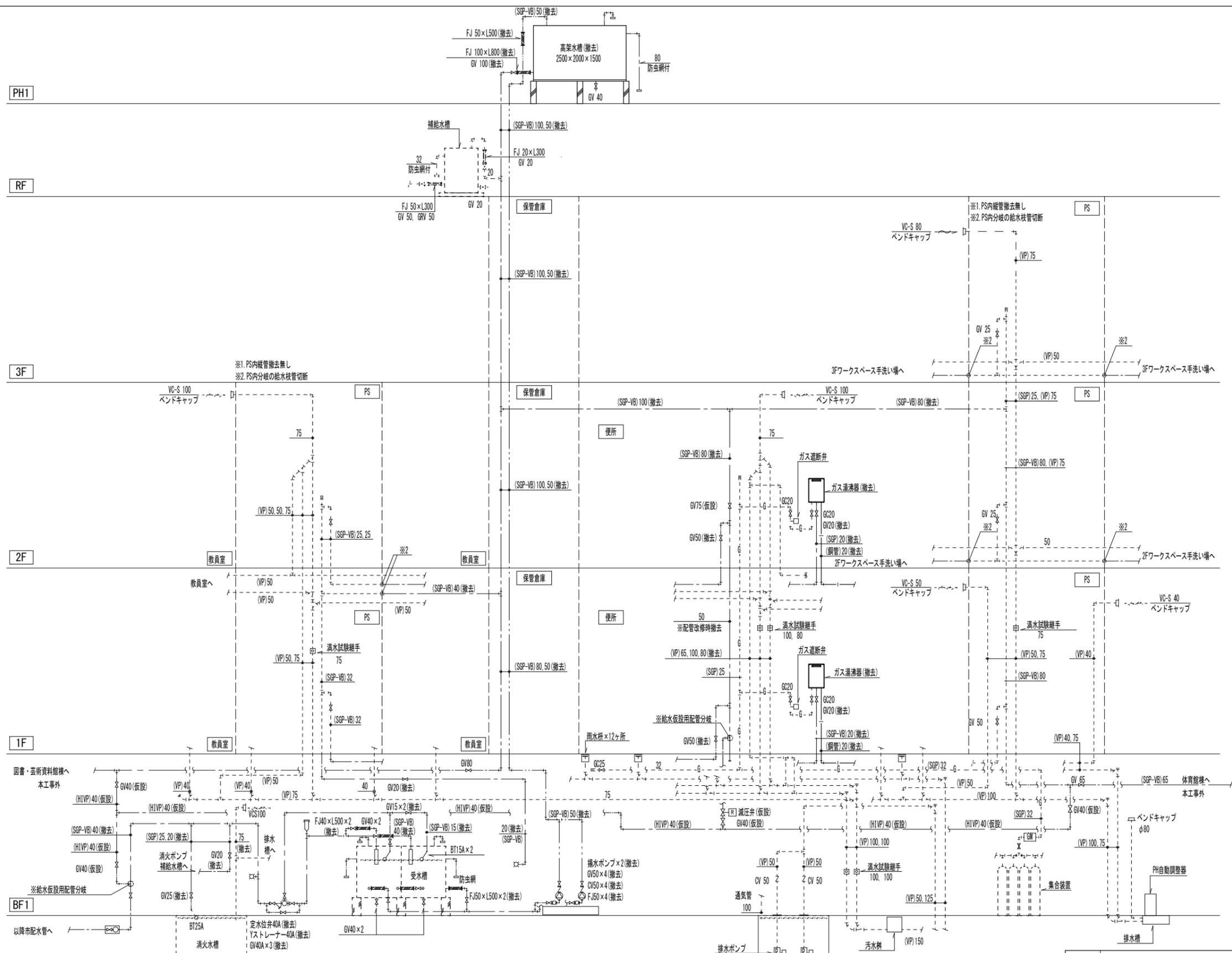
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	3階給排水設備改修図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1:125 (A3) S=1:250
適要		図面番号	M-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



凡例	
⊗	単水栓
⊗	混合水栓
▶	シャワー
⊙	排水目皿
⊖	掃除口
⊗	ガス湯沸器
---	給水管 (SGP-VB) (送り側)
---	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管 (被覆銅管)
---	排水管 (VP)
---	通気管 (VP)

R階・屋根平面図
S=1/250

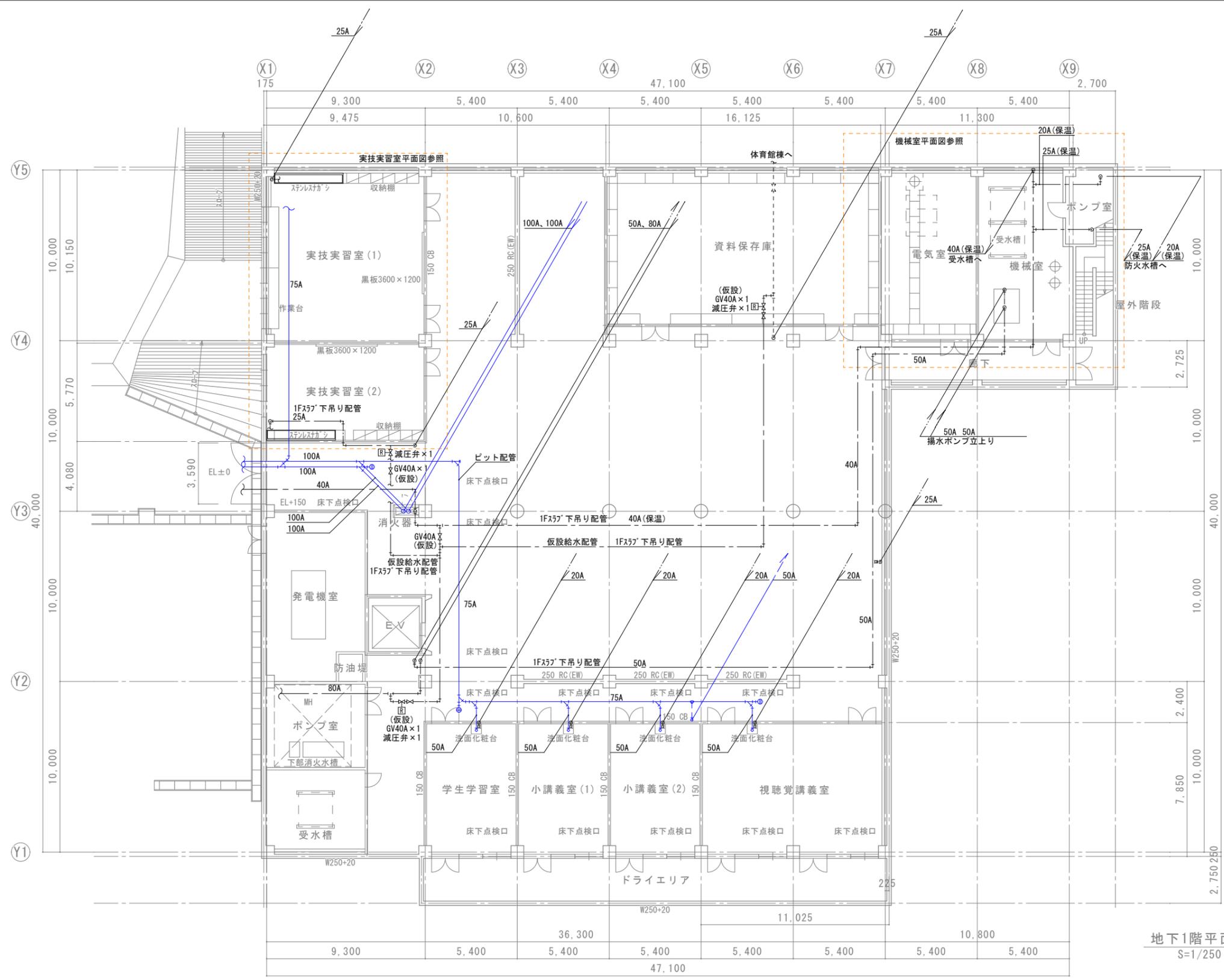
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	屋上階給排水設備改修図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	M-12
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694号 一級建築士登録 第 363113号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



※排水管については特段の劣化が無い限り既存利用とする

- 凡例
- 撤去
 - - - 既設のまま

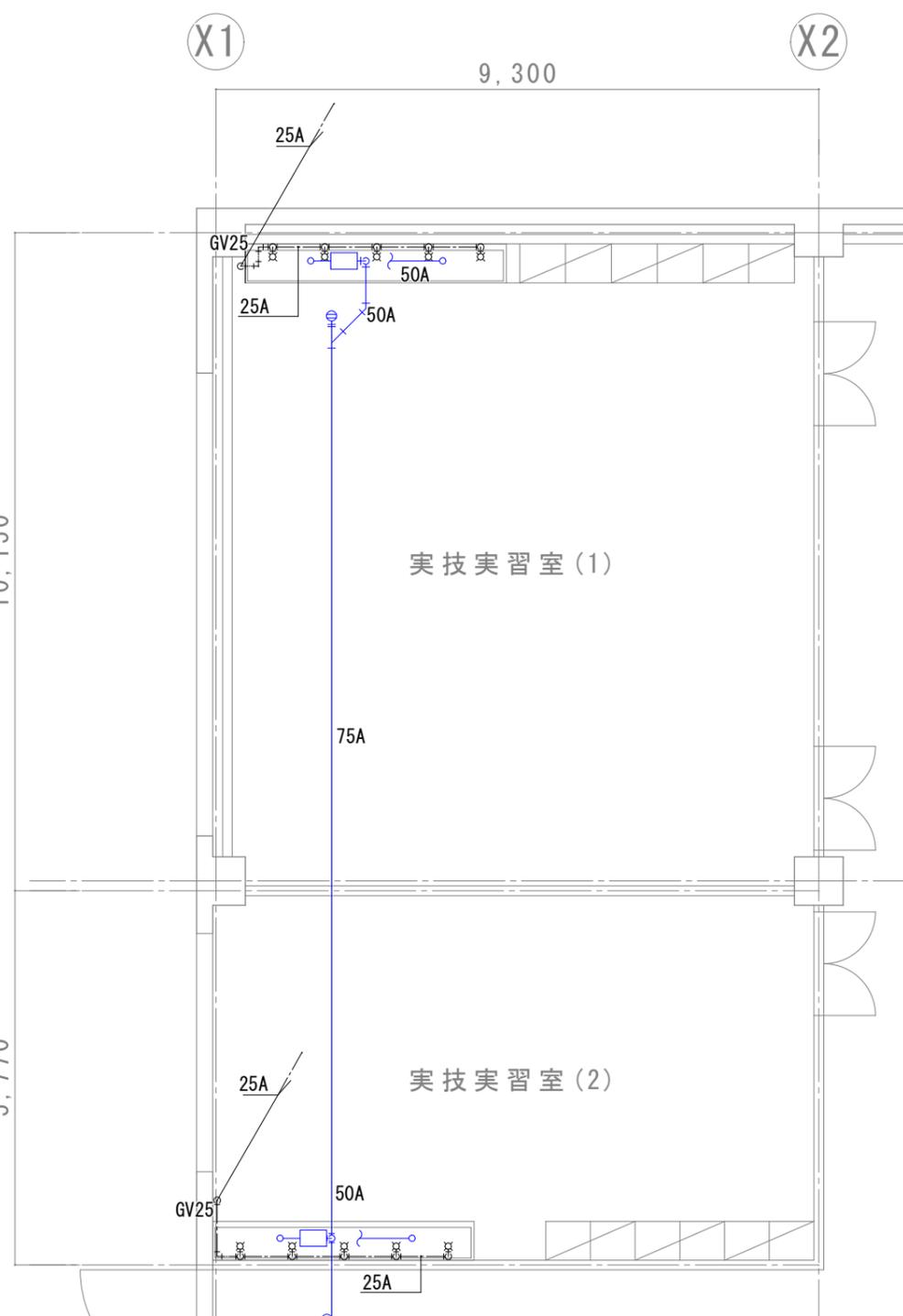
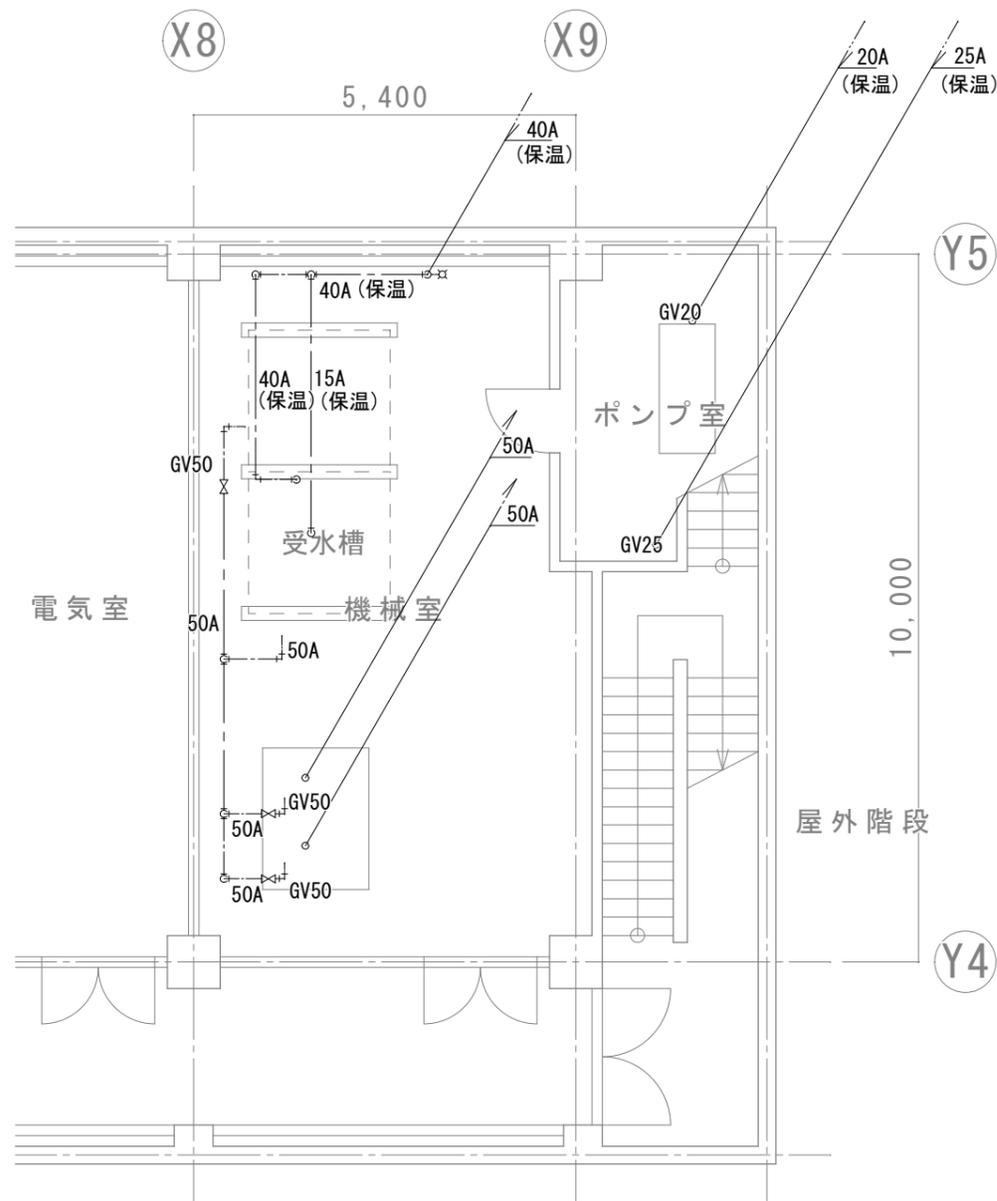
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里古蔵町1-4	図面名称	給排水系統図(撤去)
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: - (A3) S=1: -
適要		図面番号	M-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▶	シャワー
○	排水目皿
⊖	掃除口
⊗	ガス湯沸器
—	給水管 (SGP-VB) (送り側)
—	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
—	給湯管 (被覆銅管)
—	排水管 (VP)
—	通気管 (VP)

地下1階平面図
S=1/250

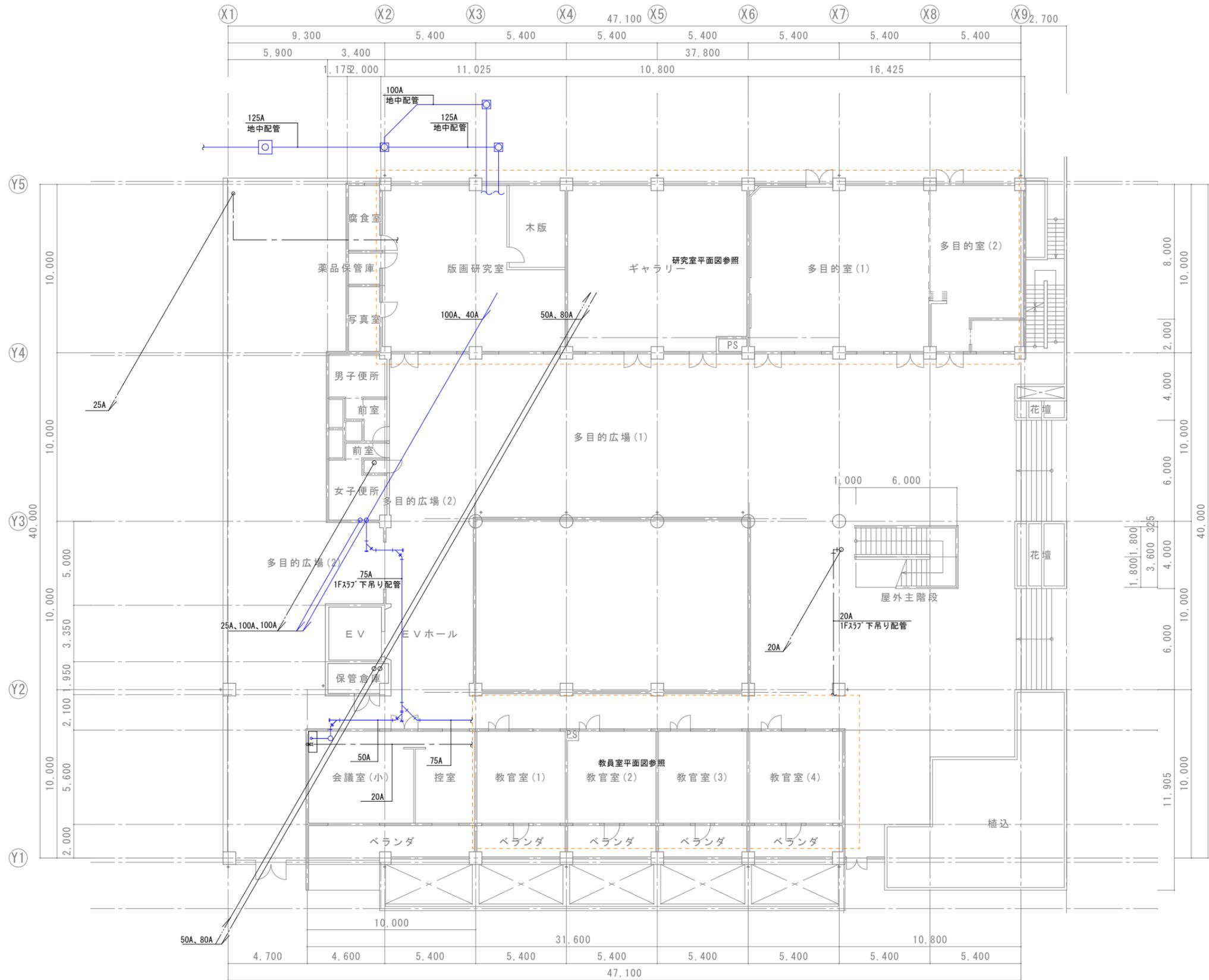
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階給排水設備撤去図-1
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	M-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694号 一級建築士登録 第 363113号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▶	シャワー
⊙	排水目皿
⊕	掃除口
⊗	ガス湯沸器
---	給水管(SGP-VB) (送り側)
---	給水管(SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管(被覆銅管)
---	排水管(VP)
---	通気管(VP)

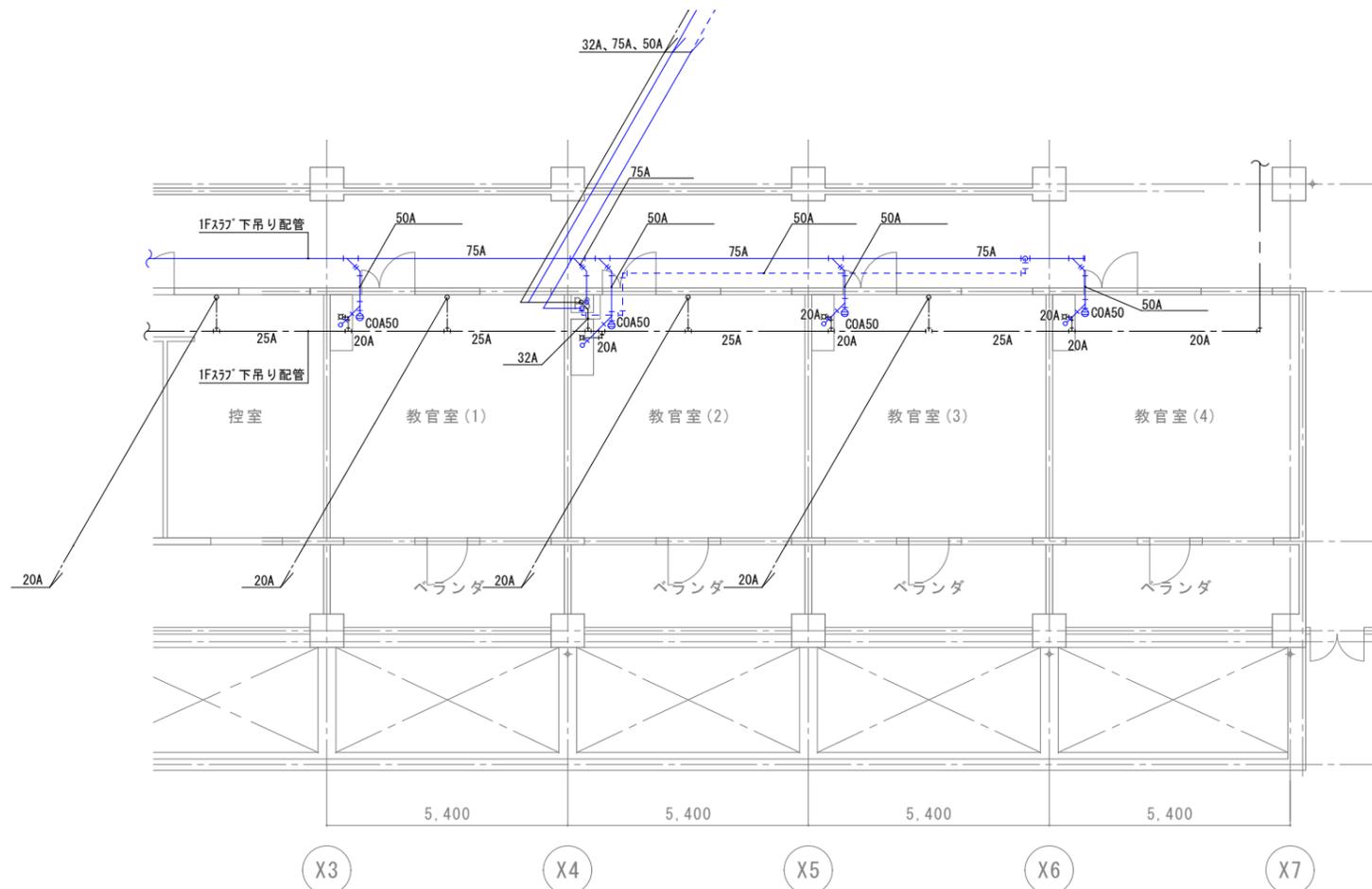
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	地下1階給排水設備撤去図-2
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100
適要		図面番号	M-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▲	シャワー
○	排水目皿
⊕	掃除口
⊗	ガス湯沸器
—	給水管 (SGP-VB) (送り側)
---	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
—	給湯管 (被覆銅管)
—	排水管 (VP)
---	通気管 (VP)



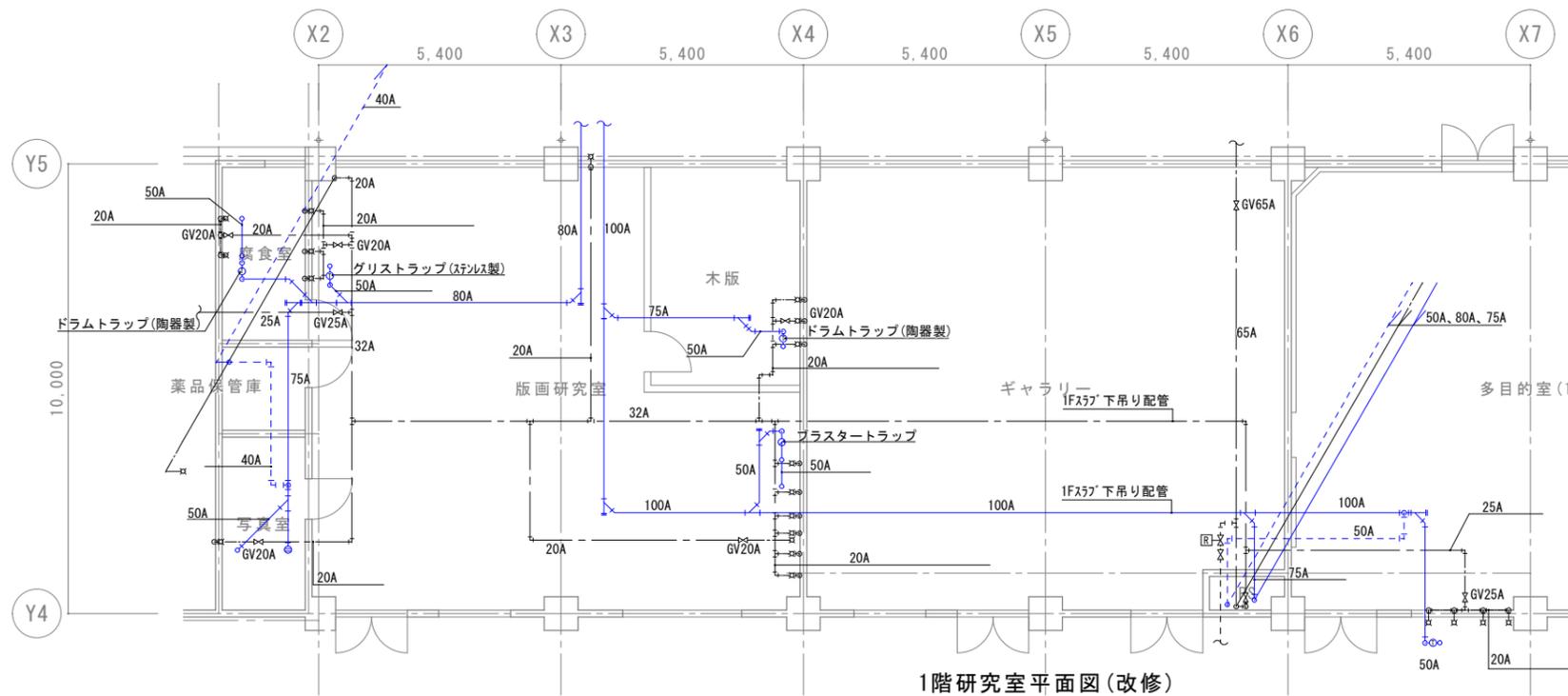
1階給排水管撤去平面図
S=1/250

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	1階給排水設備撤去図-1
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	M-16
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



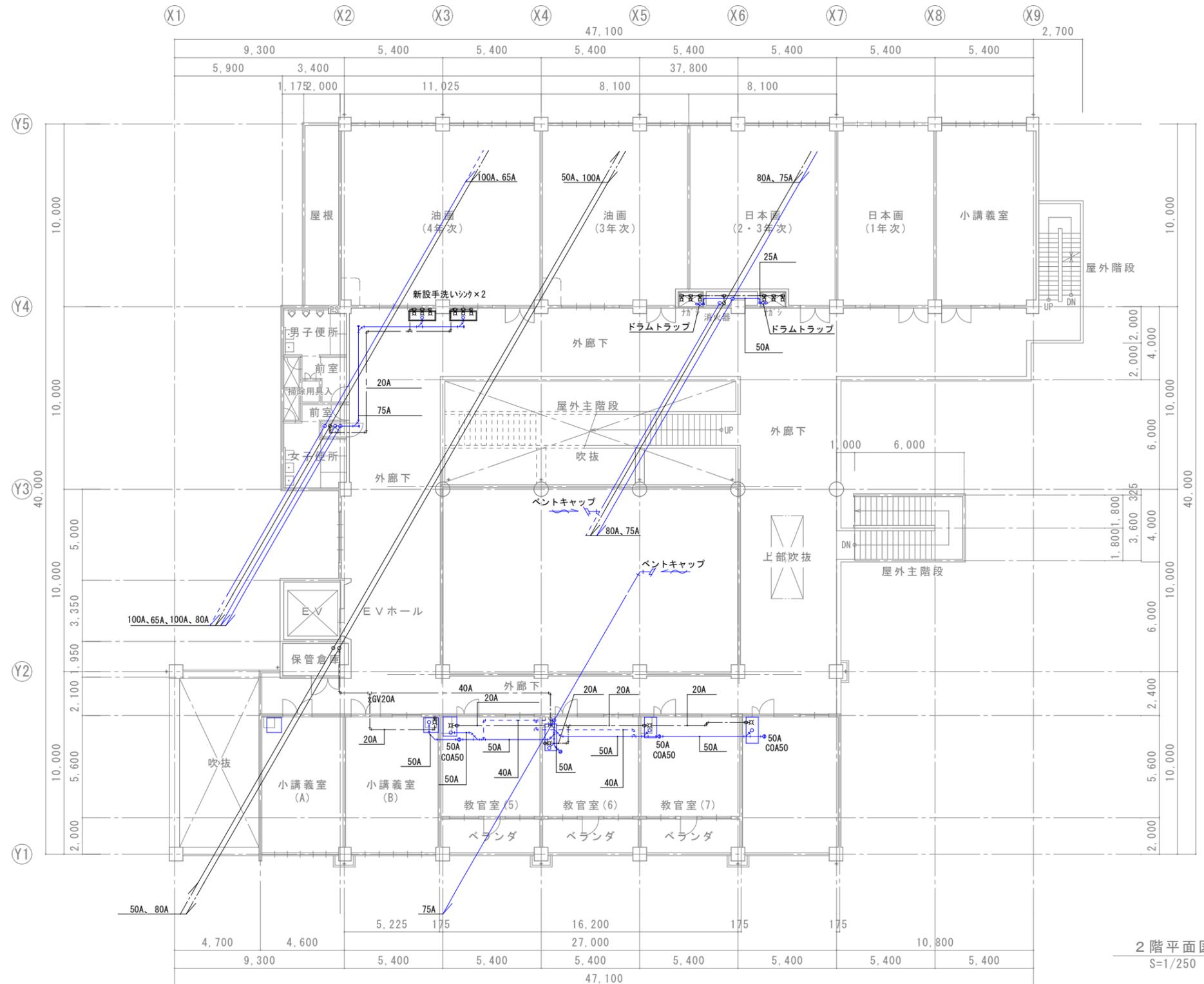
1階教員室平面図(改修)
S=1/150

凡 例	
⊘	単水栓
⊗	混合水栓
▶	シャワー
○	排水目皿
⊖	掃除口
	ガス湯沸器
---	給水管(SGP-VB)(返り側)
---	給水管(SGP-VB)(送り側)(保温有)
---	給湯管(被覆銅管)
---	排水管(VP)
---	通気管(VP)



1階研究室平面図(改修)
S=1/150

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	1階給排水設備撤去図-2
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 75 (A3) S=1: 150
適要		図面番号	M-17
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

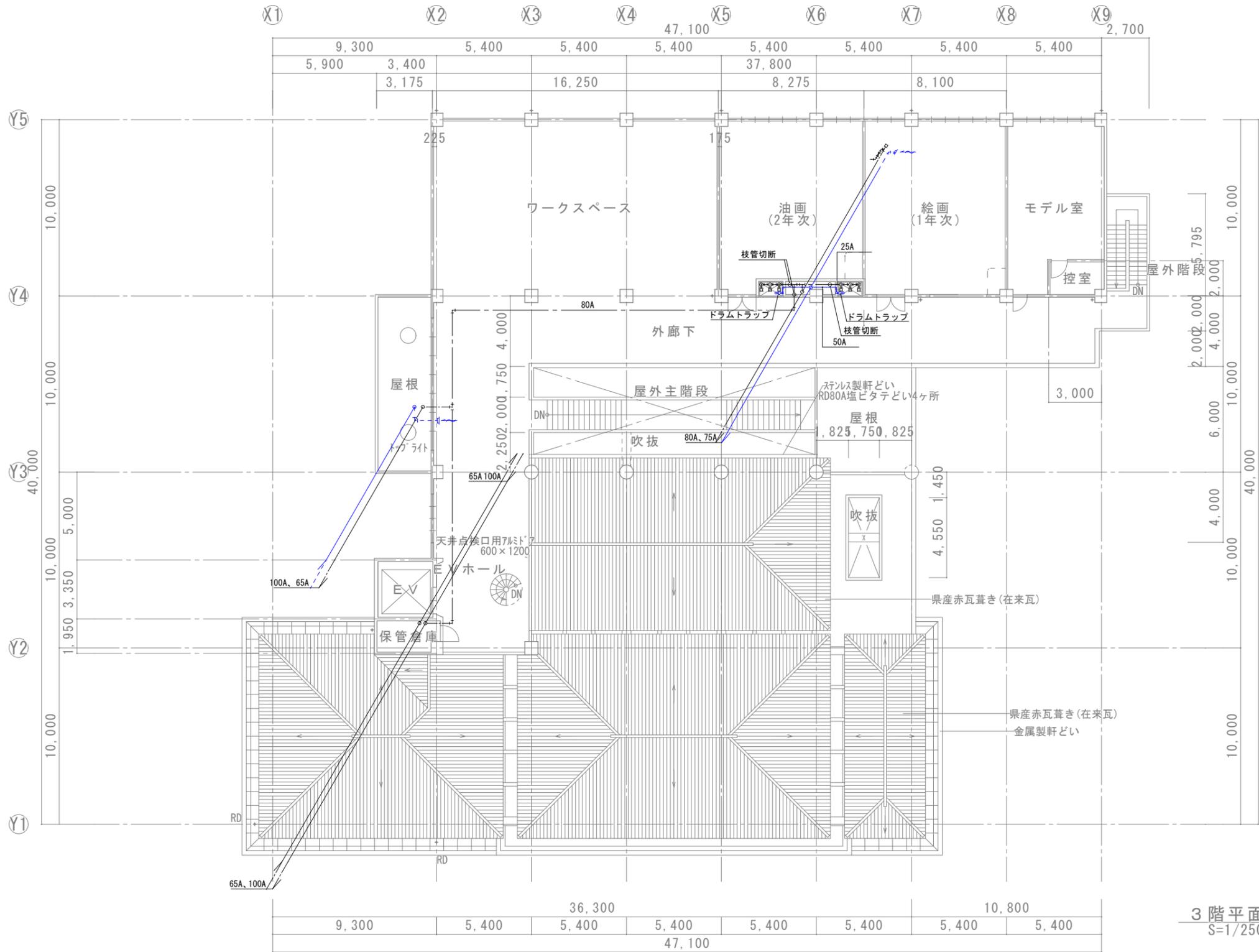


凡例	
⊕	単水栓
⊗	混合水栓
▶	シャワー
⊙	排水目皿
⊖	掃除口
☼	ガス湯沸器
---	給水管 (SGP-VB) (返り側)
---	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管 (被覆銅管)
---	排水管 (VP)
---	通気管 (VP)

2階平面図
S=1/250

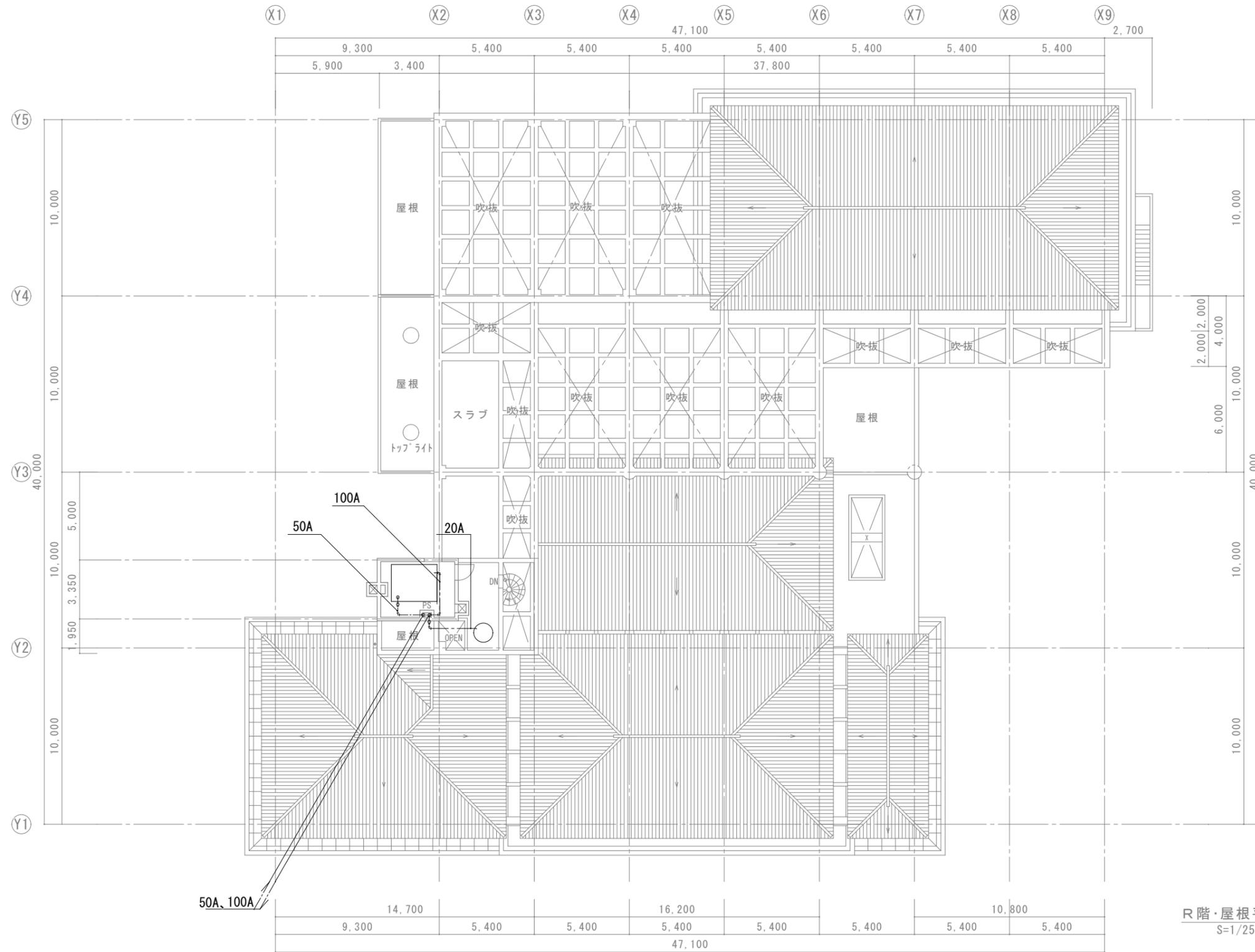
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	2階給排水設備撤去図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1:125 (A3) S=1:250
適要		図面番号	M-18
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

凡例	
□	単水栓
■	混合水栓
▼	シャワー
○	排水目皿
⊖	掃除口
⊕	ガス湯沸器
—	給水管 (SGP-VB) (送り側)
---	給水管 (SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管 (被覆銅管)
—	排水管 (VP)
---	通気管 (VP)



3階平面図
S=1/250

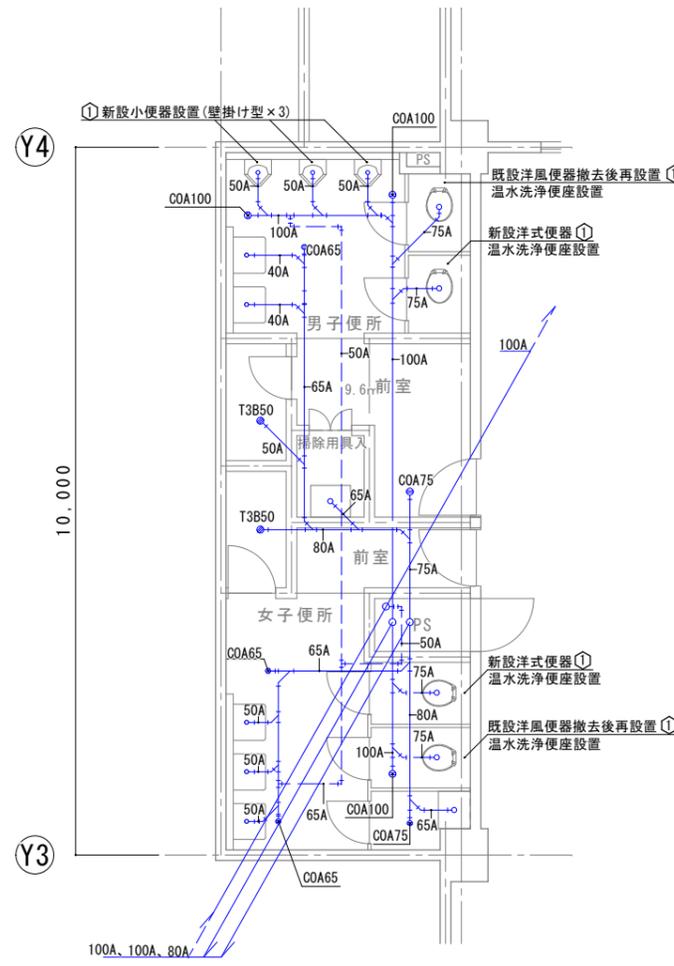
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	3階給排水設備撤去図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1:125 (A3) S=1:250
適要		図面番号	M-19
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



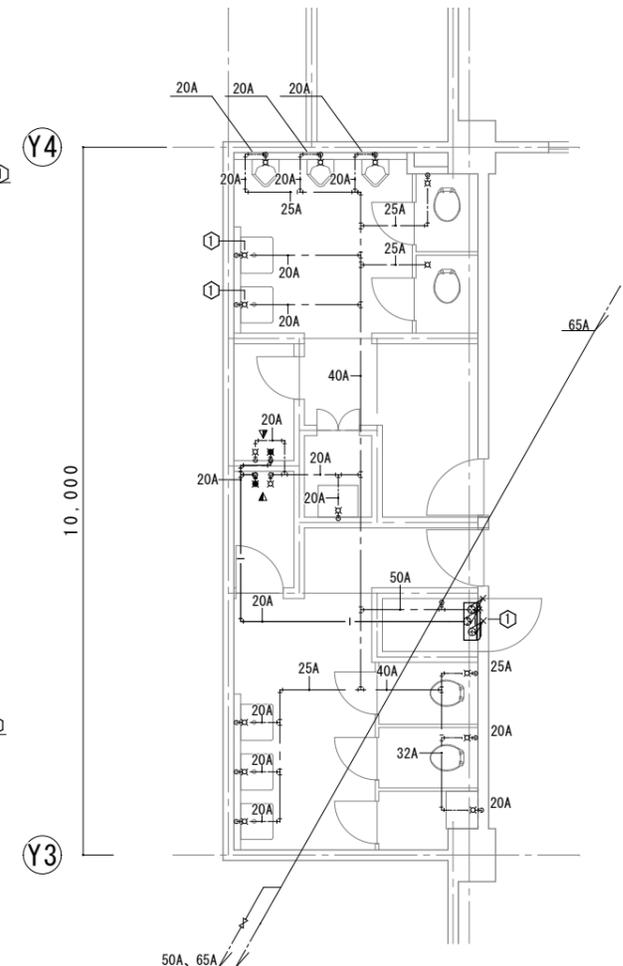
凡例	
⊕	単水栓
⊗	混合水栓
▶	シャワー
⊙	排水目皿
⊖	掃除口
⊗	ガス湯沸器
---	給水管(SGP-VB) (送り側)
---	給水管(SGP-VB) (送り側) (保温有)
---	給湯管(被覆銅管)
---	排水管(VP)
---	通気管(VP)

R階・屋根平面図
S=1/250

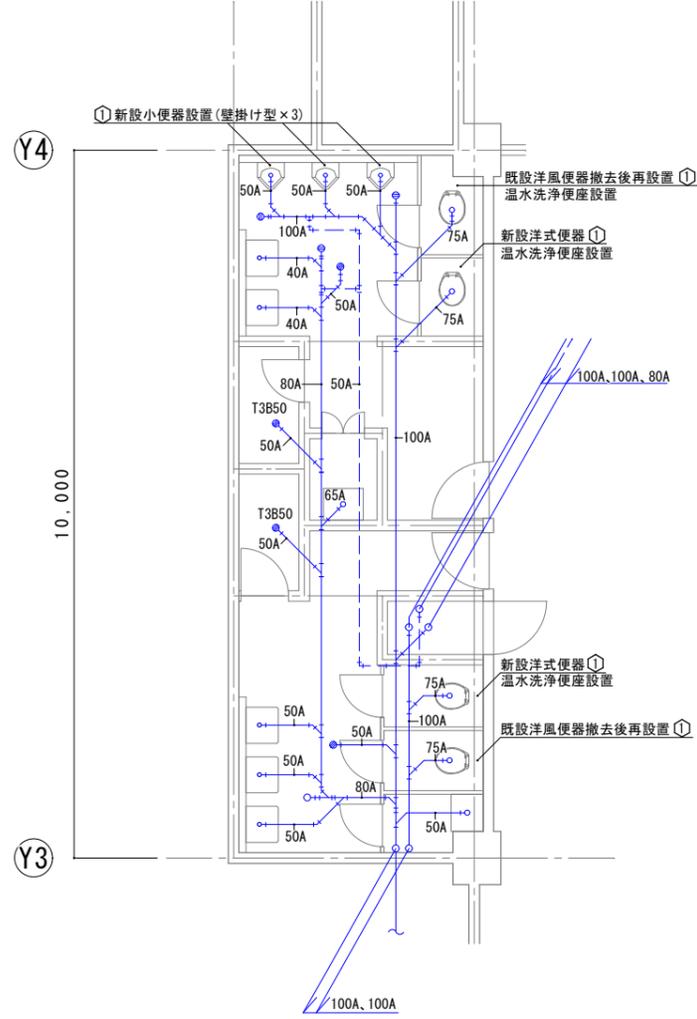
工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	屋上階給排水設備撤去図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 125 (A3) S=1: 250
適要		図面番号	M-20
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694号 一級建築士登録 第 363113号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	



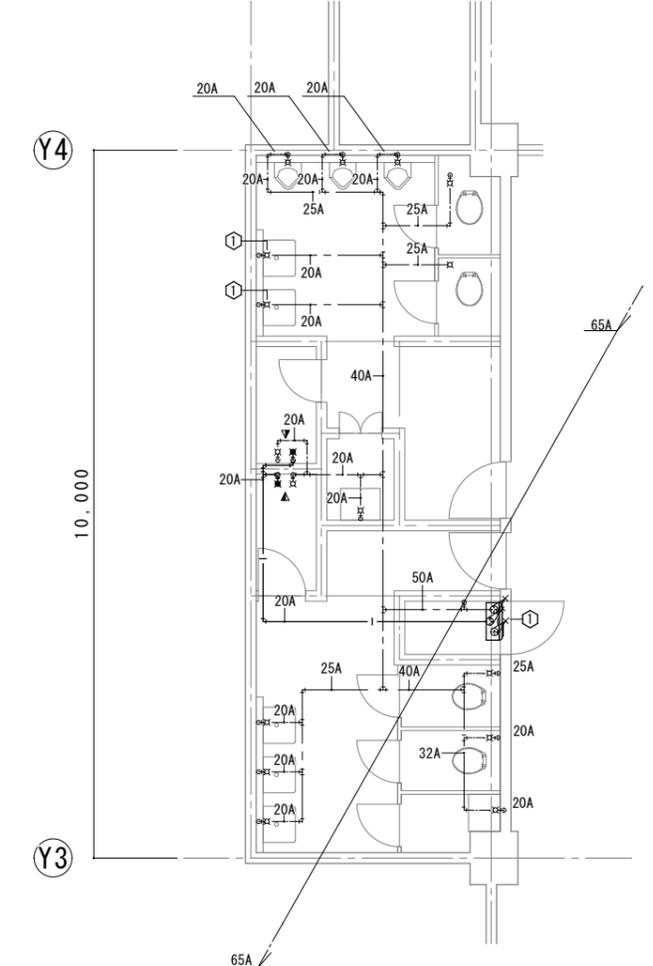
2階共用トイレ排水管路改修図
S=1/100



2階共用トイレ給水給湯管改修図
S=1/100



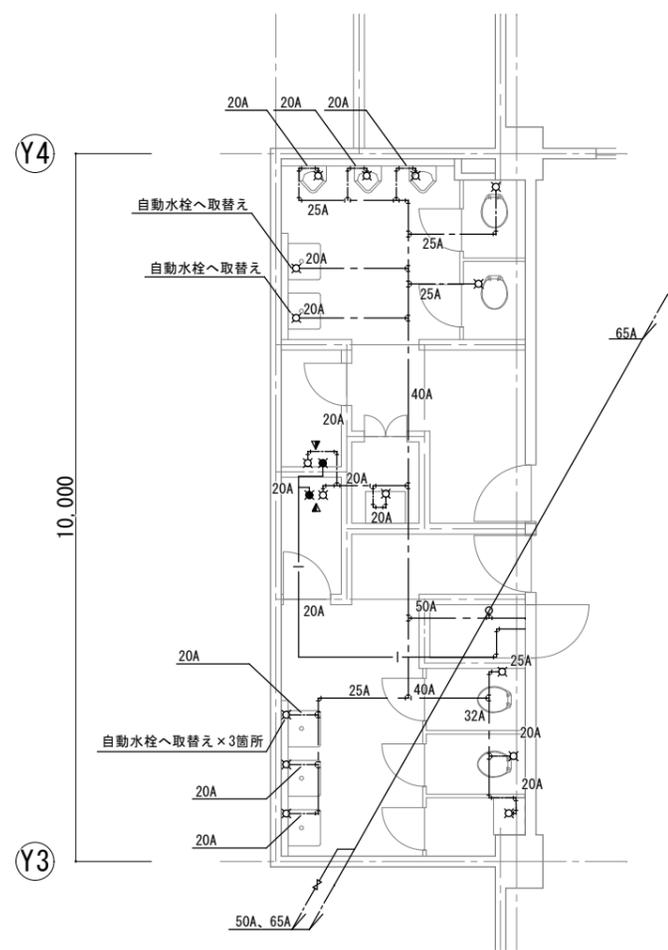
1階共用トイレ排水管路改修図
S=1/100



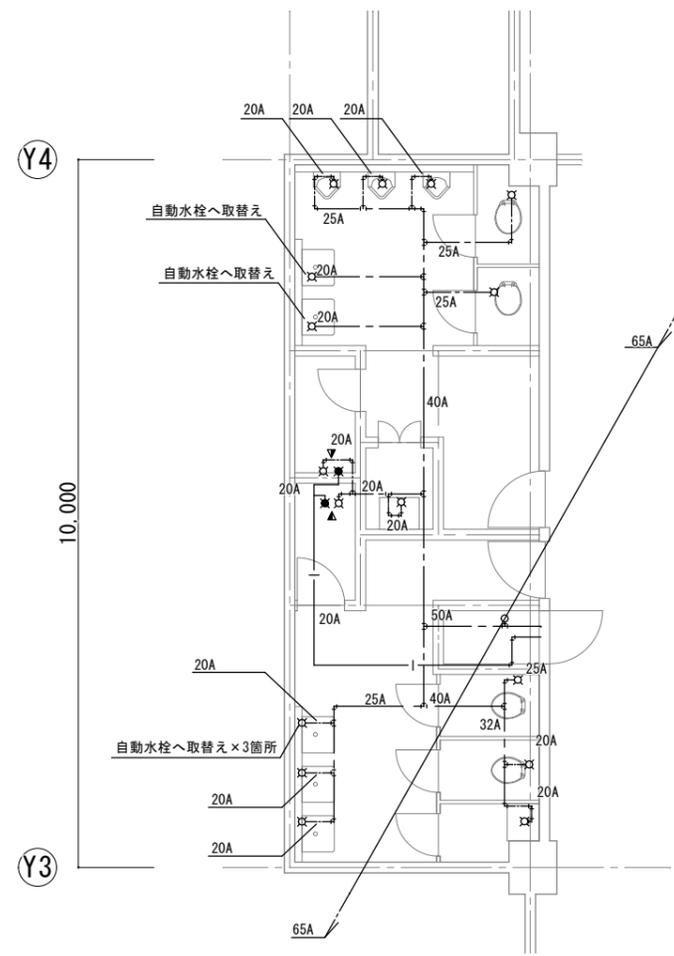
1階共用トイレ給水給湯管改修図
S=1/100

凡例	
---	通気管
—	排水管
⊙	掃除口 (COA)
●	排水目皿 (T3B)

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	共用トイレ排水管路改修平面図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100
適要		図面番号	M-21
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



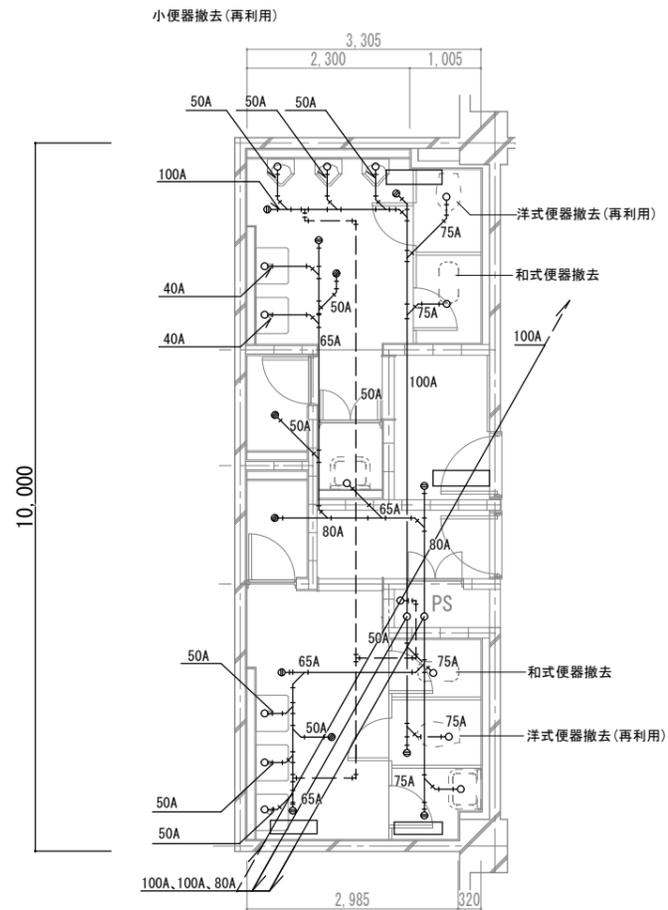
2階共用トイレ給水・給湯管改修平面図
S=1/100



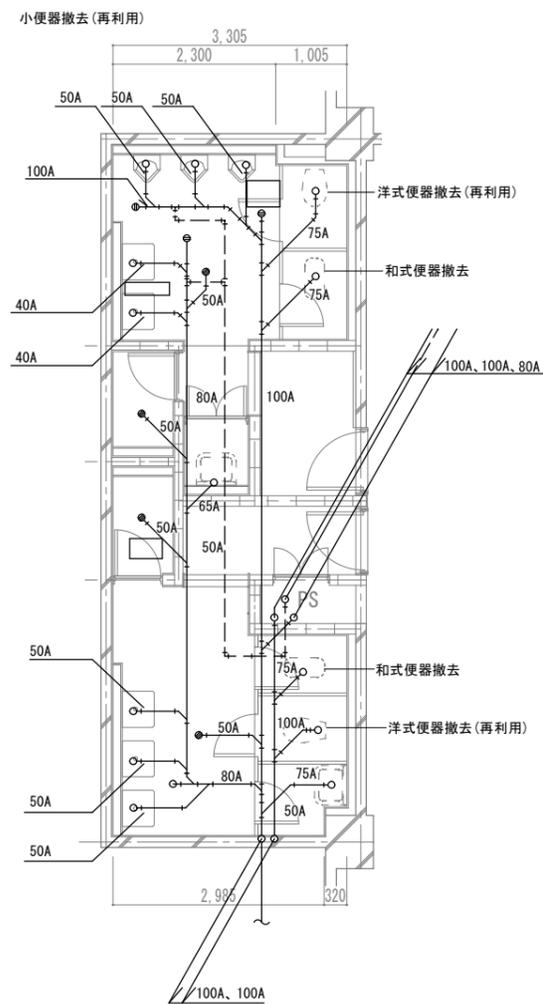
1階共用トイレ給水・給湯管改修平面図
S=1/100

凡例	
---	給水管
- -	給湯管

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	共用トイレ給水管改修平面図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100
適要		図面番号	M-22
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

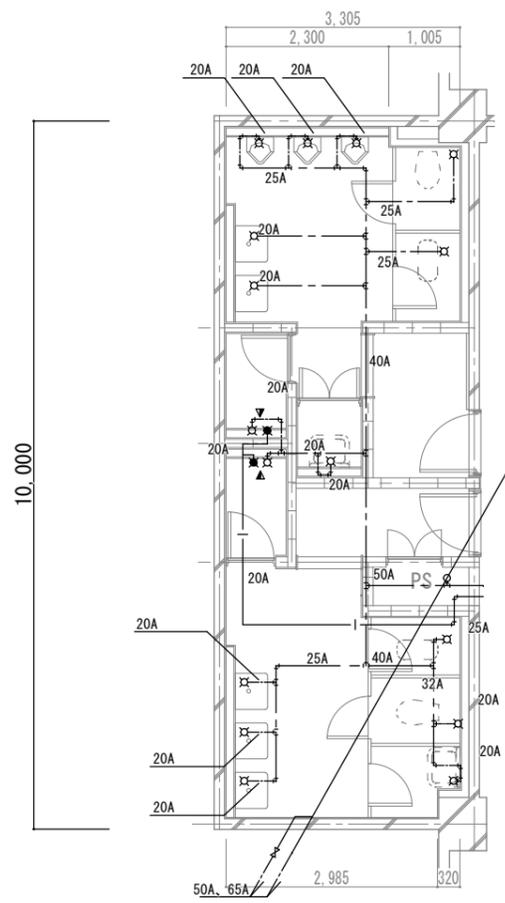


2階共用トイレ排水管撤去平面図
S=1/100

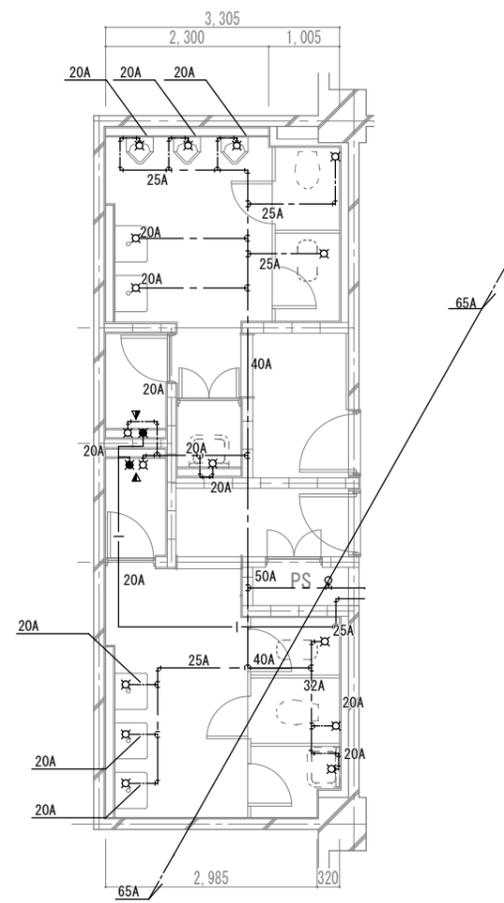


1階共用トイレ排水管撤去平面図
S=1/100

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	共用トイレ撤去排水管路平面図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100
適要		図面番号	M-23
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		



2階共用トイレ給水・給湯管撤去平面図
S=1/100



1階共用トイレ給水・給湯管撤去平面図
S=1/100

凡例	
---	給水管(撤去)
— —	給湯管(撤去)

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	共用トイレ撤去給水管路平面図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100
適要		図面番号	M-24
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

衛生器具表

品名	規格	参考品番(TOTO)	仕様(付属品)	個数	備考
洋風大便器			フラッシュバルブ式 その他付属品一式	4	新設:4箇所 既設再利用:4箇所
紙巻き器			天板付、シングルタイプ、取付金具一式	8	既設撤去共
温水洗浄便座			リモコン、擬音装置付き フタ有り	8	新設・既設共
小便器			壁掛け式、自動洗浄機能付き 壁給水、壁排水式。汚垂石込み	6	既設撤去共
自動水栓 (手洗い器既設利用)			壁給水・壁排水 取付金具一式	10	
化粧鏡 (既設再利用)			耐食化粧鏡、取付金具一式	8	
壁掛型手洗い器 (既設再利用)			壁給水、壁排水 取付金具一式	10	
三槽シンク	ステンレス製		床排水 取付金具一式	4	
自在水栓			15A 壁付首長自在水栓、取付金具一式	12	3個/三槽シンク1台

各機器表

記号	名称	機器仕様	電気容量			個数	備考
			W	φ	V		
GH-1	ガス瞬間湯沸器	型式:壁掛形屋外設置式 能力:16号タイプ 付属品一式 ※ガス消費量及び、電気容量は、参考値とする		1	100	2	PS内設置 既設撤去共

凡 例		
記号	名称	備考
— — —	給水管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
— —	給湯管	給湯用被覆銅管
— G —	ガス管	ポリエチレン被覆銅管
————	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管
— — — —	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管
⊗	仕切弁	青銅製 10K
⊘	単水栓	クロームメッキ仕上げ
Ⓜ	量水器	貸与品
Ⓢ	床上掃除口	フローリングタイプ差込み式

工事名称	県立芸術大学給排水・電気設備改修工事	工事年度	令和4年度
工事場所	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	図面名称	器具・機器表
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	(A1) S=1: — (A3) S=1: —
適要		図面番号	M-25
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 ワールド設計	
	資格者氏名	1級建築士 金城 昌樹	
	登録番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
	所在地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	